

報告書案に対する意見招請結果  
及び  
これに対する考え方

2007年9月

## 意見招請の結果概要

### 意見招請期間

平成19年6月22日～同年7月23日

### 意見提出者一覧

(順不同)

通信事業者等	日本電信電話(株)(NTT持株)、東日本電信電話(株)(NTT東日本)、西日本電信電話(株)(NTT西日本)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)(NTTコミュニケーションズ)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ(NTTドコモ)、KDDI(株)、ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)、(株)USEN、(株)ウィルコム、KVH(株)、北海道総合通信網(株)(HOTnet)、イー・アクセス(株)、イー・モバイル(株)、ヤフー(株)
通信ベンダー等	富士通(株)
各種団体	(社)日本インターネットプロバイダー協会(JAIPA)、(社)テレコムサービス協会・政策委員会、(社)日本経済団体連合会(経団連)、モバイル・コンテンツ・フォーラム(MCF)
その他	ロージナ茶会、個人(14名)

参考 AT&T Inc.及びAT&T Japan Ltd.から英文による意見提出もありました。

#### 《注釈》

- 提出された意見を引用するに当たっては、必要に応じ、事務局において趣旨を損なわない範囲で要約している。
- 「考え方」の記載に当たっては、読みやすさの観点から以下の略号を用いている。
  - : 報告書案に賛同するご意見。
  - : 今後の検討に当たって参考又は留意すべきご意見。「考え方」で引用している報告書のページは、修正後の報告書(案)のページ。
- 表中の提出者名については、上記意見提出者一覧の( )の表記としました。  
なお、ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム及びソフトバンクモバイルについては「ソフトバンクG」と、また、イー・アクセス及びイー・モバイルについては「イー・アクセス」としました。

提出者	意見	考え方
KDDI	<p>1. 現在でもNTT東・西は、加入者回線の約92%を保有するなど( ) 独占時代に構築したボトルネック設備を市場支配力の源泉としており、依然として事業戦略やサービス提供上の優位性を保持している。 平成19年3月末のNTT東・西のシェアは92.5% (出典：平成19年7月3日総務省報道発表)</p> <p>2. 2001年のNTT法改正により、NTT東・西は、ボトルネック設備を保有する優越的な地位にありながら、事業領域を拡大することが可能になった。「活用業務」を通じた事業領域の拡大は留まるところを知らず、現在、各市場におけるNTTグループのシェアは増加の一途を辿っています。特にNTT東・西のブロードバンド市場におけるシェアの急拡大は、活用業務の展開と軌を一にするものであり、市場支配力の濫用が固定電話市場からブロードバンド市場へと広がりを見せていることを示している。</p> <p>3. NTTグループ内連携強化によるグループドミナンスの問題も顕著になっている。NTT中期経営戦略に基づき、ボトルネック設備を保有するNTT東・西を起点としたグループ内連携強化が進められており、市場支配力が複数の市場に及んでいます。例えば、ドコモショップでのNTT東日本のBフレットと携帯電話端末とのセット販売や、NTT東・西とNTTコムとの間での法人営業部門の統合が行われておりますが、こうしたグループ内の一体的営業戦略は、1992年のNTTドコモ分離及び1999年のNTT再編成の趣旨を没却するものである。</p> <p>4. IP化の進展に伴い、様々なサービスをお客様に提供する上で、ボトルネック設備であるアクセス網の重要性は一層高まっています。ボトルネック問題への対応としてのNTT東・西のアクセス部門の分離や、グループドミナンスへの対応としての持株会社体制の廃止・NTTグループの完全資本分離という抜本的措置がなければ、真の公正競争は実現しない。</p> <p>5. NTTの組織の在り方が議論されるのは2010年であるため、それまでの間は、<u>ボトルネック設備に関する現行ルール</u>の運用を徹底すると共に、<u>追加的な措置を早期に講じる必要がある</u>と考える。更に、<u>NTTグループによる共同的・一体的な市場支配力の行使に対する措置についても追加する必要がある</u>と考える。</p>	(第3章3関連)
NTT西日本	<p>光ブロードバンドサービスやWiMAXに代表される広帯域無線サービス等がこれから本格的に展開されようとしているブロードバンド時代においては、それらにふさわしいインフラ整備、技術開発及びサービス開発の面で、既存事業者も新規参入事業者も同じスタートラインに立ち、今後のブロードバンド市場の発展は各事業者の創意工夫や努力如何にかかっているところである。</p> <p>このような環境下において、なお、従来の競争政策(ボトルネック設備を指定し、その設備を公定料金で内外無差別に貸し出しさせる仕組み)を継続した場合、自ら努力して設備を造るよりも、他人が努力して造った設備を借りた方が有利となることから、本来行われるべき「設備競争」は進展せず、特定の事業者の設備独占の上にサービス競争のみが展開される構造を変化させることはできません。これから本格的にブロードバンドサービスが展開されようとしている時期であるからこそ、ここは従来の発想を転換して、21世紀のブロードバンド時代にふさわしい競争政策に思い切って舵を切り、各事業者が自らのリスクで設備を設置し、技術を開発し、それぞれの創意工夫によりお客様のニーズに即したサービスを提供するよう促す競争環境を整備することで、お客様利便の向上、ICT産業の成長・拡大、ひいては我が国全体の経済の活性化、国際競争力の維持・向上を図るべきである。</p>	(第3章3関連) なお、ドミナント規制はあくまでボトルネック設備を保有していること等により市場支配力濫用の懸念がある場合にこれを防止することを目的として適用されるものであり、公正競争環境を整備し、健全な市場発展を促す観点から引き続き有効である。

	<p>また、ブロードバンド市場においては、同市場でインフラ整備や新規サービス開発を進めようとしている事業者の意欲を殺ぎ、多様なブロードバンドサービスの芽を摘むことがないよう、あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づく事前規制をかけず、各事業者に自由に事業展開を行わせるべきであり、万一それによって問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹することが、同市場のダイナミックな発展につながり、健全な競争を促進することになると考える。</p>	
NTTコミュニケーションズ	<p>インターネットや上位レイヤにおけるビジネスについては、行政当局の介入を最小限にとどめることにより発展してきた経緯があり、当該分野における競争の規律に事前規制を導入することや市場のモニタリングを強化することは事業者による新技術への投資や創意工夫による新サービスの提供を阻害することになると考えます。</p> <p>IP化の進展やブロードバンド化は、技術革新に基づく不確実性を伴うものであり、日本国内において、事前規制を始めとする独自の競争の規律を適用することは、我が国のICT産業の国際競争力強化に逆行するものと考えます。また垂直・水平市場の統合が多様な形で進展するなか、資本関係を有する事業者間においても柔軟な事業運営を可能とすべきであり、追加的な競争の規律を検討するうえでは具体的な問題の発生の有無を十分に検証すべきと考えます。かかる観点より本報告書においては、規制や市場の監督強化等の行政当局の関与を必要最低限にとどめ、市場機能による調整を基本とし具体的な問題が生じた場合に事後規制を検討するという競争の規律に関する基本的なアプローチを明確にする必要があると考えます。</p> <p>以下に具体的な意見として記載いたしますが、第二章や第三章においては、有効競争を阻害しているという問題の実態がないにも拘わらず、行政によるモニタリングの強化やドミナント事業者と資本関係を有する事業者への規制強化を示唆する内容が含まれており、その記載内容について再検討が必要であると考えます。</p>	(第3章3関連) 同上。
ロージナ茶会	<p>マンションプロバイダと呼ばれる、建物に対して特定のISP事業者が入っていることがある。昨今の分譲マンション等で指定されていることがたまにあるが、このような事業者が入っている場合、他の回線事業者とは契約できない、ということが起こる。稀には、マンション販売時には「ブロードバンド利用可能」とだけしか書いておらず、後になってプロバイダがわかるということもある。このような事業者の中には、FW等の設定によって特定のサービスの利用ができなくなっているものもあり、消費者の選択の自由が阻害される。</p> <p>少なくとも分譲マンション等では、回線を選べるようにするか、もしくは、回線事業者がどのようなサービスを行っているかについて、予め情報提供を行うことを義務づけさせる必要がある。今後、インターネットを利用したサービスは社会基盤としてさらに普及していくことが予想され、その利用を制限される可能性がある以上、この点は明記されるべきである。</p>	<p>ご指摘の点は、一般私法上、マンション管理組合の選択に委ねられるものであるが、販売事業者が、電気通信事業者及び電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者である場合は、電気通信事業法第26条の電気通信役務に関する提供条件の説明義務がかかることとなる。</p>

第1章 ネットワークの中立性に関する基本的視点

1. 検討の目的

提出者	意見	考え方
KVH	記述内容に賛同する。	
ソフトバンクG	<p>ブロードバンド市場においては、ボトルネック性に起因する市場支配力が厳然として存在しており、設備投資インセンティブの向上のみでは、サービスの多様化を実現することはできない。このような環境下においては、ボトルネック性を有する指定電気通信設備との接続を促進することが、サービスの多様化等、より社会厚生を高め得ると考えられる。以上を踏まえ、報告書案P1を、次のように修正することを要望する。</p> <p>【原案】 「本懇談会の目的は、(中略)ブロードバンド市場における設備投資インセンティブの向上やサービスの多様化等を実現することにある。」</p> <p>【修正案】 「本懇談会の目的は、(中略)ブロードバンド市場における設備投資インセンティブの確保、指定電気通信設備との接続のさらなる推進によるサービス競争の進展やサービスの多様化等を実現することにある。」</p> <p>なお、新たなドミナント規制及び指定電気通信設備制度に関する具体的な規制内容を検討するにあたっては、一般法である独占禁止法におけるドミナント規制の存在を十分考慮の上、独占禁止法におけるドミナント規制及び電気通信事業法(以下、「事業法」という。)における指定電気通信設備規制との棲み分けや整合性の確保等について検討を行うことが必要。具体的には、既にドミナントに対する一般的な規制として独占禁止法が定められていることに鑑み、事業法においては、通信市場における特性の一つであるボトルネック性に着目した規制内容を整備することが必要と考える。</p>	<p>ご指摘の修正については、全体のバランスを勘案して原案が適当と判断した。</p> <p>なお、独占禁止法と電気通信事業法の適用関係については第3章3(2)に記載しているとおりであるが、市場支配力はボトルネック性に基づくもの他、周波数のように資源制約による市場の寡占性に基づくものも存在するところであり、その双方を念頭に置いた制度の見直しを進めることが適当である。</p>
KDDI	<p>行政当局における競争ルールの運用原則として、報告書案に示された(a)~(c)の3点について特に留意することに賛成する。ただし、ボトルネック設備を有する事業者に対しては、事前規制を重視する必要がある旨、補足的に記述すべきと考える。</p>	<p>(a)~(c)は競争政策の基本原則を掲げたものであり、ご指摘の点については全体のバランスを勘案して原案が適当と判断した。</p>
イー・アクセス	<p>本懇談会の目的として、「ブロードバンド市場全体を視野にいれた競争ルールを整備するための検討を行うこと」(P1)があげられていますが、現在の通信市場において成長を牽引しているのは、モバイルサービスであるため、特にドミナント規制の見直しにあたってはモバイルサービスに対してより比重をかけた観点の検討も重要になってくると考えます。</p> <p>なお、ブロードバンド市場の定義として、モバイルサービスも範疇に入ることを明記すべきと考えます。</p>	<p>本報告書は、IP化の進展に伴う市場環境の変化に対応した競争ルールの在り方について検討を行うものであり、モバイル市場を検討の対象から排除するものではない。</p>

3. 検討に際しての基本的視点

提出者	意見	考え方
ロージナ茶会	<p>本報告書では、「ネットワークの中立性に関する3原則」として下記の3点を上げており、報告書の検討内容としては、コスト負担の公平性と利用の公平性に向けられている。</p> <p>しかし海外の議論において「中立性」という言葉が用いられる場合、利用の公平性におけるドミナント規制やレイヤー間のオープン性の確保が重視されるところであり、コスト負担の公平性の意味合いは小さい。そこで、利用の公平性のみを「中立性」と定義し、コスト負担の公平性は「公平性」として区別することで、名称に統一感をもたせるべきである。</p> <p>また、報告書で取り上げている上記の3原則は、先行議論であるアメリカの「ブロードバンド普及を促進し、公共インターネットの開放性と相互接続性を維持・促進するための4原則」と比して自由度が低いのではないだろうか。特に、原則2の「技術基準」は本報告書内で定義がなされておらず、何を指しているのかが不明である。このままの形で採用されると、キャリアの恣意的な基準に縛られたり、あるいは開発者が萎縮させられたりすることが起こりうるように考えられる。</p> <p>世界最先端のサービスを実現するためには、参入可能性を常に保証することが重要である。そのため、日本では、上記の3原則ではなく、アメリカの4原則に加えて「消費者は、合法的でネットワークに損傷を与えない範囲で、ネットワークを利用した新しいアプリケーションやサービスを自由に開発・開始する権利を有する」ということを追加した、新たな中立性の5原則を打ち出してはどうだろうか。アクセスの自由だけでなく、サービス開始の自由を保証することで、より優れたサービスによる技術革新が行われるように促すことが重要ではないかと考える次第である。</p> <p>【原則1】消費者は、自らの選択により、合法的なインターネット上のコンテンツにアクセスする権利を有する。</p> <p>【原則2】消費者は、法の執行の必要性に従いつつ、自らの選択によってアプリケーションやサービスを楽しむ権利を有する。</p> <p>【原則3】消費者は、ネットワークに損傷を与えない合法的な端末装置を自らの選択によって接続することができる。</p> <p>【原則4】消費者は、ネットワークプロバイダ、アプリケーション&amp;サービスプロバイダ、コンテンツプロバイダ間の競争を楽しむ権利を有する。</p> <p>【原則5】消費者は、合法的でネットワークに損傷を与えない範囲で、ネットワークを利用した新しいアプリケーションやサービスを自由に開発・開始する権利を有する</p>	<p>報告書ではネットワークの中立性について三原則に整理し、具体的な政策の方向性に係る検討について、ネットワークのコスト負担の公平性とネットワークの利用の公平性という2つの観点から検討しているものである。</p> <p>報告書の三原則は、米国の四原則と異なり、各レイヤーへのオープンなアクセシビリティを確保するという視点及び各レイヤーの利用に係るコスト負担の適正性という2つの観点を重視している。なお、ご指摘の技術基準の定義がなされていないという点については、「法令に定める技術基準」と修正し、明確化した。</p>
KVH	<p>ネットワークの中立性については技術中立性も検討されたい。インターネットの利用について消費者の視点からの3つの要件(P5)の基本原則はボトルネック設備事業者の次世代ネットワークにおいても適用できないかの検討が必要。</p>	<p>ネットワークの中立性に関する基本原則において、ネットワークをIP網と定義しており、報告書の三原則については、次世代ネットワークも対象となる。</p>
ヤフー	<p>「次世代ネットワークの持つ高信頼性・一体性とインターネットの持つ自律性等を並存させることができるネットワーク環境を実現する」途上にあり、今後、これを実現するために誰がどのように費用負担をして進めていくことになるかについても消費者に対して明らかにすべき。</p>	

<p>ソフトバンクG</p>	<p>報告書案においては、インターネット及びNTT東西の次世代ネットワーク（NGN）のみを意識した記述がなされており、競争事業者のNGNがNTT東西のNGNと相互接続された形態について、明確な言及がなされていない。</p> <p>従って、報告書案P6の「(2)インターネットと次世代ネットワークの関係」の第2段落以降のインターネットと次世代ネットワークの関連の記述の脚注に、次の記述を追記するとともに、P7に下図のとおり、イメージ図を追記することを要望する。</p> <p>【追記案】</p> <p>「インターネットにおいては、その構成要素である各ネットワークが単体でDiffServやセッション制御等のQoS確保の仕組みを備えている場合もあるが、これらのネットワークの相互接続部分においては、エンドエンドでの一体的なQoS確保を行う仕組みが確立されていない。」</p> <p>「次世代ネットワークにおいても、エンドエンドでのQoS確保(アドミッションコントロール、優先制御、帯域制御等)やセキュリティ確保(認証、暗号化等)が重要であることから、単一の通信事業者の次世代ネットワーク網について議論するだけでなく、各通信事業者の次世代ネットワークが相互接続されている状態で、QoS及びセキュリティ確保を行う仕組みについても議論する必要がある。」</p> <p>イメージ図</p>	<p>(第3章2「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」に係る考え方を参照。)</p>
<p>経団連</p>	<p>今後、レイヤー型の市場構造への移行に伴い、ユーザーが適正な価格により、多様なサービスを公平に享受できるという意味での「ネットワーク中立性」が確保されることが重要である。ユーザーが情報伝送路の選択を通じて、自由にコンテンツやアプリケーションを利用できるようになる環境においては、ネットワーク上でのコンテンツやサービスを自由に選択でき、不当な差別的取扱いが行なわれないことが必要である。また、レイヤー間のインターフェースのオープン性を確保し、特定のレイヤーにおける市場支配力が隣接、関連レイヤーに及び、当該レイヤーの競争を阻害するようなことがないようにすべきである。特に、下位の物理網・伝送サービスのレイヤーである情報伝送路は、全てのレイヤーにとってサービス提供に不可欠な存在であることから、全ての利用者が同等の条件で情報伝送路を利用できるようにし、差別的な扱いが生じないようにすべきである。</p> <p>さらに、映像など大量、大容量のデータがネットワーク上で流通することに伴うネットワーク拡充のコスト負担の問題については、利用者に負担が安易に転嫁されないようにすべきである。</p>	

	<p>また、本来、規制・保護・統制といった形で、政府が政策的に関与することなく、市場における自由競争を通じて自律的に競争環境が達成され、利用者利益が確保されることが望ましい。</p> <p>しかし、インフラ投資が鍵を握る通信・放送分野において、ネットワークのボトルネック性等により、市場支配力を持つ事業者が存在する場合には、市場原理のみでは市場は健全に発展しないことが考えられる。したがって、必要最小限の競争ルールや独占禁止法等の事後規制等により、市場の歪みを排除し、市場支配力を有する事業者とそれ以外の事業者との間に公正な競争を有効に機能させる必要がある。</p> <p>そして、将来の技術革新や多様化するビジネスモデルに時宜を逸することなく機動的に対応できるよう、加えて、市場参加者に対して政策の予見可能性を示す意味でも、政府はルールのフレームワークを予め明確にすべきである。その際、政府には、従来よりも、より精緻な市場分析、政策判断の下、必要最小限のルールを適用するとともに、競争状況に応じてルールを柔軟に見直すことが求められる。</p> <p>この点、報告書案（P.9）では、競争ルールの運用原則として、(a)規制の最小化、(b)ルール運用面での客観基準に基づく柔軟性、(c)市場のモニタリングを通じた事後規制の重視、の3点について特に留意することが適当である旨、示されており、基本的には妥当である。</p>	
テレコムサービス協会	(2)インターネットと次世代ネットワークの関係 賛同する	
N T T 東日本	<p>情報通信市場は、IP化の進展により、音声・データ、ベストエフォート・ギャランティ等の多種多様なサービスが提供されており、今後は固定・移動や通信・放送等の連携が進展することが予測されています。</p> <p>こうした技術・市場環境の変化の激しい中で、お客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスを実現していくため、当社は、既存のIPネットワークをさらに品質やサービス面で発展させていき、これをオープンなネットワークとすることにより、様々なプレイヤーが当該IPネットワークを利用して多彩なサービスやビジネスモデルを開拓・展開できるようにするとともに、これらのプレイヤーの方々と様々な形態でのアライアンスを積極的に推進していくことによって、お客様利便の向上を図り、我が国情報通信産業全体の活性化・発展に貢献していくことが期待されていると認識しております。</p> <p>このように技術面・サービス面で発展途上にあるIPネットワーク分野に対する競争ルールの運用原則としては、事業者の創意工夫を生かし、技術・市場環境の変化に対して迅速かつ柔軟な対応を促すことによって、お客様が多彩なサービスを享受できるようにすることが重要であると考えます。そのためには、本報告書案にもあるとおり、規制の最小化、ルール運用面での客観基準に基づく柔軟性、市場のモニタリングを通じた事後規制といった点を重視し、当社の次世代ネットワークやこれを用いた事業展開に対して事前規制を課すことなく、原則自由な方向に競争政策の舵をきっていただきたいと考えます。</p> <p>具体的には、「ネットワーク中立性」の検討にあたっては、ドミナント事業者に対する規制を前提とした議論に終始することなく、例えば、本報告書案にある利用者の視点に立った「ネットワークの中立性に関する3原則」といった基本的な枠組みの提示に留め、こうした基本的枠組みの下では、原則として各事業者の自由な事業展開に委ねることが適当であると考えます。</p>	<p>ネットワークの中立性に関する議論においては、ネットワークのコスト負担の公平性及びネットワークの利用の公平性の2つの視点から検討することが必要であり、次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方やドミナント規制の在り方については、ネットワークの利用の公平性を確保する観点から必要不可欠の議論である。</p>
N T T コミュニケーションズ	<p>【報告書（案）の記載】(P9 3.(4))</p> <p>上記(a)の「規制の最小化」については、現在既に04年の電気通信事業法改正により競争ルールの主軸を事前規制から事後規制へと移行し、規制の最小化が確保されているものの、IP網におい</p>	<p>規制の最小化が図られているかどうかは市場環境の変化等を踏まえて総合的に判断することが適当である。とり</p>



	<p>ては急速な技術革新により市場構造やネットワーク構造の著しい変化が見込まれることから、規制の枠組みの検討において、引き続き規制の最小化を図ることを念頭に置くことが適当である。</p> <p>【弊社意見】 特に上位レイヤにおける競争については、当該分野にかかる規制の在り方について、この点を明確にするために、上記引用文中の下線部を以下のとおり修正することが適当であると考えます。</p> <p>【修正案】 これまで各事業者の自由な事業判断により発展してきた上位レイヤについては、引き続き非規制とすることはもとより、その他の分野においても引き続き規制の最小化を図ることを念頭に置くことが適当進めるべきである。</p>	<p>わけ上位レイヤについては今後大きな発展が見込まれるところであり、下位レイヤにおける市場支配力が上位レイヤにおいて濫用され、結果として市場における健全な競争が阻害されることのないよう十分な検証を継続する必要があるものとする。</p>
個人	<p>報告書（案）では、ネットワークを利用する消費者の始点に立ち、3つの原則を基本的精神とするとされている。および については、まさしくそのとおりであるが、 については消費者は、その適正な価格をどのようにして判断すればよいのだろうか。エンドユーザーとなる消費者が適正な事業者を選択することができるよう、分かりやすく情報を開示する仕組みを取り入れてもらいたい。</p> <p>【理由】 消費者契約において、契約当事者双方の合意のため必要な要素は、商品役務の具体的内容とそれに対する対価の二点である。現在のブロードバンドネットワークは、その接続スピード等サービス内容が「ベストエフォート型」とされ、消費者が期待する接続サービス等が得られない場合においても、それが回線の劣化や基地局収容施設内の接続位置によるものなのか、ネットワークの混雑によるものなのか、自身が所有しているPCの問題か、家庭内の接続設定の問題なのか、その原因等を明確に判断するべきでない。</p> <p>また、最近のADSL接続サービスが一定の品質を確保したことによって、新規顧客の開拓といった側面では、事実上市場の飽和状態にあると思われ、接続業者の顧客開拓はいかに人気のあるコンテンツプロバイダを専属契約で巻き込むかにかかっているのではないかと想像される。逆に接続業者の立場からは、そういったコンテンツプロバイダとの事業者間契約によって得られる収益を、収益構造の大きな柱としているのではなかろうか。</p> <p>更には、現状における光回線契約においては、接続料金と回線利用料金のセット料金がキャンペーンを含め契約勧誘時に設定されている等、その料金のありようは消費者の理解や想像の域をはるかに超えた難解なもの、不明瞭なものになっている実態がある。</p> <p>以上の点を踏まえると、ブロードバンド市場における多数のステークホルダーの事業展開が、適正な競争によって確保されなければならないのは当然のことだが、エンドユーザーとなる消費者にどのようにその価格が影響されるのか、適正な事業者を選択する視点を消費者はどのようにしてもつことができるのか、分かりやすくその実態を開示する仕組みを取り入れてもらいたいと思う。</p>	<p>ご指摘の「適正な価格」を確保するためには、例えばドミナント事業者の接続料が適正な原価に基づいて算定されているかどうか等の検証を継続的に行うことが必要である。</p> <p>なお、多数のステークホルダーが事業展開する中で消費者に対して的確な情報提供が行われることは極めて重要であり、第4章3「利用者保護策の検討」において今後の政策検討の必要性について指摘している。</p>

4．諸外国におけるネットワークの中立性を巡る議論

提出者	意見	考え方
ソフトバンクG	<p>日本におけるブロードバンドの進展は、ADSL市場の徹底的な設備開放施策等、事業者間の接続ルールの整備に基づく競争環境の整備によって実現されたことは疑いようもありません。</p> <p>他方、FTTH市場においては、設備の貸し出し条件自体が競争阻害性を有するといったADSL市場との決定的な差異をはじめとして、NTT加入電話の顧客情報を用いた営業面での優位性等、固定電話市場からの市場支配力濫用の懸念やNTTグループの共同的な市場支配力等の存在も相まって、NTTの独占化が進展している。この結果、日本のブロードバンド市場において、ADSL市場における競争がもたらした発展傾向が縮退する方向に向かっていることは否定し難い事実である。従って、日本の市場特性である“ボトルネック設備を有するNTT東西の市場支配力の存在”を踏まえた競争ルールの策定、すなわち、ボトルネック設備を有する事業者の市場支配力に対する必要十分な規制を行い、公正有効競争が可能な環境を生み出すことが重要。</p> <p>具体的には、当該ボトルネック設備の実効的な開放の実現は勿論のこと、独占市場における市場支配力の濫用やNTTグループの共同的・一体的営業等を禁止することが必要。</p>	<p>ご指摘の隣接市場間の市場支配力の濫用やドミナント事業者及びこれと資本関係を有する事業者の共同的・一体的営業等の禁止については第3章3「ドミナント規制（指定電気通信設備制度）の在り方」に記述のとおり。</p>

## 第2章 ネットワークのコスト負担の公平性

### 1. ネットワークのコスト負担の公平性を確保するための基本的視点

提出者		意見	考え方
KVH		トラフィックの急増に伴う通信網の増強について市場メカニズムによる調整機能がどこまで機能するか検討することは有意義であると考ええる。	
ヤフー		検討の前提として、ネットワークのどこにどれだけのコストがかかっているのか、ネットワークの恩恵に預かっているのはどういった者がいるのか、といったことを全て洗い出す必要がある。	なお、実態把握の必要性についてはご指摘のとおりであり、「トラフィック把握の精緻化に向けた取組」(p32～33)等において記述している。
個人		データの記載方法に、曖昧さがある。特にP.17のP2Pトラフィックの占有率は、2003年6月時点と明記すべきである。重要なのは、インターネットはキラーアプリが出るとトラフィックパターンが劇的に替わることであり、2007年時点では、ひょっとするとGAOやU Tubeからのビデオのダウンロードの方が支配的かもしれない。「かもしれない」と言わざるを得ないところに隘路があり、このような問題の議論は、もっと正確な数値データに裏付けされてできるようにならなければならない。	なお、正確な数値データの裏付けが必要とご指摘については、「トラフィック把握の精緻化に向けた取組」(p32～33)において記述している。

### 2. ネットワークのトラフィックの現状

提出者		意見	考え方
個人		現在インターネット人口が増えている世の中であり、また個人あたりのトラフィックの使用量も上がりつつある。 またニュースで書かれていましたが北米では、P2PよりもYouTubeなどの人気の拡大により、httpのトラフィックが追い抜いたとの結果もでていますし、日本もあと少しすれば同じような状況になると思うので、現状のISPのほうがあげているwinnyやWinMXなどを理由にし、ヘビーユーザー等と称し、ISPの追加課金等を政府が認めようとするのはおかしいことではないだろうか。 もしこれ等のことを理由にして規制を進めてしまったのならば日本はネット分野において取り残されてしまうと思う。	なお、ヘビーユーザーへの追加課金の是非については第2章3「ネットワークコストの負担の公平性に係る検討課題」に係る考え方を参照。

### 3. ネットワークコスト負担の公平性に係る検討課題

項目	提出者		意見	考え方
(1)スケーラブルなネットワーク構築の必要性	ヤフー		「今後のトラフィックの伸びが予測困難である」(P20とすると、どのようにコスト負担をすると公平であると言えるのかについて予測することも難しいのではないかと。	ご指摘を踏まえ、「ヘビーユーザー等に対する追加課金の是非」(p27)において、「今後のパケット流通量の伸びを正確に予測することは困難であり、またコンテンツ配信の効率化等によりネットワークの混雑を一定程度抑えるこ

			とが期待されるところであり、急速な技術革新の中で当該市場を静態的な観点から捉え、ヘビーユーザーに対する追加課金を一般論として是とすることは困難を伴う」旨の記述を追加した。
	ソフトバンク G	<p>P 2 P に代表されるトラフィックフローの多様化により、トラフィック総量をもとに、通信事業者がネットワークを構築するという単純な構図ではなくなりつつある。ネットワーク上のスケーラビリティの確保に関しては、トラフィックの急増傾向への対処という視点に加えて、具体的にどのような経路をトラフィックが通っているのかといったトラフィックフローに着目した視点が必要である。</p> <p>また、ネットワークのスケーラビリティ確保の観点では、今後、P 2 P の実証実験等を通じて、その効用に係る十分な周知を行い、当該技術に係る社会合意を形成していくことが必要である。</p> <p>なお、P 2 P による配信効率化に関しては、ネットワーク全体でのトラフィックが最適化できるよう、配信事業者と通信事業者双方が協力し、ネットワークトポロジーとトラフィックフローに即した環境構築等を行っていくことが重要である。</p> <p>以上を踏まえ、報告書案 P 2 1 の最終段落に続けて、次のように追記することを要望する。</p> <p>〔追記案〕</p> <p>「なお、ネットワーク上のスケーラビリティの確保に関しては、<u>トラフィックの急増傾向への対処という視点に加えて、具体的にどのような経路をトラフィックが通っているのかといったトラフィックフローに着目した視点が必要である。従って、P 2 P による配信効率化に関しては、ネットワーク全体でのトラフィックが最適化できるよう、配信事業者と通信事業者双方が協力し、ネットワークトポロジーとトラフィックフローに即した環境構築等を行っていくことが重要である。</u>」</p>	P 2 P の実証実験については脚注 1 4 で記述したところであり、こうした場での検討等を踏まえ、ネットワーク全体のトラフィックの最適化の在り方等の問題については、引き続きネットワークの中立性に関する第二フェーズの検討において検討を継続することが適当である。
	N T T コミュニケーションズ	<p>【報告書（案）の記載】(P21 3.(1) 3))</p> <p>最近では、上記のコンテンツ配信の効率性の向上、スカイプに代表される P2P 技術を用いた高品質のインターネット電話の登場</p> <p>【弊社意見】</p> <p>本報告書において当該サービスが「高品質」であると評価を加えることは、基準が不明確であり不適切であるため削除すべきと考えます。</p> <p>【報告書（案）の記載】(P22 3.(1) 3))</p> <p>P2P によるトラフィック分散の手法について、産学官が一体となった実証実験を行い、P2P のもつプラス面の活用（マイナス面の抑止）を進めるための技術的・社会的なシステムの在り方について、具体的な検討を進めていくことが適当である。</p> <p>【弊社意見】</p> <p>産官学の連携による実証実験について具体的な検討を進めることが有益であるという点に賛同いたします。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、報告書（p23）を修正した。</p> <p>なお、P 2 P の実証実験については脚注 1 4 で記述した。</p>
( 2 ) 帯域制御 ( Packet shaping ) の在り方	H O T n e t	<p>利用者への提供料金や事業者間の料金については、ドミナント事業者の設定する料金が事実上の基準となり、市場メカニズムによる調整機能に期待出来ないことから、接続や精算のルール等のこれを補完する方策が必要。</p>	

		<p>コスト負担の公平性はネットワーク設備を抱える通信事業者にとっては設備を維持・増強していく上で必要不可欠であり、以下のとおり考える。</p> <p><u>ユーザの受益度・利用量に応じた料金設定により利用者間のコスト負担の公平性を保つべき。</u></p> <p><u>大量のトラフィックが発生した場合、事業者間で直接料金を請求できる仕組み及びトラフィック帯域の制御が可能な仕組みの検討が必要。</u></p> <p><u>利用者コストの公平性を維持するための帯域制御について、基本的に賛成。利用者の不利益は契約約款等に記載し、且つ利用者に認知されるよう常に情報公開することで生じない。</u></p>	<p>なお、ヘビーユーザーへの追加課金の是非については、第2章3「ネットワークコストの負担の公平性に係る検討課題」に係る考え方を参照。</p>
<p>ロージナ茶会</p>		<p>報告書 24 頁に、ヘビーユーザーに対して追加料金を徴収すること自体には合理的な根拠があるという表記がある。料金格差等については意見招請の結果をふまえて決定するとされているが、ここでいうヘビーユーザーは、通信量が多いことをもって一律的に判断されるのだろうか。</p> <p>現在、難視聴地域に対して地上デジタル放送の IP 再送信が開始されることが予定されているが、このサービスを受けると、その家庭ではこのサービスだけで相当量のトラフィックを生むことが予想される。その場合、実際にはメールとウェブ程度の利用しかしていないのに、ヘビーユーザーとして捉えられる可能性がある。</p> <p>地上デジタル放送については、本来コスト負担無く得られるはずのサービスであるのに、難視聴地域では IP 再送信を使うために回線使用料を高く支払わなければサービスを受けられないということになると、公平性という観点から問題である。このような場合については、ヘビーユーザーのカテゴリには入れないということを明記する必要があると考える。また、もし IP 再送信の受信者はヘビーユーザーカテゴリに入りやすくなるのであれば、明記すべきであろう。</p> <p>また、ヘビーユーザーについて課金することは、技術開発や新規参入のハードルを上げることであり、ネットワーク利用者の積極的な意欲を殺ぐことになる。オープンソースソフトウェアや消費者主導コンテンツを奨励し日本が IT 先進国たろうとするには、そうした障壁は逆に下げるべきであろう。従量制の導入は、日本のネットワーク関連技術開発を他国より遅らせることになる。</p> <p>仮に料金差をつけなければならないということであれば、携帯電話で導入されている W 定額制のように、上限を決めるようにする形くらいにするべきではないか。その際も、上限額については十分な検討が必要と考える。</p> <p>各 ISP が自らのサービスを維持する / 発展させるために、様々な試みを行うことには賛成である。その中に帯域制御や料金の設定ももちろん含まれるであろう。</p> <p>さて、報告書では、27 頁で「各 ISP 等が行う帯域制御の運用方針については、これを契約約款等に明記するとともに十分な情報開示を行うこととし」とされているが、これを一歩進めて、総務省で、各 ISP の情報をまとめて公開するべきである。</p> <p>約款等にかかれていても、実際にはわかりにくい表記になっていることが多い。その情報を総務省で一覧して公開していれば、消費者の選択はよりやりやすくなる。情報が公開されるのであれば、ガイドライン等で制限をせずとも、自ずと市場が求める形に変わっていくのではないだろうか。</p> <p>仮に総務省で一覧の公開ができないのであれば、情報公開の方式（帯域制御の書き方、料金の書き方等）を定めることで、消費者が判断をやりやすくする必要がある。</p> <p>もちろんのことながら、約款で定めていないことを行えないようにすることは重要であり、そのための規制を入れていく必要があることには賛成である。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、脚注 16 を新たに追加し、ヘビーユーザーの定義の在り方を含め、受益者負担原則と社会的公平性の観点からも検証が必要である旨追記した。</p> <p>なお、ヘビーユーザーへの追加課金の是非については、第2章3「ネットワークコストの負担の公平性に係る検討課題」に係る考え方を参照。</p> <p>報告書において策定を提言している帯域制御ガイドラインについては、帯域制御の運用基準に係る利用者への情報提供の在り方を含め検討することが求められる。このため、帯域制御の運用方針について一義的には各 ISP 等が十分な周知を行うことが求められる（電気通信事業法第26条の電気通信役務に関する提供条件の説明義務が適用される）が、行政当局においても、必要に応じて利用者保護の観点から情報</p>

		提供機能の強化を図っていくことが必要である。
J A I P A	<p>報告書案（P22）について、トランジット契約でも最近では定額に加え、一定以上の枠を超えた部分は従量で精算する仕組みが増えて来ているため、以下のとおり修正されたい。</p> <p>【修正案】 「一方、トランジット契約の場合、通常、帯域幅に応じた定額ないし従量、あるいは両者の組み合わせによる精算の仕組みを採っている。」</p> <p>報告書案（P23）について、同様なことはピアリングでも起こることであり、上位ISPと下位ISPとの間でのみ起こることではありません。また、コンテンツプロバイダ等が下位ISPにつながっている場合は、逆のことも起こりえる。</p> <p>【修正案】 「一方、コンテンツプロバイダ等から上位ISPを経由して間接接続している下位ISPの場合や、ピアリングをしている場合や、ピアリングをしている相手のISP等から大量のトラフィックが流れ込んできたISPの場合、当該トラフィックの増に対し、ISPは原因者たるコンテンツプロバイダ等から直接的に料金徴収を行うことはできない。」</p> <p>報告書案（P24）ヘビーユーザーに対する追加課金について、受益者負担の立場から賛同する。</p> <p>報告書案（P27）「第三に、利用者と直接接続していないISP等に係るトラフィックの場合、（中略）キャパシティの増強を行う誘引が働きにくいと考えられる。」部分について、一次ISPは利用者と直接接続していないが、トラフィックの量に応じてトランジット料金の値上げが可能なため、設備増強によるキャパシティ増強についてむしろ帯域制御よりも高いインセンティブを持っている</p> <p>【修正案】 「利用者と直接接続していないISP等に係るトラフィックの場合」の部分を「ISPが自分の顧客以外のトラフィックを取り扱う場合」としてはいかがでしょうか？ただし、そのような事例は余りないと思います。また、「利用者と直接接続していないISP」という部分を「コンテンツプロバイダと直接接続していないISP」とすることも可能ですが、実際にはその場合でも別な観点からISPは投資を行なっています。</p> <p>報告書案（P27）「こうした状況にかんがみ、ISP等のパフォーマンスについて、一定の監</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「通常、帯域幅に応じた定額制又は従量制（定額料金に一定の枠を設け、これを超えた場合は従量制を採用する組み合わせもある）をベースとした精算の仕組みを採っている」（p24～25）と修正した。</p> <p>ご指摘を踏まえ、「また、同様の事態は、ピアリング先のISPから大量のトラフィックが流れ込んできた場合等にも起こり得る」（p26）旨の記述を追加した。</p> <p>ヘビーユーザーに対する追加課金は、ご指摘のとおり「受益者負担原則の観点」からは合理的な根拠があるところであり、その旨を報告書（p27）に追加した。</p> <p>ただし、当該追加課金については意見招請の結果を踏まえ、留意すべき事項を追加列挙した。</p> <p>ご指摘を踏まえ、「ISPが自らの顧客以外のトラフィックを取り扱う場合」（p30）と修正するとともに、「なお、利用者と直接接続していない上位ISPの場合は、トラフィックに応じてトランジット料金の値上げが可能であるため、帯域制御よりは設備増強を行う誘引が働く可能性がある」との一文を追加した。</p> <p>ご意見を踏まえ、該当部分について、</p>

	<p>査 (audit) を行う (中略) こうした市場実態を十分踏まえることが求められる」の部分について、インターネットがベストエフォートのネットワークである以上は、ISP の選択性が確保されれば良いと考える。選択にあたっての評価の指針としても、インターネットにおける速度の評価は、ネットワーク部分に限らず、サーバーから端末も含めた end-end で通常なされており、ネットワーク上の特定の箇所だけでなく、多様な評価がなされるべき。また ISP のパフォーマンスを評価し、認定する制度については、インターネットにおける状況の変化が激しいことなどから、正確かつ公平な評価が可能かどうかは疑問であり、行なうにしても大変な困難を伴う。</p> <p>報告書案 ( P 2 8 脚注 ) 部分について、USEN 社の主張が正しいか否かはともかく、紛争の事案として一方の当事者の主張のみを紹介するのは公平ではないと考える。全ての ISP について調査したわけではないが、当協会が調べた限りでは、ISP で USEN 社の主張のように、同社に対して意図的に通信帯域の制限を行なっているところは見つからなかった。これはインターネットにおけるルーティングの結果、途中経路などの問題でルートにより速度の違いが生じたものと想像する。</p> <p>報告書案 ( P 2 9 ) 部分について、当協会としても協力したいと思うが、実施方法については別途相談したい。</p>	<p>「当該認定制度についてはこれを支持する意見が寄せられる一方、ネットワークの特定箇所における評価だけではなくエンドエンドベースでの評価も視野に入れる必要がある、インターネット環境の変化が激しい中で客観的な基準に基づく認定が困難である等の意見も寄せられた」とした上で、「当該制度の検討に際しては、市場実態や認定に係る客観的な基準等について関係各方面の意見等を十分踏まえて検討を行うことが求められる」( p31 ) とした。</p> <p>ご指摘を踏まえ、脚注 1 7 に J A I P A の主張を追記した。</p>
K V H	帯域制御のガイドラインの早期作成を希望する。	
ヤフー	<p>ヘビーユーザーに受益分の負担を求めることには合理性があるが、当該ユーザーが受けた受益と発生したコストとの因果関係や負担すべき根拠については予め明示しておく必要があると思われる。</p>	<p>今回の意見招請結果を踏まえ、ヘビーユーザーに対する追加課金については、報告書において以下のとおり整理した。</p> <p>すなわち、受益者負担原則の観点からは合理的な根拠があるが、サービスの Q o S に与える影響、合理的な料金格差設定の困難性、ネットワークの混雑に対する対処の状況等に留意し、インターネット接続市場における活発な競争が実現していることを前提として、当面、利用者保護の観点から個別に判断することが適当であるとした。</p> <p>また、仮にヘビーユーザーに対する追加料金の徴収を行なう場合、既契約者を含め、ユーザに対する十分な説明責任を通信事業者が果たすことが求め</p>

		<p>コンテンツプロバイダが優良なコンテンツを作成しても、ISP から求められる追加料金( P 2 5 ) のためにビジネスが立ち行かなくなるといことでは国益に反するという視点も必要。</p> <p>全般的な帯域制御を緊急避難的に実施することは許容されることであるとしても( P 2 5 )、消費者保護の観点から、実施基準は明確にしておく必要がある。本来は設備投資により解決すべき場合であっても、帯域制御によって解決しようとするケースも想定されるところであるから、適正な運用がなされているか、客観的に判断することができるようポリシーを作成して開示する義務を課す等の方策を検討する必要がある。</p>	<p>られるとした。</p> <p>コンテンツプロバイダによるリッチコンテンツの配信について追加料金の支払いを原則とすることは適当ではなく、あくまでコンテンツプロバイダとISPとの間の当事者間の協議に委ねることが適当である。</p> <p>報告書において策定を提言している帯域制御ガイドラインについては、帯域制御の運用基準に係る利用者への情報提供の在り方を含め検討されることが求められる。このため、帯域制御の運用方針については一義的には各ISP等が十分な周知を行うことが求められる(電気通信事業法第26条の電気通信役務に関する提供条件の説明義務が適用される)が、行政当局においても、必要に応じて利用者保護の観点から情報提供機能の強化を図っていくことが必要である。</p>
NTTドコモ		<p>報告書案( P 2 4 から 2 5 ) 部分について、一部のユーザーの高トラフィックにより、他のユーザーの利用ができなくなる場合が想定され、設備投資インセンティブ確保の観点から、ネットワーク利用の受益度の高い一部のヘビーユーザーに対し、追加料金の徴収を可能とする報告書(案)の記載は適当と考えます。</p>	<p>今回の意見招請結果を踏まえ、ヘビーユーザーに対する追加課金については、報告書において以下のとおり整理した。</p> <p>すなわち、受益者負担原則の観点からは合理的な根拠があるが、サービスのQoSに与える影響、合理的な料金格差設定の困難性、ネットワークの混雑に対する対処の状況等に留意し、インターネット接続市場における活発な競争が実現していることを前提として、当面、利用者保護の観点から個別に判断することが適当であるとした。</p> <p>また、仮にヘビーユーザーに対する追加料金の徴収を行なう場合、既契約者を含め、ユーザに対する十分な説明責任を通信事業者が果たすことが求められるとした。</p>



		<p>報告書案（P25）部分について、帯域制御については、当社を含む移動体通信事業者においては無線の有限性等の様々な事情を考慮する必要があります。帯域制御に関する必要最小限の運用基準に関するルールであるガイドラインの策定にあたっては、こうした事情を勘案し、事業者が個別の事情・状況を鑑み、柔軟な対応を可能とするよう配慮することが必要と考えます。</p> <p>報告書案（28から29）部分について、報告書（案）P49にもあるとおり、「上位レイヤーから通信レイヤーへの市場支配力の濫用の可能性」も懸念されることから、通信事業者の差別的取り扱い等のみを対象とすべきではないと考えます。</p> <p>また、紛争処理機能の整備にあたっては、現行の紛争処理機能の是非、新たなADR等の制度の導入可否の検討とともに、通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者等、異質な両当事者間の紛争につき透明性・客観性・中立性を従来以上に確保する必要があると考えます。</p> <p>さらに、判断基準となる規範もしくは尺度が事前に明らかにされるべきであるとともに、規範もしくは尺度の客観性・透明性・中立性が確保されていない段階での紛争においては、紛争処理スキームで結論を出すのではなく研究会等で更なる検討を行い慎重に判断されるべきであるため、その旨の記載が追加されるべきと考える。</p>	<p>上位レイヤーから通信レイヤーへの市場支配力の濫用の可能性については、「当該上位レイヤーの事業者が電気通信事業者でない限りにおいて、一義的には一般規律である独占禁止法の適用によることとなる」（p53）との記述を加えたように、通信レイヤーから上位レイヤーへの市場支配力の濫用の事案と全く同一の規律の枠組みの中で捉えられないケースが存在することに留意が必要である。</p> <p>また、紛争処理に係る透明性・客観性・中立性確保のための判断基準となる規範等が必要であるとのこと指摘を踏まえ、「その際は、公正競争にかかる規範（制度運用方針）の明確化が求められる」（p32）との記述を追加した。</p>
ソフトバンクG		<p>帯域制御（packet shaping）については、各アプリケーションの特性に応じた制御を行うことにより、ネットワーク全体での利用効率が向上し、最終的にユーザへの提供料金の低廉化やアプリケーション品質の向上が図られるのであれば、非常に有用であると考えます。なお、帯域制御に係る基準の設定にあたっては、間接接続されたコンテンツプロバイダーも含めた利用の公平性確保を十分に考慮する必要があるものと考えます。</p> <p>個別のトラフィックパターンの解析については、各事業者に個別案件毎の判断を委ねるのではなく、「通信の秘密」の確保との関係において、基準の明確化と社会合意の形成が必要であると考えます。</p> <p>また、IP化の進展に伴い、従来想定されていなかった競争阻害的な帯域制御が行われる可能性があることから、NGNとインターネットの双方の環境下において、不当な差別的取扱いに該当する行為を明確化することが必要。</p> <p>一例として、NTT東西のNGNにおけるサービス付与機能にて実現されるQoSやセキュリティ確保の仕組みについて、特定の事業者が有利又は不利な取扱いがなされる等の競争制限的・競争阻害的行為を厳格に禁止すべきと考える。</p> <p>従って、報告書案P26「4）帯域制御に関する政策対応の方向性」の第1段落に続けて、次の</p>	<p>帯域制御ガイドラインはあくまで帯域制御一般に係る最小限の規範を策定するものである。これに対し、ご指摘の点はドミナント事業者が次世代ネットワーク上で不当な帯域制御を行なう事案であり、これは第3章3(5)「ドミナント規制の適用の在り方」に記載しているように、禁止行為に係る規律と</p>

	<p>ように追記することを要望する。</p> <p><b>【追記案】</b>  <u>「I P 化の進展に伴い、従来想定されていなかった競争阻害的な帯域制御が行われる可能性があることから、次世代ネットワークとインターネットの双方の環境下において、不当な差別的取扱いに該当する行為を明確化することが必要である。一例として、NTT東西の次世代ネットワークにおけるサービス付与機能にて実現されるQoSやセキュリティ確保の仕組みについて、特定事業者に有利又は不利な取扱いがなされる等の競争制限的・競争阻害的行為を厳格に禁止することが必要である。」</u></p> <p>帯域制御については、常に、設備容量が実トラフィックを上回るよう設備増強を行っているISP等も存在するのが実態ですが、報告書案においては、ISP等が帯域制御を行っている前提での記載となっている。従って、報告書案P25「3）帯域制御に関する基本的視点」の第4段落に続けて、次のように追記することを要望する。</p> <p><b>【追記案】</b>  <u>「このように帯域制御を行っているISP等が存在する一方、設備容量が実トラフィックを常に上回るよう設備増強を行っているISP等も存在する。」</u></p> <p>帯域制御のガイドラインを策定することには賛同しますが、前述の「利用の公平」や「通信の秘密」等の観点を踏まえ、策定にあたり、十分な議論が必要である。</p> <p>また、本来、設備増強によって対応すべきところを、安易に帯域制御を行うといった行為を抑止するための措置が必要と考える。従って、報告書案P27の第5段落の記述を、次のように修正することを要望。</p> <p><b>【原案】</b>  「こうした状況に鑑み、ISP等のパフォーマンスについて一定の監査(audit)を行う制度を設け、一定の基準を満足するISP等についてはこれを認定する仕組みを設けることも検討に値する。(中略)ただし、(中略)市場実態を十分踏まえることが求められる。」</p> <p><b>【修正案】</b>  「こうした状況に鑑み、ISP等のパフォーマンスについて一定の監査(audit)を行う制度を設け、一定の基準を満足するISP等についてはこれを認定する仕組みを設けることも検討に値する。なお、ISP等のパフォーマンスに対する監査を行うにあたっては、帯域制御の運用方針だけでなく、設備増強方針についても監査対象とすることが必要である。(中略)ただし、(中略)市場実態を十分踏まえることが求められる。」</p> <p>総務省によるトラフィック把握の取組については有効であると考えますが、その場合、トラフィックの総量の把握だけでなく、トラフィックフローの把握という視点が必要であると考える。</p>	<p>の関連において検討することが適当である。</p> <p>報告書は、常にISP等が帯域制御を行っていることを前提とするものではない。</p> <p>ご指摘の点は、今後の検討課題の一つと考える。この点、当該監査制度と設備増強の関係について明確化を図る観点から、「当該監査制度によって、個々のISPのパフォーマンスを明確化することでサービス競争が促され、その結果、総体として設備増強や効率的なルーティングを行う誘引となる可能性がある」(p31)との記述を追加した。</p>
<p>USEN</p>	<p>コスト負担の公平性は事業構造・ネットワーク構造から合理的に判断するべきで、一部のボトルネック設備を除き、基本的には市場原理に委ねるべきである。</p> <p>コンテンツプロバイダと直接接続する通信事業者間ではトラフィック量に応じた料金設定が行われており、市場メカニズムが正常に機能していると考える。</p>	<p>ネットワークの混雑への対処の在り方としては、報告書においても市場メカニズムを尊重することを基本原則と</p>

通信網増強は、個々の事業者が現状の料金の改定、帯域別料金の新設、顧客獲得コスト、広告モデルなどのビジネスモデル自体等を総合的に勘案し、当該事業者の経営判断に委ねるべきで、市場支配力を有する事業者以外の通信事業者の判断について、何らかの規制や検証は真に必要な場合以外には実施すべきではないと考える。

このような状況下で、例えば、コンテンツプロバイダが直接接続する通信事業者以外のインフラコストを負担するなど、利用者やコンテンツプロバイダが、コンテンツ配信のためにさらにコストを負担する事は通信事業者に対しての二重払いとなり、常識的には考えがたいことであると思われる。

ヘビーユーザーへの追加課金については、各通信事業者が各々のビジネスモデルに基づく経営判断に原則委ねるべきと考える。

報告書(案)【資料18】にある通り、ある大手ISPのデータによるとP2Pベースのファイル交換ソフトを利用したトラフィックの占める割合が全体の半分以上となっている。このような状況下で、一部のヘビーユーザー等によるバーストラフィックが発生して契約者全体の通信速度が低下することを防止するため全般的な帯域制御を緊急避難的に実施することや、また、特定のヘビーユーザーによるアプリケーションの利用について一定の水準を超えて帯域を消費し、その結果として契約者全体の通信速度が低下することが懸念される場合、これを制御することは社会的に許容されるものと考えられる。

帯域制御の在り方については、各ステークホルダの議論の集約を経て、「通信の秘密」の確保や競争阻害行為の抑止との整合性を保ち、ガイドライン等で明文化されることが望ましい。

一方で、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」への弊社提出意見書の通り、弊社が提供しているコンテンツ配信サービスにおいて、利用者からの問い合わせにより、一部の通信事業者から通信帯域の制限を受けていると推測される事態が発生している。【資料30】

当社としては、通信事業者が特定のコンテンツに対して通信帯域の制限を行なっているのであれば、利用者およびコンテンツプロバイダに対して即時にその情報を開示することが必要と考える。

コンテンツ・アプリケーションサービスが発展するための必要条件として、ユーザーの視点に立ち、ネットワークの透明性を確保すべきと思われる。そのためにはユーザーにとってわかりやすいレーティングを行い定期的に品質情報の開示を行ったり、特定のプロトコル・アプリケーション・端末等に関する利用制限内容の開示を徹底したりする必要があると考えるが、高度に技術的・営業的な要素が深く関わるため、その導入に際しては慎重な議論が求められる。

しつつ、これを補完するための施策の在り方について言及している。

今回の意見招請結果を踏まえ、ヘビーユーザーに対する追加課金については、報告書において以下のとおり整理した。

すなわち、受益者負担原則の観点からは合理的な根拠があるが、サービスのQoSに与える影響、合理的な料金格差設定の困難性、ネットワークの混雑に対する対処の状況等に留意し、インターネット接続市場における活発な競争が実現していることを前提として、当面、利用者保護の観点から個別に判断することが適当であるとした。

また、仮にヘビーユーザーに対する追加料金の徴収を行なう場合、既契約者を含め、ユーザに対する十分な説明責任を通信事業者が果たすことが求められるとした。

ISP等のパフォーマンスに係る一定の監査制度については、ご指摘の点を含め、今後関係各方面を交えた議論が必要であると考ええる。

	<p>また、「監査」制度の内容や導入に向けては、上記主旨にかなうか、さらに慎重な議論が必要である。</p>	
<p>NTT持株</p>	<p>ブロードバンド市場の健全な発展のためには、通信網の増強にかかるコストが回収できるようにすることにより、ネットワーク設備構築のインセンティブを確保することが必要であると考え。ネットワーク増強コストは、最終的にはエンドユーザーにご負担いただくが、中間的に各サービス提供事業者間でどのように負担するビジネスモデルが望ましいかを見通すことは難しく、ヘビーユーザーやリッチコンテンツを配信するコンテンツプロバイダへの追加課金を含め、各事業者の自由な判断を尊重し、市場原理に委ねることが適当だと考える。</p> <p>ISP事業では激しいサービス競争が行われており、利用者の利便性を損なうような帯域制御を行えば競争の中で淘汰が行われると考えられることから、ネットワークの混雑時に帯域制御をどのように行うかについては、基本的に、各事業者の自由な判断を尊重し、市場原理に委ねることが望ましいと考える。このため、ガイドラインを策定する場合には、各事業者が自らのQoSに係る運用方針に基づきサービス競争を行う機会が失われないよう、基本的な枠組みにとどめ、具体的な部分は各事業者の判断に委ねるべきと考える。</p> <p>行政当局としてのトラフィックの把握については、IPサービスの提供については基本的に市場</p>	<p>ネットワークの混雑への対処の在り方としては、報告書においても市場メカニズムを尊重することを基本原則としつつ、これを補完するための施策の在り方について言及している。</p> <p>ヘビーユーザーに対する追加課金については、今回の意見招請結果を踏まえ、報告書において以下のとおり整理した。</p> <p>すなわち、受益者負担原則の観点からは合理的な根拠があるが、サービスのQoSに与える影響、合理的な料金格差設定の困難性、ネットワークの混雑に対する対処の状況等に留意し、インターネット接続市場における活発な競争が実現していることを前提として、当面、利用者保護の観点から個別に判断することが適当であるとした。</p> <p>また、仮にヘビーユーザーに対する追加料金の徴収を行なう場合、既契約者を含め、ユーザーに対する十分な説明責任を通信事業者が果たすことが求められるとした。</p> <p>ご指摘のとおり、報告書においては、帯域制御に関する必要最小限の運用基準（帯域制御の運用方針を各ISPが契約約款に記載する際に求められる情報の範囲、運用に際しての基本的要件、当該要件に係る法制的な整理等）について帯域制御ガイドラインを作成することとしているが、具体的な運用方針は、各ISP等の判断に委ねることが適当であるとしている。</p> <p>回線交換網からIP網への移行が進</p>

	<p>原理に委ねるべきであること、また事業者としても負担増となることから、報告を行う必要はないと考える。仮に報告を求める場合には、通信情報の把握が必要となる合理的な理由を明確にした上で、利用目的や報告範囲を限定するなど制度面の透明性を確保すべきと考える。また、トラフィック情報の開示については、経営情報に該当することから適当ではないと考える。</p>	<p>む中、ネットワーク上を流通するトラフィックを全体として把握するという事は通信ネットワークという社会基盤を維持する上で必要な公共政策である。ただし、通信事業者の過度の負担増や経営情報の対外的公表の回避等に配慮することが前提条件として求められる。</p>
KDDI	<p>帯域制御に関する政策対応の方向性およびガイドライン策定について賛成します。 弊社もガイドラインの策定に寄与したいと考えますが、制御対象となるトラフィックは国内に終始するとは限らないため、事業者は海外からのトラフィックについても対処する必要があることに留意すべき。</p> <p>帯域制御に関する政策対応の目的のために、トラフィック把握の精緻化に向けた取組を継続することに賛成する。ただし、ピアリング等の経営情報に関わるトラフィック情報の収集や公開にあたっては、ISP事業の競争を歪めないよう十分に注意する必要があると考える。</p>	<p>ご指摘のように、トラフィック把握の精緻化の検討に際しては、通信事業者の過度の負担増や経営情報の対外的公表の回避等に配慮することが前提条件として求められる。</p>
富士通	<p>「ネットワークのコスト負担の公平性」については、事業者がネットワークの利用（使い方等）に一定の制限を設けることを許容することへのコンセンサスが形成された上で、帯域制御ガイドラインとして、事業者の運用基準が明確化されることがまずは重要だと考えます。尚、ヘビーユーザに対する追加課金等に関しては、このコンセンサスをベースに検討を行い、政策の一貫性を確保することが重要だと考えます。</p> <p>ISP等のパフォーマンスについての監査・認定制度に関しては、ISP等の設備投資を評価するという趣旨・方向性には賛同致しますが、報告書案に記載してあるとおり、各ISP等のサービス形態や設備構成は非常に多様であるため、正確かつ公平な監査が十分担保されるよう、また、事業者に過度な負担（ISP等が各拠点でトラフィックの測定器を導入する等）とならないよう、慎重に検討すべきと考えます。</p> <p>尚、本監査・認定制度と、報告書案 P61 の図中の「ISPのQoS認証制度の検討」について、用語の統一が望ましいと考えます。</p>	<p>なお、ヘビーユーザーへの追加課金に関する考え方は既述のとおり。</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ p67 表中の文言を修正した。</p>
経団連	<p>帯域制御に関するガイドラインの策定（P.26～）については、制御の対象となるトラフィックは国内に終始するとは限らず、事業者は海外からのトラフィックにも対処する必要があることに留意する必要がある。</p> <p>また、報告書案（P.29）において、トラフィック把握の精緻化に向けた取り組みについての記述があるが、ピアリング等のトラフィック情報等の経営情報の収集や公開にあたっては、ISP事業の競争を歪めないよう十分に注意するべきである。</p>	<p>ご指摘のように、トラフィック把握の精緻化の検討に際しては、通信事業者の過度の負担増や経営情報の対外的公表の回避等に配慮することが前提条</p>

	<p>NTT西日本</p>	<p>今後の技術革新等によって、ネットワークの混雑を緩和又は解消するための通信網増強コストが縮小するようになることは考えられますが、通信網増強に伴う追加的なコストが必要となることには変わりはないことから、今後のブロードバンド市場の持続的な発展のためには、上位レイヤーの各種サービスやIPブロードバンド通信サービスを提供するために必要となる通信網増強コストをネットワーク構築事業者が回収できる仕組みを設けることにより、ネットワーク設備構築のインセンティブを確保する必要があると考えます。</p> <p>通信網増強コストについては、最終的にはエンドユーザに負担いただくことになると考えますが、ブロードバンド需要の喚起やブロードバンド市場全体の拡大等を促す観点から、中間的に各サービス提供事業者間でどのようにコスト負担し、誰に対してどのように最終的なコスト負担を求めていくことが望ましいのか、現時点で見通すことは難しいことから、当該課題については、ヘビーユーザやリッチコンテンツを配信するコンテンツプロバイダに対して追加課金を行うか否かを含めて、競争下での各事業者の自由な判断を尊重し、市場原理に委ねることが適当であると考えます。</p> <p>IPブロードバンド通信サービス市場においては、QoSに係る運用の差別化等を含むサービス間競争が現に行われており、また、各事業者のQoSに係る運用状況は市場からの評価に晒されている等、市場原理が働く環境になっていること等に鑑みれば、ネットワークに混雑が生じた場合に、各事業者が帯域制御を行うかどうか及び帯域制御を行う場合にどのように帯域制御を行うのか等については、各事業者のサービス戦略であり、このようなサービス競争の機会が失われないう、あえて客観的な運用基準を設けるようルール化する必要はなく、各事業者の自由な判断を尊重し、市場原理に委ねることが適当であると考えます。</p>	<p>件として求められる。</p> <p>ご指摘のとおり、ネットワーク事業者の設備投資意欲を損なわないよう適正な利潤が確保されることが必要である。</p> <p>ネットワークの混雑への対処の在り方として、市場メカニズムを尊重することはご指摘のとおり基本原則であるが、市場メカニズムを補完するための所要の措置として帯域制御等の措置が必要であると考えます。</p> <p>ヘビーユーザに対する追加課金については、今回の意見招請結果を踏まえ、報告書において以下のとおり整理した。</p> <p>すなわち、受益者負担原則の観点からは合理的な根拠があるが、サービスのQoSに与える影響、合理的な料金格差設定の困難性、ネットワークの混雑に対する対処の状況等に留意し、インターネット接続市場における活発な競争が実現していることを前提として、当面、利用者保護の観点から個別に判断することが適当であるとした。</p> <p>また、仮にヘビーユーザに対する追加料金の徴収を行なう場合、既契約者を含め、ユーザに対する十分な説明責任を通信事業者が果たすことが求められるとした。</p> <p>ネットワークの混雑への対処の在り方としては、報告書においても市場メカニズムを尊重することを基本原則としつつ、これを補完するための施策の在り方について言及している。</p>
--	---------------	--	---

		<p>行政当局によるトラフィックの把握が公共政策として必要とされていますが、前述のとおり、ネットワークの混雑への対処については、各事業者の自由な判断を尊重し、市場原理に委ねることが適当な領域であるため、当該目的のために行政当局がトラフィックをより精緻に把握する必要はないと考えます。</p>	<p>回線交換網から I P 網への移行が進む中、ネットワーク上を流通するトラフィックを全体として把握することは通信ネットワークという社会基盤を維持する上で必要な公共政策である。ただし、通信事業者の過度の負担増や経営情報の対外的公表の回避等に配慮することが前提条件として求められる。</p>
NTT東日本	<p>I P ・ブロードバンド市場の健全な発展のためには、ブロードバンドサービスの提供に必要な通信網の増強にかかるコストが適正に回収できるようにする必要があります。</p> <p>ネットワークに混雑が生じた場合に、各事業者が帯域制御を行うかどうか及びどのように帯域制御を行うのか等については、現に各事業者間でサービス間競争が行われていることに鑑み、各事業者の自由な判断を尊重し、市場原理に委ねることが適当であると考えます。</p> <p>行政当局としてトラフィックを把握することが公共政策上必要であるとしておりますが、I P ・ブロードバンド市場におけるトラフィック管理やトラフィック増加に伴うネットワーク増強等への対応については、競争下での各事業者の自由な判断を尊重し、市場原理に委ねることが適当であり、行政当局にトラフィックを報告・開示する必要はないと考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、ネットワーク事業者の設備投資意欲を損なわないよう適正な利潤が確保されることが必要である。</p> <p>ご指摘のとおり、報告書においては、帯域制御に関する必要最小限の運用基準（帯域制御の運用方針を各 I S P が契約約款に記載する際に求められる情報の範囲、運用に際しての基本的要件、当該要件に係る法制的な整理等）について帯域制御ガイドラインを作成することとしているが、具体的な運用方針は、各 I S P 等の判断に委ねることが適当であるとしている。</p> <p>回線交換網から I P 網への移行が進む中、ネットワーク上を流通するトラフィックを全体として把握することは通信ネットワークという社会基盤を維持する上で必要な公共政策である。ただし、通信事業者の過度の負担増や経営情報の対外的公表の回避等に配慮することが前提条件として求められる。</p>	
NTTコミュニケーションズ	<p>【報告書の記載】(P24 3.(2)1)(b)) このため、ネットワークの混雑への対処の在り方として、競争原理に基づく市場メカニズムを尊重することを基本原則としつつも、市場メカニズム（価格による需給のシグナリング機能）による調整を補完するための所要の措置の在り方について検討が必要となる。 【弊社意見】</p>	<p>ネットワークの混雑への対処の在り方として、市場メカニズムを尊重することはご指摘のとおり基本原則であるが、市場メカニズムを補完するための</p>	

		<p>ISPにおける多様なビジネスモデルの検討や技術革新による効率的な設備増強への投資インセンティブを確保するためには、ISP間のネットワーク増強のコスト負担の在り方について、報告書(案)に記載のとおり競争原理に基づく市場メカニズムを尊重することを基本原則とすべきと考えます。従って、現時点で市場メカニズムによる調整が機能しないことを前提とした措置の検討は不要であると考えます。</p> <p><b>【報告書(案)の記載】(P27 3.(2)4-1)</b>  帯域制御の運用基準については、関係者間のコンセンサスを形成するため、行政当局において広く関係者の参画を得て検討の場を設け、可能な限り速やかに「帯域制御に関するガイドライン(仮称)」として取りまとめ、これを適用することが望ましい。</p> <p><b>【弊社意見】</b>  ガイドラインの内容については、報告書(案)に記載のとおり、広く実務関係者の意見交換を行うことにより、過度に規範的・拘束的なものとせず、帯域制御に関する基本的な枠組み等に留めることとし、より具体的な部分については各ISP等の判断に委ねることにより、利用者保護とIP網運用における実用性を両立させる必要があると考えます。</p> <p><b>【報告書(案)の記載】(P27 3.(2)4-1)</b>  ISP等のパフォーマンスについて一定の監査(audit)を行う制度を設け、一定の基準を満足するISP等についてはこれを認定する仕組みを設けることも検討に値する。</p> <p><b>【弊社意見】</b>  利用者の視点に立った、インターネットのパフォーマンスとは、エンド・エンドの通信環境に依存するものであり、ISPのパフォーマンスについて「一定の基準」を認定することは困難であると考えます。また、このような基準を設けることは、各ISP等によるQoSに係る運用方針に基づくサービス競争を阻害する可能性もあると考えます。帯域制御に関する行政当局の関与については、基本的な枠組み等に留めることとし、より具体的な部分については各ISP等の判断に委ねることが適当です。従って、本報告書においては、監査や認定の仕組みの検討に関する記載は不要であると考えます。</p> <p><b>【報告書(案)の記載】(P29 3.(2)4-3)</b>  回線交換網からIP網への移行が進む中、ネットワークのトラフィックを全体として把握することは通信ネットワークという社会基盤を維持する上で必要な公共政策であり、一概に経営情報であるとして開示しないことは、トータルとして公共の利益を損なう可能性も否定できない。</p> <p>このため、行政当局においてはトラフィック把握の精緻化に向けた取組を継続することが求められる。</p> <p><b>【弊社意見】</b>  上記、引用文中の記載については十分な議論を前提としていない内容であり、事業者に過度の負担を強いる可能性があるため、本報告書からは削除すべきと考えます。</p> <p>ISP業務の必要性により取得するトラフィック情報については、報告書(案)に記載のとおりISP各社の経営情報であり、当該情報の行政当局への提出については事業者の合意に基づき行われるべきと考えます。そもそもインターネットは、行政当局の介入を最小限にとどめることにより</p>	<p>所要の措置として帯域制御に係る基本ルールの明確化等の措置が必要であると考える。</p> <p>帯域制御に関する必要最小限の運用基準(帯域制御の運用方針を各ISPが契約約款に記載する際に求められる情報の範囲、運用に際しての基本的要件、当該要件に係る法制的な整理等)については、帯域制御ガイドラインを作成することとしているが、具体的な運用方針は、各ISP等の判断に委ねることが適当であるとしている。</p> <p>ISP等のパフォーマンスに係る一定の監査制度については、ご指摘の点を含め、今後関係各方面を交えた議論が必要であると考える。</p> <p>回線交換網からIP網への移行が進む中、ネットワーク上を流通するトラフィックを全体として把握するということは通信ネットワークという社会基盤を維持する上で必要な公共政策である。ただし、通信事業者の過度の負担増や経営情報の対外的公表の回避等に配慮することが前提条件として求められる。</p>
--	--	--	---



		<p>発展してきた経緯があり、行政当局による各事業者の運営にかかる監視・監督の強化は原則として差し控えるべきであると考えます。</p> <p>また、報告書(案)においては行政当局がトラフィックを把握することが、具体的にどのように公共の利益に資するのかが根拠が示されていないため、本報告書において、「行政当局がネットワークのトラフィックを全体として把握することが必要な公共政策」であると結論づけることは不適切であると考えます。</p>	
個人		<p>「第2章3項(2)の2)について 懇親会では「コンテンツプロバイダから追加料金を徴収することが必要ではないかという議論」(第2章3項(2)の1),(a))は、電気通信事業者の経営およびインフラ事業の責任により容認されるべきではないと考える。また、このような背景から、総務省をはじめとした国の機関が介入すべき問題ではないと考える。</p>	<p>料金設定の在り方について「国の機関が介入する」ものではない。報告書においても、「もとより、料金設定の在り方は行政当局がこれに介入することは原則として予定されていない」旨の記述(p26)を追加し、趣旨を明確化した。</p>
個人		<p>常時接続のベストエフォートという条件でネットワークの利用契約を行っているので追加料金を徴収することを容認する意見は納得できません。また、本懇談会については事業者側の意見しかないため、ユーザ不在の一方的な議論が行われているように思えます。利権の関係もあるため、総務省以外の省庁が監督として入る必要もあると考えられます。</p> <p>ユーザとしては、ヘビーユーザによって回線が"遅くなる"程度の障害しか発生しておらず、これはベストエフォート契約なので問題はないと思われます。</p> <p>まずは、ビジネスモデルの破綻をヘビーユーザに転嫁することをやめ、現実的な対応をユーザを含めて議論する必要があると考えられます。</p>	<p>ヘビーユーザーに対する追加課金については、今回の意見招請結果を踏まえ、報告書において以下のとおり整理した。</p> <p>すなわち、受益者負担原則の観点からは合理的な根拠があるが、サービスのQoSに与える影響、合理的な料金格差設定の困難性、ネットワークの混雑に対する対処の状況等に留意し、インターネット接続市場における活発な競争が実現していることを前提として、当面、利用者保護の観点から個別に判断することが適当であるとした。</p> <p>また、仮にヘビーユーザーに対する追加料金の徴収を行なう場合、既契約者を含め、ユーザに対する十分な説明責任を通信事業者が果たすことが求められるとした。</p>
個人		<p>使い放題100Mを謳い、宣伝しておいていまさら従量制にするのは可笑しいのではないか。動画などのコンテンツ産業、ネットゲーム産業などが世界的に伸びている中、ネットワークコストは国で負担してもおかしくないインフラである道路と同じように整備してもよい</p>	同上。
個人		<p>データ転送量の多い個人への追加課金には問題点が多く、大いに反対。追加課金以外の転送速度制限や、利用者一律の転送量制限、もしくはそもそもの料金設定の見直しとすべき</p>	同上。
個人		<p>P2P等で一部の大量データ転送者だけを課金するお話ですが、今現在、プロバイダ各社とはそういう契約で契約しておりません。そういった事に後からするのはおかしいと思います。</p> <p>各社、高速大容量を売りに顧客獲得を頑張っておられるようですが、正直な所、各社100メガ</p>	同上。

	<p>サービスとうたってはありますが100メガ出ていないのが現状です。それもおかしな話だとは思いますが。しかし、規制はもっとおかしだと思います。</p> <p>今後、接続機器が益々速くなってゆき、それと共に技術的進歩で解決できる事ではないのでしょうか？</p> <p>大容量のデータ転送者を、24時間で2GB程度とお考えでしょうけれども、その量ではどう見ても、各社がやられている動画サービスは数時間で超えてしまうでしょう。そうです。</p> <p>ネットで動画の時代が一般に普及しないのはあなた方のせいなのですよ？</p> <p>いい加減、他国に遅れを取りそうな日本が、今、足かせをつける必要があるのでしょうか？</p> <p>ネット動画の普及で困る人たちが幹部におられるのかもしれませんが、これからの時代は間違いなくそうやってゆくのです。</p> <p>だから足かせしたところでどうもならないでしょうけれども、あなた方の子供が、未来の日本が困ります。お願いします。やめてください。</p>	
個人	<p>今現在各ISPの謳い文句は100Mで常時接続、動画もスムーズに見られます。などという宣伝が大半です、ですがネットゲームを長時間続けると1Mどころか100KB弱まで回線を絞られたり、あげくネットゲームが出来ないまで帯域を絞られゲーム続行不可になったりします。もちろん動画など見れば直ぐに帯域を絞られ見るに堪えないこともあります。普通の使い方をして帯域を占める使い方をすると回線絞りをするのが今のISPのやり方です。100Mで常時接続のはずがADSL以下のアナログ並みの速度まで絞っておいて何のための光ファイバーなのですか？</p> <p>光ファイバーの回線使用料は安くはないです、そこにISPの契約費を含めると約1万円になります。回線が細いのを棚に上げ20M以上の回線速度を常時出していると絞り、今度はヘビーユーザーには課金すると言うのですか？常時接続の契約で入ったのに実質従量制と変わらないというのはそれは詐欺というのではないのですか？</p> <p>アメリカのグーグルとYouTubeを見れば分かると思いますが、あそこはサーバーを常に増強して、日本の各ISPは混雑解消のためにそのようなことを行わずにP2Pが悪いと一方的に決めつけて、ネットゲームなども巻き込む回線絞りを平気でしてそのことで苦情を言えば規制はしてませんなどと平気で嘘をつくありさま。</p> <p>その上国が主導で回線絞りを進めるなんてあなたたちは何を考えているのでしょうか？</p> <p>次世代高速インターネットの話も出てきているのに、そんなことをしていたら世界の孤児になりますよ。</p> <p>目先だけではなく後のことも考えてこのようなことはやめて欲しい。</p>	同上。
個人	<p>私見を述べさせていただきますが、公共施設であることをよいことに民間企業であれば公共広告機構の指導を受けそうな「100M常時接続」など到底実現しない謳い文句で販売した上、通信量の多いユーザーへの追加課金などと寝言を言う前に、正しく公平を求めるなら、まずインターネットの高速通信接続が利用できない施設との格差をなくすべく、光ファイバならびにADSLを全面廃止するのがよしいかと存じます。</p>	同上。
個人	<p>そもそも始めの前提として、顧客をヘビーユーザーとライトユーザーに分けていると言うほうがおかしだと思います。今まで散々宣伝などをしておき顧客集めをしておきながら予想以上に限界まで回線を使う人が多かったから、追加課金を請求しようなどと言う案を出すのは問題ではないか。</p>	同上。
個人	<p>今回の報告書では、トラフィックが予想以上に増加したためやむを得ない措置として、パワーユーザーに相応の負担をさせることやトラフィックに制限を設けることについて一定の理解を示す内容となっている。</p>	同上。

		<p>しかしながら、現状に導いた政策の根本はNTT側のこうした現状を予測し、バランスを求める意見に対し、半ば強制的とも見られる手法によって市場を開放してきたものと記憶している。</p> <p>その結果として、通信コストの抑制と通信の広帯域・高速化が実現できたと政策に対する評価を整理してきたのであるが、今回の報告書ではそれを否定するものと受け止められても不思議ではない。</p> <p>多くのパワーユーザの存在が新たな技術とビジネスを産んできた事を考えれば、安易な課金や制限を用いて事業者保護に走る事は国際競争力の低下を招く危険性すら予想できる。</p> <p>これらの事を考えれば、報告書の表現は自ずと修正されるべきと考える。</p>	
個人		<p>ベストエフォート・サービスでのトラフィックの弁別は、好ましいものではなく、基本はやらないことと考える。安易なトラフィック制御は、新しいサービスの芽を摘むことにもなりかねない。</p>	同上。
個人		<p>ヘビーユーザーたちは、ただ単に、契約上の規定の枠内で、ネットを利用しているに過ぎません。逆に言えば、インターネット定額の流れが生まれたからこそ、ユーザーは、より深くネットに親しむようになり、WEBコンテンツが高度化されている現状があると見ることができます。ここで、従量課金制を盛り込むことは、個人的な領域はもちろん、国家的な側面から見ても、問題点が多いのではないかと思います。誰もが安心してネットを利用できるようになった「定額制」というシステムを、安易に終了させることこそ、ネットのフェアな利用を妨げるのでは、と思えてなりません。</p>	同上。
個人		<p>ヘビーユーザーによるネットワーク利用が、一般的利用者がより低廉な料金でブロードバンドを利用することが可能であるにもかかわらず、そのコスト算出の弊害になっているとすれば、一部ヘビーユーザーへの追加課金も必要だろう。ただし、インターネットを利用する消費者の正当な情報収集が追加課金により妨げられることはあってはならないし、一部ユーザーへの追加課金が逆に、市場における料金の正常な価格競争を阻害する事業者の「言い訳」の拠り所にならないよう、市場監視のシステムが十分に機能しなければならないと思う。</p>	同上。
個人		<p>もしエンドユーザーである消費者が、事例として紹介されているUSEN社によって行われたと同様のトラブルに巻き込まれた場合、その苦情を当該消費者が契約している接続業者に苦情として伝えても解決が全く図られないばかりか、トラブルの実態さえ把握されないまま、放置される懸念がある。このような事実は、広く消費者に紹介され、苦情やトラブルがあった際には、消費者が負い目を感じないで相談するための窓口を設けることが必要である。</p>	同上。
(3)コンテンツ配信の円滑化に向けた取組	HOTnet	<p>「コンテンツ配信の円滑化に向けた取組」について、地方ISPは、東京までの回線コストの負担が大きく、バックボーン回線が常に逼迫している。地域IXの必要性は議論されているが、キャッシュ化促進については賛成。</p>	

第3章 ネットワーク利用の公平性

1. ネットワーク利用の公平性を確保するための基本的視点

提出者	意見	考え方
HOTnet	ブロードバンド環境が未整備の地区のネットワーク利用の公平性の議論も必要であり、地域格差（デジタルデバイド）の解消を積極的に行ってほしい。	
JAIPA	報告書案（P31）「このため、ボトルネック設備を保有しているドミナント事業者の構築する次世代ネットワークについては（中略）公正競争を確保することが必要である。」部分について、大いに賛同する。	
KVH	IP網の移行にあっても、レイヤーの水平的公正競争と垂直的公正競争の双方を確保するのは可能であるので、レイヤー間の中での独占や、すべてのレイヤーを統合的に利用することについて、規制することが必要。	ご指摘の点はドミナント規制の在り方との関連において検討が求められる。
ソフトバンクG	<p>ボトルネック設備を保有しているNTT東西のNGNについては、ブロードバンド市場の発展の鍵となる存在であることから、当該ネットワークを巡るあらゆる競争制限的・競争阻害的要因を排除することが、最重要課題の一つであると考えます。</p> <p>仮に、NTT東西のNGNが、競争事業者のビジネスを阻害する形で、構築及び運用された場合、日本のブロードバンド市場における競争環境に大きな歪みが生じ、市場の発展は望むべくもない。</p> <p>NTT東西のNGNにおける競争制限的・競争阻害的要因の排除のためには、第一に、OSU共用等のアクセス網の徹底した開放、相互接続点の多様化といった徹底的なオープン化の推進を行い、競争事業者において柔軟なビジネス展開を可能とする環境整備が必要。</p> <p>ボトルネック設備との接続の促進は、当該設備を保有する事業者の適正な利潤を損なうものでなく、寧ろ、ボトルネック設備の稼働率向上に資するものである。仮に、適正範囲を超えて利潤を得る、あるいは接続の制限により排他的独占の利潤を得る等、ボトルネック設備を保有する事業者が、略奪的収奪の機会を得ることがあるとすれば、これは決して認められるものではない。従って、報告書案P31の最終段落の記述を、次のように修正することを要望する。</p> <p>【原案】 「このため、ネットワークの利用の公平性を確保するための競争ルールの在り方に関しては、（中略）ボトルネック設備を保有しているドミナント事業者の設備投資意欲を抑制することを避け、適正な利潤を当該事業者が獲得できることが検討の前提として求められる。」</p> <p>【修正案】 「このため、ネットワークの利用の公平性を確保するための競争ルールの在り方に関しては、（中略）ボトルネック設備を保有している事業者の設備投資意欲を抑制することを避け、適正な利潤を当該事業者が獲得できること、及び当該事業者の設備との接続によるサービス競争が確保されることが検討の前提として求められる。」</p> <p>加えて、独占市場における市場支配力を梃子にした市場支配力の濫用が行われないう、早急に禁止行為を明確化するとともに、NTTグループに係る規制措置の抜本的見直し議論を早急に開始し、NTT東西のボトルネック設備（アクセス回線網）の構造的分離を実現することが必要不可欠であると考えます。</p>	<p>OSUの共用化等のご指摘については、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの検討の中で改めて検討することが適当である。</p> <p>修正案については、ネットワークの利用の公平性の観点から、報告書の第3章2「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」において、接続ルールの整備することにより当該利用の公平性を確保すべきとしているところであり、修正の必要はないと考える。</p>

	<p>【独占市場における市場支配力を梃子とした市場支配力の濫用の一例(イメージ図)】</p> <p>①NTT東西が光ファイバと光IP電話の組み合わせでFTTHを推進</p> <p>②FTTHへの置き換えの進展</p> <p>③ADSLからFTTHへの移行</p>	
NTT持株	<p>NGNは、国際的な標準化動向やお客様ニーズ等を踏まえながら、今後段階的に発展していくネットワークであり、技術的にもサービスのにも将来の予見が難しく、当初から一定の予断に基づく事前規制が課されれば柔軟なネットワークの構築、新サービスの開発が阻害されるおそれがあることから、基本的に各事業者の自由な事業展開に委ね、仮に問題が生じた際に事後的に対応を行うアプローチとすることがブロードバンド市場のダイナミックな発展につながり、健全な競争を促進することから望ましいと考える。</p>	<p>報告書の記述のとおり、NTT東西の次世代ネットワークはアクセス網として既存のボトルネック性を有する物理的ネットワークを利用し、かつこれと一体として構築されるコアネットワークについても、現行のネットワークの代替・更新によって段階的に構築されていくものであるため、ネットワークの新規性をもってボトルネック性がないと判断することは適当でない。</p>
KDDI	<p>ボトルネック設備を保有するNTT東・西の構築するNGNについてオープン化を図ることに賛成する。なお、局舎・管路・とう道・電柱等(NGNにも利用される、ボトルネック性が極めて強い線路敷設基盤)やIP系サービスのルータ等(ひかり電話の音声ルータ等、ボトルネック設備と一体で構築される設備・機能)についてもボトルネック設備の対象として追加する必要があると考える。</p> <p>報告書案「また、ボトルネック設備を保有しているドミナント事業者の設備投資意欲を抑制することを避け、適正な利潤を当該事業者が獲得できることが検討の前提として求められる。」部分(P31からP32)について、表現を次のように修正すべきと考える。</p> <p>「また、ボトルネック設備を保有しているドミナント事業者が設備投資の投資額を回収することは必要であるが、回収すべきコストの考え方、回収方法等についてはボトルネック性に鑑み、接続ルールの下で透明性が確保されるべきである。」</p>	<p>指定電気通信設備の範囲については、次世代ネットワークに係る接続ルールの検討の中で改めて取り上げるとともに、当該指定範囲の適正化については、毎年実施する競争セーフガード制度の中で定期的に検証を行っていくことが適当である。</p> <p>ご指摘の点は、既存の接続制度の中で確保されているところであり、修正の必要はないと考える。</p>
経団連	<p>これまでの情報通信分野の競争は、ボトルネック設備を有する事業者のネットワークのオープン化によって他の事業者の参入を促進するサービス競争と、競争事業者が自らネットワーク設備を設</p>	同上。

	<p>置してサービスを提供する設備競争の2つの競争を柱として発展してきた。</p> <p>今後、IP化が進展するなか、持続的に新技術・サービスの普及と市場の活性化を図るためには、引き続き、サービス競争と設備競争を二本柱として情報通信市場の競争促進を図るべきである。サービス競争を促進する観点からは、ボトルネック性のあるネットワーク要素・設備・機能について、公正な競争ルールを整備する必要がある。設備競争を促進する観点からは、特に、ボトルネック性が認められる部門において、競争事業者による設備投資の促進、さらには代替技術・サービスの創出、普及に向けた環境整備を行うべきである。あわせて、ボトルネック性が解消されたと認められる部分については、柔軟に競争ルールを見直す必要がある。政策当局には、市場の競争評価に対する取り組みの強化などを通じて、この両者のバランスを上手にとることが求められる。この点、報告書案(P.31)で示された見解と一致するところである。</p> <p>また、わが国において、世界トップレベルのブロードバンド環境が整備された要因は、サービス競争の促進に向けて、ボトルネック性のあるアクセスを含めたネットワーク要素・設備・機能のオープン化のための公正なルールを整備・運用したことが大きい。したがって、今後、インターネットと次世代ネットワークが並存する状況においても、ボトルネック性を有すると判定されたネットワーク要素・設備・機能については、ボトルネック性が解消されるまでの間、最小限の明確な公正ルールを整備し、適用すべきである。また、義務の公平かつ正確な履行を担保する上で必要があれば、ボトルネック性のあるネットワークの要素・設備・機能を明確に分けていくことも検討すべきである。勿論、ボトルネック性がないと判断された場合については、規制の解除を行う必要がある。</p> <p>そして、報告書案において、「ボトルネック設備を保有しているドミナント事業者の設備投資意欲を抑制することを避け、適正な利潤を当該事業者が獲得できることが検討の前提として求められる」とある。この点、ボトルネック設備を保有しているドミナント事業者の設備投資意欲を抑制することがないよう留意すべきであり、設備投資に対する回収は必要であるが、回収すべきコストの考え方、回収方法等についてはボトルネック性に鑑み、接続ルールの下で透明性が確保されるべきであると考えます。</p>	
<p>テレコムサービス協会</p>	<p>(31ページ、第3パラ及び第6パラについて) 賛同する。</p>	
<p>N T T 西日本</p>	<p>次世代ネットワークについては、標準化動向やお客様ニーズ等を踏まえながら、これから徐々に発展していくネットワークであって、技術的にもサービスのにも将来の予見が難しいものであり、また、その整備、技術開発及びサービス開発の面で、既存事業者も新規参入事業者も同じスタートラインに立っており、今後の発展は各事業者の創意工夫や努力如何にかかっていることから、このような環境下で、あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づき、当社の次世代ネットワークに対して、従来と同様の「造るより借りた方が得」になるようなオープン化規制を課すことは、柔軟なネットワークの構築、新サービスの開発を阻害するおそれがあることから適当でなく、むしろ、設備構築事業者の投資インセンティブを高め、自ら努力して設備を造った者が報われる仕組みとして、各事業者に自由に事業展開を行わせるべきであり、万一それによって問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹することで、ブロードバンド市場のダイナミックな発展につながり、健全な競争を促進することになると考えます。</p>	<p>報告書の記述のとおり、N T T 東西の次世代ネットワークはアクセス網として既存のボトルネック性を有する物理的ネットワークを利用し、かつこれと一体として構築されるコアネットワークについても、現行のネットワークの代替・更新によって段階的に構築されていくものであるため、ネットワークの新規性をもってボトルネック性がないと判断することは適当でない。</p> <p>なお、事後的な問題解決を図ろうとした場合、特に電気通信市場においてはネットワーク効果等の市場特性を持ち、市場支配力の濫用による競争阻害</p>

		<p>の状況改善に多大の社会的費用を要する可能性があることから適当ではない。</p> <p>なお、接続ルールの検討に際してもドミナント事業者の適正な利潤が確保されることが必要である。</p> <p>また、競争政策の基本的視点として、設備競争とサービス競争の適正なバランスを確保していくことが求められる。</p>
NTT東日本	<p>次世代ネットワークに係る技術や機能については、標準化の途上にあるものが多く、既存のPSTN網のようにほとんどすべての技術や機能が確定している段階にはありません。</p> <p>こうした中で、当社は、現時点で国際標準化が進んでいる技術や機能を中心に、次世代ネットワークのフィールドトライアルを開始し、世界でも先進的な取り組みを行っております。しかしながら、今後の国際的な標準化動向やお客様ニーズの高度化・多様化等によって、次世代ネットワークで採用される技術や機能は変化していくものと考えており、現段階では技術的にもサービスのにも将来の予測は難しい状況にあります。したがって、仮に、当初から一定の予断に基づき事前規制が課されるとすれば、柔軟なネットワークの構築、新サービスの開発が阻害されるおそれがあるため、基本的に各事業者の自由な事業展開に委ね、仮に問題が生じた際に事後的に対応を行うアプローチとすることがIP・ブロードバンド市場のダイナミックな発展につながり、健全な競争を促進することになることから望ましいと考えます。</p>	<p>同上。</p> <p>なお、接続ルールの検討に際しては、報告書に記載のとおり、「次世代ネットワークにおいては、一つの設備がソフトウェア制御などによって複数の機能を持ち得るなど従来とは異なる機能付与の在り方が可能となる」ため、「ある程度大括りでのアンバンドルに留める」(p37)他、競争セーフガード制度を活用し、「その中で指定電気通信設備の範囲についても必要十分なものとなるよう定期的に検証を行っていくことが求められる」(p42)ものである。</p>
イー・アクセス	<p>【報告書案】(P31)</p> <p>「ボトルネック設備を保有しているドミナント事業者の構築する次世代ネットワークについて、(中略)当該ネットワークのオープン化を図るとともに、ドミナント規制(指定電気通信設備)そのものについても具体的な見直しに着手し、レイヤー内及びレイヤー間の公正競争を確保する」</p> <p>【当社意見】</p> <p>次世代ネットワークのオープンとドミナント規制の見直しを行うとする方向性に賛同します。</p> <p>特に、次世代ネットワークのオープン化を検討するにあたっては、ネットワークレイヤーの事業者だけでなく、ISP、コンテンツレイヤーの事業者、利用者等を含めた幅広い観点でのオープン化に向けた取り組みが必要と考えます。</p>	
個人	<p>Everything over IP時代を迎えた今、これまでの枠でネットワークの中立性を論ずるのは意味がない。直接的通信設備を持つキャリアとそうではないISPに分けて考えるべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、ネットワーク(IP網)については通信事業者の次世代ネットワークとインターネットを分けて考えることが必要である。この点、報告書において、インターネットと次世代ネットワークは、ネットワークとしての構築・運用理念が異なるもので</p>

		あるが、次世代ネットワークの持つ高信頼性・一体性とインターネットの持つ自律性等を併存させることができるネットワーク環境を実現することにより、インターネット関連の技術革新の継続が確保されるとともに利用者の多様なニーズに対応することが可能となるとしている。
--	--	--

2. 次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方

項目	意見		考え方
	提出者		
(1)次世代ネットワークに係る接続ルールの検討	HOTnet	NTT東西の次世代ネットワークについては指定電気通信設備として指定することは適当。また、NTT東西の構築する次世代ネットワークについては、NTT東西主導でなく、競争事業者との議論を逐次開示し、本章に記しているように、中立、公正な接続ルールの確立を期待する。	
	JAI PA	報告書案(P32)「この点、NTT東西の次世代ネットワークについては、新たに構築されるものであってドミナント規制が適用される指定電気通信設備として指定することは適当でないという指摘もあるが(中略)このためネットワークの新規性をもってボトルネック性がないと判断することは適当でない。」部分について、ご指摘のとおりで大いに賛同する。	
	KVH	NGNはオープン性を確保するよう取り計らうことは、日本の次世代のインフラに育つ可能性が大きいので言をまたないところである。特に、NTT東西の次世代ネットワークは既存のボトルネック性を有する物理的ネットワークを利用して構築されるコアネットワークであるので、より厳正なドミナント規制が必要。	
	ソフトバンクG	<p>また、同様の趣旨(第1章3への意見部分)で、報告書案P33の第2段落の記述を次のとおり、修正することを要望する。</p> <p>【原案】 「NTT東西の構築する次世代ネットワークに関する接続ルールを整備することにより、当該ネットワークに他の競争事業者のIP網が接続する際、(中略)NTT東西の次世代ネットワークと競争事業者のIP網との相互接続性が確保されることにより、各事業者のIP網の連携による多様なサービス展開が可能になることが期待される。」</p> <p>【修正案】 「NTT東西の構築する次世代ネットワークに関する接続ルールを整備することにより、当該ネットワークに他の競争事業者の次世代ネットワークを含むIP網が接続する際、(中略)NTT東西の次世代ネットワークと競争事業者の次世代ネットワークを含むIP網とのエンドエンドでのQoS確保(アドミッションコントロール、優先制御、帯域制御等)やセキュリティ確保(認証、暗号化等)を含めた相互接続性が確保されることにより、各事業者のIP網の連携による多様なサービス展開が可能になることが期待される。」</p> <p>加えて、報告書案P34の「2-1)オープン化の対象範囲」の第2段落の記述を次のとおり修正することを要望する。</p>	ご指摘を踏まえ、「各事業者のIP網の連携による多様なサービス展開」(p36)に「(エンドエンドベースのサービス制御等を含む)」との記述を追加した他、「次世代ネットワークにおけるQoS制御はサービス付与機能において行なわれるが、これはあくまで当該事業者のネットワーク内におけるQoS制御であり、エンドエンドベースでのQoS制御を実現するものではない。このため、NTT東西の次世代ネットワークと競争事業者の次世代ネットワークを接続してサービスを提供する場合のエンドエンドベースのQoSやセキュリティの確保等の在り方についても、併せて検討が求められる。」(p37)との記述を追加した。



		<p><b>【原案】</b>  「他方、レガシー網では(中略)各レイヤー間のインターフェースのオープン化を図ることにより、設備非保有の事業者がレイヤー2接続を含め次世代ネットワークの機能のうち必要とする部分だけを利用し(中略)新事業を創出することが可能になることが期待される。」</p> <p><b>【修正案】</b>  「他方、レガシー網では(中略)各レイヤー間のインターフェースのオープン化を図ることにより、<u>競争事業者がレイヤー2接続やQoS確保(アドミッションコントロール、優先制御、帯域制御等)やセキュリティ確保(認証、暗号化等)等</u>を含め次世代ネットワークの機能のうち必要とする部分だけを利用し(中略)新事業を創出することが可能になることが期待される。」</p> <p>NTT東西のNGNについては今年度中の商用サービス開始が計画されている一方、接続事業者等への十分な情報開示が行われておらず、当初予定より大きく遅れた現時点においても、NGNの接続ルールの検討が開始されていない状況にあります。</p> <p>このまま接続ルールの詳細検討がなされない状況が継続し、NTT東西のNGNの詳細仕様等が確定された場合には、接続事業者に不利益を及ぼす接続条件が既成事実化し、商用サービス開始時点において、OSU共用がなされない等、競争事業者を排除する形で、ボトルネック性を有するNTT東西に有利なビジネス展開が行われるという大きな危惧が存在します。</p> <p>従って、NTT東西による早期の情報開示を要望すると共に、NGNの接続ルールに関する議論については、総務省においてもNTT東西の動向注視という受身的スタンスでなく、検討フェーズへの移行を積極的に推進頂くことを強く要望します。</p> <p>以上を踏まえ、報告書案P33の第1段落の記述を次のとおり、修正することを要望します。</p> <p><b>【原案】</b>  「さらに、アクセス網においてNTT東西のシェアが依然として9割を超えている状況に鑑みれば、(中略)次世代ネットワークとインターネットが並存する環境を確保するためには、次世代ネットワークに関する接続ルールの在り方について検討が必要である。」</p> <p><b>【修正案】</b>  「さらに、アクセス網においてNTT東西のシェアが依然として9割を超えている状況に鑑みれば、(中略)次世代ネットワークとインターネットが並存する環境を確保するためには、次世代ネットワークに関する接続ルールの在り方、特にOSU共用等の実現を検討することが必要である。」</p> <p>なお、IP化の進展に伴うアクセス網の重要性の観点から、OSUの共用は、既存の地域IP網、NGNの双方において実現されることが必須となります。</p> <p>NGNにおいては、一つの設備が複数の機能を持ち得る等、設備と機能が必ずしも1対1の関係性を持つとは限らないことから、機能面に着目したアンバンドルが必要であるとの認識に賛同します。しかしながら、「市場実態に即した接続ルールの有効性」を確保するという目的のためには、機能面のアンバンドル単位をある程度大括りに留めるべきといった方向性を現時点で決め打ちすることは早計であり、NTT東西によるNGNの詳細情報が開示された後、接続事業者のニーズに基づき、その単位を設定すべきと考えます。</p>	<p>ご指摘のOSU共用化を含め、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの検討の中で改めて取り上げることが適当である(原文を維持)。</p> <p>ご指摘の点については、「各レイヤー間のインターフェースのオープン化等について、当事者であるNTT東西はもとより、競争事業者の意向等も踏まえつつ、合理的かつ客観的基準に基づ</p>
--	--	--	---

		<p>なお、既に弊社を含む複数の接続事業者が、NTT東西のNGNにおけるOSU共用による接続を要望しているところであり、前述のように、OSU共用がなされない等、接続事業者に不利益を及ぼす接続条件が既成事実化した場合には、競争事業者のビジネスが実質不可能となることが想定されます。</p> <p>以上のことから、報告書案において、NTT東西のNGNのアンバンドル単位を“大括りに留める”とすることは認められません。</p> <p>従って、報告書案P34「2-1)オープン化の対象範囲」の第1段落における記載を、次のように修正することを要望します。</p> <p><b>【原案】</b>  「第一に、オープン化の対象範囲(オープン化の単位)について明確化が必要である。次世代ネットワークにおいては、(中略)機能面に着目したアンバンドルが必要となる。その際、従来の回線交換網のような細目にわたるアンバンドル化とは異なり、ある程度大括りでのアンバンドルに留めることにより、市場実態に即した接続ルールの有効性を確保することが可能となる。」</p> <p><b>【修正案】</b>  「第一に、オープン化の対象範囲(オープン化の単位)について明確化が必要である。次世代ネットワークにおいては、(中略)機能面に着目したアンバンドルが必要となる。その際、<u>市場実態に則した接続ルールの有効性を確保するため、接続事業者の要請も踏まえ、アンバンドル単位を設定することが必要である。</u>」</p> <p>映像配信プラットフォームのオープン化においては、事業者がサービス提供を円滑に行えるような接続ルール策定が必要になるものと考えます。例えばIPマルチキャストについては、当該方式を利用するにあたってのグループ数等のリソースに対する設備要件が特に厳しいため、アクセス設備を共用する事業者間では、IPマルチキャストに係る設備も共用可能とするルールが必要であると考えます。</p> <p>従って、報告書案P34「2-1)オープン化の対象範囲」の第2段落に続けて、以下の記述を追記することを要望します。</p> <p><b>【追記案】</b>  「<u>また、映像配信プラットフォームのオープン化においては、例えば、IPマルチキャストについては、当該方式を利用するにあたってのグループ数等のリソースに対する設備要件が特に厳しいため、アクセス設備を共用する事業者間では、IPマルチキャストに係る設備も共用可能とする等の接続ルールをあわせて検討する必要がある。</u>」</p> <p>前述のとおり、NTT東西のNGNに係る情報開示が行われないことにより、接続料の議論も実施できない状況にあることから、至急、NTT東西に必要な情報を開示させ、具体的議論を開始することが必要です。</p> <p>なお、接続料の算定の在り方については、既存のネットワークにおける接続料に求められるのと同様、算定方法の透明性や適正性を確保する視点が重要であることは改めて指摘するまでもありません。</p> <p>時期の同等性については、単に接続に要する期間の同等性担保という視点のみでは不十分です。</p>	<p>き、十分なオープン性が確保され、結果として利用者等のニーズに合致した多様なサービス展開が実現するよう所要の措置を講じることが適当である」(p38)旨の記述に適合しているものと考える。</p> <p>映像プラットフォームのオープン化については、報告書(p40)において、「コンテンツプロバイダ等の上位レイヤーにとって真にオープンなものであるか等について公正競争確保の観点から検証が必要である」としている(原文を維持)。</p> <p>NTT東西の次世代ネットワークに係る接続料を含む接続ルールの在り方については、今後関係事業者の意見を十分踏まえて可及的速やかに検討していくことが適当である。</p>
--	--	---	---

	<p>現状では、NTT東西が有するボトルネック設備の開放や各種情報の開示等が不十分なことから、一般的に、新規サービス導入に係る準備期間等のリードタイムをはじめとして、接続事業者はNTT東西と比較し不利な立場になります。よって、あらゆる面での時期の同等性が担保されるようルール化が行われるべきです。</p> <p>従って、報告書案における「接続に要する期間」については、「サービス導入や接続等に要する期間」との記載に修正し、全般的な時期の同等性の必要性を示すべきと考えます。</p> <p>「(a) 映像配信プラットフォームのオープン化」に関しては、ボトルネック性を有するNTT東西のプラットフォーム機能のオープン化という観点が必要であることは勿論のこと、それに加え、NTT東西がその市場支配力を濫用することで、特定のコンテンツを独占的に配信する等の行為にも注視が必要。</p> <p>特に、上位レイヤーにおいて競争優位性を有するコンテンツ等との結びつきにより、NTT東西が、より強固な市場支配力を獲得し、通信レイヤー及び上位レイヤー双方の事業者のビジネスを著しく阻害するといった競争阻害的行為を厳格に禁止することが必要。</p> <p>「(b) 固定通信網と移動通信網の円滑な連携」に関しては、固定・移動の枠を超えた多様なネットワーク接続が可能となる環境下において、なし崩し的に、NTT東西が本来の業務範囲を超えて、広範な事業領域への進出が可能となるようなことは許容されるべきではない。寧ろ、IP化といった要素を踏まえ、これまで以上に、NTT東西の業務範囲を厳格に規定し、活用業務認可の審査をすべき。</p> <p>なお、NTT東西の業務範囲に関連して、NTT東西は中期経営戦略等に基づき、固定電話網からIP電話網、メタルアクセスから光アクセスへの移行等を通じ、主要サービスのIP化を図っているところですが、NTT東西が、活用業務制度を利用しIPサービスを主要業務として営むことは、「日本電信電話株式会社等に関する法律（以下「NTT法」という。）」第1条第2項に定める地域電気通信事業を営むという本来の目的との齟齬をきたし、NTT東西の業務範囲規制自体が機能しなくなることを意味する。</p> <p>そもそも、活用業務は地域電気通信業務等の余剰資源をもって営まれるべきものであり、IP電話サービスやIPサービス等を活用業務制度により、主要業務として提供することは活用業務制度を脱法的に利用しているものと言わざるを得ない。</p> <p>このように、現状ではNTT東西の業務範囲規制が有名無実化されることに加え、NTT東西の実質的な一体化が進行しており、もともと不十分であった「日本電信電話株式会社の移動体事業の分離」及び「日本電信電話株式会社の再編成」（以下、「NTT再編成」という。）の趣旨すら没却されているものと考えられる。</p> <p>従って、FMCサービスやNGNに基づくIPサービスが主要サービスとなるIP時代に向けた公正競争環境の確保及び競争の促進のためには、NTT東西のボトルネック設備（アクセス回線網）の構造分離又は実質的な機能分離といった措置を講じることが必要不可欠。</p> <p>NTTの組織問題については、通信・放送の在り方に関する政府与党合意（平成18年6月20日）において、2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得ることになっていますが、以上のことを踏まえ、本件に係る議論を2010年を待たずに早急に開始すべきと考えられる。</p>	<p>ご指摘の点も含め、「接続に要する期間」についても、公正競争確保の観点から、同等性を確保するための一定のルールが求められる」（p40）ものと考えられる。</p> <p>通信レイヤーから上位レイヤーへの市場支配力濫用の可能性については、第3章3(4)「複数の市場に係る市場支配力の濫用防止の在り方」（垂直的な市場支配力の濫用防止）(p53)に記述している。</p> <p>固定通信網と移動通信網の連携については既に活用業務認可ガイドラインの改正を実施済（脚注37参照）。</p>
--	---	--

		<p>IPv4からIPv6への移行等といった環境変化とNTT東西におけるNGNの関係性の検証等を行うためにも、前述のとおり、至急、NTT東西のNGNに関する情報を開示させ、具体的な議論を開始することが必要。</p> <p>競争実態に応じた接続ルールの見直しの観点で、定期的に市場のモニタリングを行うことについては賛同ですが、市場支配力を有する事業者への実効的な規制が課せられているとは言い難い現状の環境下においては、指定電気通信設備の範囲を緩和するといった措置を取ることは有り得ない。寧ろ、競争制限的・競争阻害的な疑いのある要素を特定し、指定電気通信設備の範囲を追加する視点で見直しを行うことが必要。</p> <p>NTT東西のNGNの活用業務認可については、様々なサービスが同一のネットワークで提供され、かつそれら複数のサービスが段階的に提供されることが想定されること等から、NGN全体の包括認可を行うことは適当でなく、個別のサービス毎の認可申請とすべきと考える。また、個別サービス毎の認可審査の際に、NGN全体での公正競争を確保するために必要な措置についても逐次検討を行う必要があると考える。</p> <p>接続会計制度については、NGN内部の機能分離を接続会計（特に設備管理部門会計）に反映させる方向で検討を行うことに賛同します。その場合、接続料の適正な算定と会計上の透明性確保の観点において、NTT東西に対しては、会計上の分計を可能な限り細分化させるとともに、その開示を義務付ける必要があるものと考えます。</p> <p>なお、健全な電気通信事業の発展を引き続き図るべく、このような接続会計制度の見直しを踏まえた上で、今後長期に渡って利用されるNTT東西のNGNに係る接続料の低廉性を確保することも必要であると考えます。特に、NGNにおける新規設備の投入を理由に接続料を上昇させることは認められるものではないと考えます。</p>	<p>ご指摘の点については、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの検討の他、07年8月から開催している「インターネットの円滑なIPv6移行に関する調査研究会」(脚注23参照)の中で検討を具体化していくことが適当である。</p> <p>指定電気通信設備の範囲については、毎年定期的を実施する競争セーフガード制度等を通じて検証していくことが適当である。</p> <p>ご指摘の点については、活用業務認可ガイドライン等に沿って具体的な案件ごとに適切に対処していくことが適当である(脚注25参照)。</p> <p>NTT東西の次世代ネットワークに係る会計制度の在り方についても、前述の接続ルールの検討の中で改めて検討することが適当である。なお、接続会計全体の在り方については、別途開催の「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」において検討中。</p>
NTT持株		<p>報告書案では、NTT東西のNGNについて、ボトルネック性がないと判断できないとしておりますが、わが国の基盤設備のアンバンドリング/オープン化は、局舎や線路敷設基盤を含め、世界的にみても最も進展しており、他事業者も同様のネットワークを構築することが可能であって、現に独自のIPネットワークを構築してブロードバンドユーザを獲得していること、また、他の競争事業者も、独自の次世代ネットワーク構想を公表し、これを推進しており、これから新たに構築していくという点においては、他事業者も同じ立場にあること、IPネットワークは既存のPSTN網の置き換えではなく、PSTNとは別に構築していくものであることからIPネットワークにボトルネック性はないと考える。</p> <p>コア網について、接続ポイントの集約化や伝送容量の拡大により、規模の経済性・範囲の経済性が働く面もありますが、これは全ての事業者のIPネットワークに共通の特徴です。また、これまでの基盤設備のオープン化等により、他事業者の「参入機会の均等性」が確保されており、また、ブロードバンドサービスのアクセス回線は、固定通信(ADSL/光/CATV)に加え</p>	<p>報告書の記述のとおり、NTT東西の次世代ネットワークはアクセス網として既存のボトルネック性を有する物理的ネットワークを利用し、かつこれと一体として構築されるコアネットワークについても、現行のネットワークの代替・更新によって段階的に構築されていくものであるため、ネットワークの新規性をもってボトルネック性がないと判断することは適当でない。</p>

て、WiMAXも含め無線アクセスの高速化が進展しており、今後、多様な展開が図られていくことから、メタルを含めた回線シェアを前提とした接続規制を見直すべきである。

(注)固定通信だけでみても、ブロードバンドアクセスの設備競争が進展しており、光ファイバではNTT東西の設備シェアは7割台であり(NTT東西 485万/他事業者 130万)これにCATVアクセス(361万)を加えたベースでは、競争事業者とNTT東西の設備シェアが拮抗する状況にある。

本報告書では、NNI及びSNIに加え、アクセス網、コア網及びサービス付与機能といった3つのレイヤ間のインターフェースのオープン化を図ることを求めている。

しかしながら、NTT東西のダークファイバやPON等のアクセス設備は、既に接続約款に基づきオープンにしています。また、コア網及びサービス付与機能についても、昨年フィールドトライアルに関する接続条件等として、NNI及びUNIに加えてSNIを開示し、自主的にオープン化済み。今後とも、国際的な標準化動向、お客様ニーズや他事業者からの具体的な要望等を踏まえながら、追加的に機能を開発し、自主的にインターフェースをオープン化していくことによって、できる限り多くの方々にNGNをご利用いただけるようにしていく考えであり、事前規制として接続規制を課すべきではないと考える。なお、サービス付与機能とコア網とは一体としてネットワーク機能を果たすものであり、ITUの標準化においても、サービスストラタムとトランスポートストラタムを分離して、その間を各事業者・アプリケーションプロバイダ等との接続インタフェースとして規定すると言う整理はなされていない。

NGNの接続料は、事前規制になじむものではなく、事業者間の協議に委ねることが適切であると考え。なお、その際、接続料の設定にあたって、報告書にも記載のあるように、設備構築事業者の投資意欲を阻害しないために適正な利潤が確保されるべき。

フィールドトライアルにおいて映像配信等のアプリケーション側とのインタフェースとして既にSNIを開示しており、映像配信事業者が自ら映像配信プラットフォームを構築し、SNI経由でNGNを利用して映像配信サービスを提供している。

今後、既存のIPネットワークの代替としてNGNの構築が進められる中で、従来にないスピードでサービスの多様化・発展が進むと考えている。このため、個別サービス毎に認可を受けるとすれば迅速なサービス追加に支障を来すとことから、包括的に認可すべきと考える。

接続会計の設備区分は、そもそもネットワーク設備の装置等の種類に着目して設けられたものであり、会計の継続性の観点から、設備の種類に着目した区分すべき。NGNは、既存のIPネットワークをさらに品質やサービス面で発展させていくものであり、サービス(機能)の区分単位としては、既存のIPネットワークと同様、基本的にコア網/サービス付与機能といったネットワーク内部の機能を分離する必要はない。また、NGNにはボトルネック性はなく、指定電気通信設備として接続会計(設備管理部門)に反映する必要はないと考える。

ご指摘の点については、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの検討の中で改めて検討することが適当であると考え。

次世代ネットワークを用いて提供されるサービスはネットワーク機能の追加と同時並行的にメニュー追加が行なわれていくものであり、当該サービス全体を包括的に認可した場合、公正競争要件が十分に確保されない可能性がある。このため、「次世代ネットワークに係る活用業務認可について、サービス追加が段階的に行なわれる中、認可対象をどのような括りで考えるかについて、NTT法の趣旨を踏まえ、基本的にはサービス単位ごとに検証を行

		い、所要の公正競争要件を措置していくことが必要である」(p42～43)との趣旨を明確化した。
KDDI	<p>ボトルネック設備と一体として構築されるNTT東・西のNGNにボトルネック性があることは明らかですので、指定電気通信設備とすることに賛成します。</p> <p>また、NGNで提供されるサービスが加入電話のように、NTT東・西に再び独占されることのないよう、早急に公正競争確保のための措置を講じ、接続ルールを整備する必要があると考えます。</p> <p>例えば、シェアドアクセスの1分岐単位(契約者単位)の接続料の設定、シェアドアクセスの光配線区域の拡大といった措置が必要です。</p>	ご指摘の措置については、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの検討の中で改めて取り上げることが適当である。
経団連	次世代ネットワークがボトルネック設備と一体として構築される場合、次世代ネットワークがボトルネックとなる可能性があるため、早急に公正競争確保のための措置を講じ、接続ルールを整備する必要がある。	NTT東西の次世代ネットワークに係る接続料を含む接続ルールの在り方については、今後関係事業者の意見を十分踏まえて可及的速やかに検討を開始することが適当である。
テレコムサービス協会	(32ページ、5パラ)賛同する。	
NTT西日本	<p>本報告書案では、「当社の次世代ネットワークについてボトルネック性がないと判断することは適当でない。」とされていますが、</p> <p>他事業者がIPネットワークを自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング/オープン化が進展しており、また、IPネットワークの自前構築に必要な電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること、</p> <p>現に他事業者も、独自の次世代ネットワーク構想を公表・推進している等、次世代ネットワークについては、当社を含めた各事業者が、これから競争下で新たに構築していくものであり、その点、当社も他事業者も同じ立場にあること、</p> <p>当社の次世代ネットワークは、既存PSTN網の代替・更新によって段階的に構築されるものではなく、既存PSTN網とは別に構築されるものであること、</p> <p>等に鑑みれば、そもそも当社の次世代ネットワークにボトルネック性はないと考えます。</p>	報告書の記述のとおり、NTT東西の次世代ネットワークはアクセス網として既存のボトルネック性を有する物理的ネットワークを利用し、かつこれと一体として構築されるコアネットワークについても、現行のネットワークの代替・更新によって段階的に構築されていくものであるため、ネットワークの新規性をもってボトルネック性がないと判断することは適当でない。
NTT東日本	<p>本報告書案では、当社の次世代ネットワークについて、新規性をもってボトルネック性がないと判断できないとしております。</p> <p>しかしながら、</p> <p>これまでの徹底したネットワークのオープン化・アンバンドル化により、アクセス部分については、加入ダークファイバや局舎コロケーションを開放しており、さらには、線路敷設基盤のオープン化により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境は整備され、現にCATVや電力系の事業者等は自らアクセスラインを敷設しており、設備競争が進展していること、</p> <p>ネットワーク部分についても、中継ファイバや局舎コロケーションの開放により、他事業者も同様のネットワークを構築することが可能であり、現に独自のIPネットワークを構築して当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得していること、その結果としてIP通信網(地域IP網)の接続料を設定したものの東西間以外に利用実績がないこと、</p>	同上。

	<p>このようにアクセスとネットワークはいずれも熾烈な競争下にあり、かつネットワークはアクセスと明確に分けて構築可能であること、したがって、結果として当社のアクセス回線のシェアが高いかどうかは、IPネットワーク自体のボトルネック性の有無の判断には直接関係がないこと、</p> <p>IPネットワークは既存のPSTN網の置き換えではなく、PSTN網とは別に構築しているものであること、</p> <p>から、次世代ネットワークを含め、IPネットワークにボトルネック性はないと考えます。</p>	
<p>NTT西日本</p>	<p>また、本報告書案では、次世代ネットワークについて、「接続ポイントの集約化や伝送容量の飛躍的拡大により、アクセス網はもとよりコア網においても従来以上に規模の経済性や範囲の経済性が働く可能性があり、その結果、ドミナント事業者の市場支配力が高まる可能性がある。」とされていますが、</p> <p>西日本エリアにおける当社のブロードバンド通信サービスのシェアは平成19年3月現在で41.6%（関西エリアにおける当社シェアは36.6%）に過ぎず、市場全体としては活発な競争が展開されており、そもそも当社はブロードバンド市場において市場支配力を行使できる地位にないこと、</p> <p>伝送容量の飛躍的拡大等の技術革新の成果は、当社だけでなく、全ての事業者により得る機会があること、</p> <p>技術・サービス・市場の動向が不透明な段階で、伝送容量の飛躍的拡大等の技術革新により当社の市場支配力だけが高まると判断することは適当でないこと</p> <p>等に鑑みれば、それら技術革新が進むことは、当社の次世代ネットワークに規制を課す根拠にはならないと考えます。</p> <p>本報告書案では、「コンテンツプロバイダ等が接続に必要な設備をドミナント事業者の局舎に設置する際に差別的な取扱いが行われることを回避することで、ドミナント事業者の利用者以外は円滑にコンテンツ配信できない事態を回避できる。」とされていますが、当社は、接続に必要な装置であれば当社ビルへのコロケーション要望に応じる考えであるため、それについてもまた、当社の次世代ネットワークに規制を課す根拠にならないと考えます。</p>	<p>ご指摘の について、ブロードバンドサービス市場におけるNTT東西のシェアは、メタル回線及び光ファイバについてアンバンドル義務が課されていることにより新規参入が促進された結果であることを踏まえる必要があり、当該サービス市場のシェアを基にボトルネック性を有しない又は次世代ネットワークの接続ルールの根拠たり得ないとするのは妥当ではない。ちなみに、加入者回線市場におけるNTT東西のシェアは92.5%（06年度末現在）であり、仮に光ファイバに限定したとしても同シェアは78.9%（同上）であり、NTT東西はボトルネック設備を保有している。</p> <p>また、ご指摘の 及び の要素については、確かにすべての事業者において発生する可能性があるが、ボトルネック設備を保有し、かつブロードバンド市場におけるシェアが高い事業者の場合、スケールメリット等を働かせる形でその優位性を高める可能性が大きいこと等に鑑みれば、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールを策定することは公正競争確保の観点から妥当であると考えられる。</p> <p>ご指摘を踏まえ、「また、競争事業者等が接続に必要な設備をドミナント事業者の局舎に設置する際に差別的な取扱いが行なわれることを回避することにより、ドミナント事業者の利用者</p>

	<p>また、「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備」の際に議論があったように、コンテンツプロバイダ等の事業運営上、当社ビルにサーバ等をコロケーションする必然性はなく、当社ビルにコロケーションしなくても当社と同等に事業運営可能であるため、当該サーバ等について当社ビルに義務的にコロケーションさせる必要はないと考えます。</p> <p>以上を踏まえると、当社の次世代ネットワークに規制を課すことを前提とした接続ルールの在り方を検討することは適当でないと考えます。</p>	<p>外も次世代ネットワークを經由して円滑なコンテンツ配信が享受できないという事態を回避することができる」と修正した。</p> <p>なお、コロケーションの同等性の問題については、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(07年3月)において、「NTT東西の局舎以外の場所に設置することが物理的には可能な設備についても、接続事業者が当該設備を他の場所に設置してNTT東西のボトルネック設備に接続したときに、NTT東西と同等の条件で当該ボトルネック設備を利用できない場合、当該設備についてコロケーションルールの必要性が認められることから、コロケーションルールの対象として扱うことが適当である」としている。</p> <p>なお、これらの点も含め、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールについて可及的速やかに検討を開始することが適当であると考えられる。</p>
NTT東日本	<p>(P32~33)</p> <p>また、次世代ネットワークについては、現に他の競争事業者も、独自の次世代ネットワーク構想を公表し、これを推進しており、これから新たに構築していくという点においては、当社も他事業者も同じ立場にあります。そのため、「接続ポイントの集約化や伝送容量の飛躍的拡大により、従来以上に規模の経済性や範囲の経済性が働く可能性がある」との指摘は、当社だけではなく、他の競争事業者にも言えることであり、競争事業者も規模や範囲の経済性といったメリットを享受してシェアを獲得する可能性があります。</p> <p>したがって、まだ技術・サービス・市場の動向が不透明な段階で、当社の市場支配力だけが高まるといった予断に基づき市場支配力を判断するのは不適切であると考えます。</p>	同上。
個人	<p>問題は、ドミナント事業者が、優先サービスを自社サービスやグループ会社のISPへ選択的に提供することが避けられること、中小の優先サービス提供者との相互接続性を担保すること、これがネットワークの中立性を論ずる際の核であると思う。たとえば、Skype 常用者なら誰でも知っている事実であるが、Skype は音質そのものはいいが、音がしばしば飛ぶため、長時間の駄弁りにはよいが、電話会議には使えない。従って、取締役会の記録にも耐えるようなサービスをするためには、優先サービスの導入は避けられない。これれが同一通信設備上の1社にしかできないようでは、公正な競争に持っていけないであろう。</p>	<p>ご指摘の点を含め、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールを検討することが適当である。</p>



(2)接続ルールの検討に際しての基本的視点	J A I P A	報告書案(P34)部分について、競争事業者のみならず、ISP等のNGN利活用を考える事業者や企等の意向も踏まえていただきたい。	競争事業者の中にはISP等も含まれる。
	ヤフー	次世代ネットワークにおいても、インターネット経由で利用されるサービスについてはQoSを確保できず、大部分が複合的なネットワークとして利用されることが想定される以上、そのことも含めて誤解のないように全体的に記述すべきである。	ご指摘を踏まえ、「各事業者のIP網の連携による多様なサービス展開」(P36)に「(エンドエンドベースのサービス制御等を含む)」との記述を追加した他、「次世代ネットワークにおけるQoS制御はサービス付与機能において行なわれるが、これはあくまで当該事業者のネットワーク内におけるQoS制御であり、エンドエンドベースでのQoS制御を実現するものではない。このため、NTT東西の次世代ネットワークと競争事業者の次世代ネットワークを接続してサービスを提供する場合のエンドエンドベースのQoSやセキュリティの確保等の在り方についても、併せて検討が求められる。」(p37~38)との記述を追加した。
	NTTドコモ	報告書案(P34)部分について、ボトルネック性を有するアクセス網と一体として構築されるコアネットワークについてもボトルネック性を有すると判断することは、ボトルネック性の過度な拡大であり、それは次世代ネットワークという新しいネットワークの設備投資インセンティブや新サービスの発展を阻害することにつながるため、報告書(案)に記載の「規制の最小化(...)について、特に留意することが適当」[P9]の通り、個々に慎重に検討することが必要だと考えます。	報告書の記述のとおり、NTT東西の次世代ネットワークはアクセス網として既存のボトルネック性を有する物理的ネットワークを利用し、かつこれと一体として構築されるコアネットワークについても、現行のネットワークの代替・更新によって段階的に構築されていくものであるため、ネットワークの新規性をもってボトルネック性がないと判断することは適当でない。
	KDDI	<p>ボトルネック設備と一体として構築されるNTT東・西のNGNについて、オープン化の確保は必須です。なお、報告書案に示された(a)~(c)の他、「接続のための手続き」についても明確化が必要です。</p> <p>ボトルネック設備と一体として構築されるNTT東・西のNGNは指定電気通信設備として扱うことが前提であると理解しています。なお、ある程度大括りでのアンバンドルに留めるとしても、公正競争上、より細分化した機能のアンバンドルが必要とされる場合には、適宜アンバンドルの単</p>	<p>接続のための手続きについても、接続ルールの検討及び接続約款の所要の整備を行う中で検討を要するものと考ええる。</p> <p>報告書では、従来の回線交換網のような細目にわたるアンバンドル化とは</p>

	位を見直す等の留意が必要です。	異なり、ある程度大括りでのアンバンドルに留めることにより、市場実態に即した接続ルールの有効性が確保されるとしているが、具体的には、ご指摘の点を含め、N T T東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの検討の中で改めて取り上げることが適当である。
ウィルコム	次世代ネットワークへのマイグレーションは、段階的に行われるものと考えており、その各段階においても各レイヤー（ネットワーク（アクセス・コア）、プラットフォーム等）において、公正競争条件を確保し、多数の事業者が公正に競争できる環境が必要であると考えます。 この点において、本報告書案の視点は適正なものであると考えます。	
テレコムサービス協会	（34ページ、4パラについて）賛同する。  （追加意見） オープン化の対象範囲の検討においては、設備非保有の事業者が通信レイヤーのサービスを利用して上位レイヤーおよび下位レイヤーのサービス競争に参加できるような環境の整備が特に重要と考えます。	報告書（p34）にもあるように、レイヤー内及びレイヤー間の公正競争を確保していくことが必要である。
N T T西日本	（オープン化の対象範囲） 本報告書案においては、「N N I及びS N Iに加え、アクセス網、コア網及びサービス付与機能の3つのレイヤー間のインターフェースのオープン化等についても十分なオープン性が確保されるよう所要の措置を講じることが適当である。」とされていますが、 アクセス網については、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング/オープン化が進展しています。具体的には、当社の次世代ネットワークにおいて用いる光ファイバ等については、既に接続約款に基づきオープン化しています。 コア網及びサービス付与機能については、本報告書案で用いられているコア網・サービス付与機能という用語が具体的に何を指しているのか不明確である中、抽象論に基づくオープン化を求められても当社としても対処のしようがないところですが、このような状況下においても、当社は、昨年7月にフィールドトライアルに関する接続条件等を事前に開示する等、現時点で保有する機能の自主的なオープン化を進めています。 当社としては、今後とも、標準化動向やお客ニーズを見極めながら、新たな機能追加を行っていく考えですが、その際には、他事業者からの具体的な接続要望等を踏まえつつ、相互接続性の確保を図っていくことで、できる限り多くの方々にご利用いただけるようにしていく考えであるため、あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づき行政当局が事前規制を課す必要はないと考えます。 なお、当社の次世代ネットワークにおいて、アクセス網以外の部分は一体としてネットワーク機能を果たすものであり、I T Uの標準化においても、サービスストラタムとトランスポートストラタムとを分離し、その間を各事業者やアプリケーションプロバイダ等との間のインターフェースとすることは規定されていないことに留意する必要があると考えます。	ご指摘の点については、N T T東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの検討の中で改めて取り上げることが適当であると考えます。
N T T東日本	（オープン化の対象範囲）	

	<p>次世代ネットワークに係る技術や機能については、標準化の途上にあるものが多く、既存のPSTN網のようにほとんどすべての技術や機能が確定している段階にはありません。</p> <p>こうした状況下で、当社は、世界でも先進的な取り組みとして、現時点で国際標準化が進んでいる技術や機能を中心として、次世代ネットワークのフィールドトライアルを開始し(トライアル参加事業者：29社(H19.7月現在))、NNI及びUNIだけでなくSNIについてもそのインターフェースを1年前に開示するなど、オープン化に努めてきております。</p> <p>具体的には、既存のIP通信網(地域IP網やひかり電話網)でオープンにしているベストエフォートのISP接続やひかり電話接続をサポートするのに加えて、品質保証型のテレビ電話等の新たなサービス・機能についてもインターフェースをオープンにしており、フィールドトライアルの結果を踏まえて、商用化を進めていきたいと考えております。なお、次世代ネットワークは、ネットワーク部分(既存のIP通信網)をさらに品質やサービス面で発展させていくものであり、アクセス部分(加入ダークファイバ等)は、従来と変わりません。</p> <p>本報告書案では、NNI及びSNIに加え、アクセス網、コア網及びサービス付与機能といった3つのレイヤー間のインターフェースのオープン化を図ることが適当であるとされておりますが、前述のように、アクセス部分とネットワーク部分は既にオープン化されております。</p> <p>また、ITU-Tでサービスストラタムとトランスポートストラタムを定義しているのは基本網構成を検討する上での機能モデルの整理であり、事業者間の接続を行う際のインターフェースを規定しているものではなく、また、本報告書案で用いている「サービス付与機能」や「プラットフォーム機能」の定義、これとITU-Tの機能モデルとの関係等について、未だ統一的な定義や概念がないのが現状です。</p> <p>当社としては、国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、今後ともサービスを追加していくとともに、相互接続性を確保し、できるだけ多くの方々に次世代ネットワーク上のサービスをご利用いただきたいと考えます。</p>	<p>同上。なお、次世代ネットワークのオープン化については技術的オープン性と経済的オープン性(NTT東西(設備利用部門)と競争事業者の機会の同等性の確保)が検討の対象となるところであり、後者の経済的オープン性については第三者から見て客観的な基準に基づく担保措置が求められる。</p>
NTT西日本	<p>(接続料の算定方法)</p> <p>先述のとおり、今後の次世代ネットワークの発展は各事業者の創意工夫や努力如何にかかっており、このような環境下で、あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づき、従来と同様の「造るより借りた方が得」になるようなオープン化規制を課すことは、柔軟なネットワークの構築、新サービスの開発を阻害するおそれがあることから適当でなく、むしろ、設備構築事業者の投資インセンティブを高め、自ら努力して設備を造った者が報われる仕組みとして、各事業者に自由に事業展開を行わせるべきであることから、当社の次世代ネットワークに係る事前規制を課すことは適当でなく、また、その接続料も、事前規制を課すのではなく、事業者間の協議に委ねることが適当であると考えます。</p>	<p>同上。</p>
NTT東日本	<p>(「接続料の算定方法」及び「接続に要する時間」)</p> <p>次世代ネットワークの接続料については、先述のとおり事前規制になじむものではなく、事業者間の協議に委ねることが適当であると考えます。なお、その際、接続料の設定にあたって、本報告書案にも記載があるように、適正な利潤が確保されるのは当然のことと考えます。</p>	<p>ご指摘の点については、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの検討の中で改めて取り上げることが適当である。</p>
イー・アクセス	<p>【報告書案】(1)(P34)</p> <p>「NNI 及び SNI に加え、各レイヤー間のインターフェースのオープン化を図ることにより、設備非保有の事業者がレイヤー2 接続を含め次世代ネットワークの機能のうち必要とする部分だけを利用して自由な IP 網を構築し、新事業を創出することが可能になることが期待される」</p>	

		<p>【当社意見】(1) 次世代ネットワークの接続インターフェイスを柔軟にオープン化し、新事業を創出する内容に賛同します。 サービスストラタムとトランスポートストラタムを統合的に構築する次世代ネットワークにおいては、通信(ネットワーク)事業者主導になってしまうため、サービスストラタムにおけるインターフェースのオープン化及び規格化を行う等で競争環境を構築し、コンテンツ・アプリケーション事業者にとっての同等性を確保することが大変重要と考えます。</p> <p>【報告書案】(2)( P36) 「接続料の算定の在り方については柔軟性を確保することが必要である。」</p> <p>【当社意見】(2) 柔軟性の確保を行ううえで、最も重要なのは、IPネットワークの特性を踏まえながら、かつ、ユーザ料金との整合性がとれた接続料金の体系化と考えますので、旧来の PSTN 時の接続料金の考え方に囚われることなく、ネットワークのコスト負担の公平性で整理される費用負担の在り方との連携をはかりながら、接続料金の費用範囲及び料金形態の考え方など、新しい視点に立った検討が行われることを期待します。</p> <p>【報告書案】(3)( P36) 「接続に要する期間についても、公正競争確保の観点から、同等性を確保するための一定のルールが求められる。」</p> <p>【当社意見】(3) 接続事業者にとって、次世代ネットワークのように全く新しいネットワークを構築し開始するサービスの場合で、かつ NTT 東西の先行者利益だけでなくネットワーク構築におけるスケールメリットが多大に見込まれる際には、当該市場参入の機会まで喪失することになりますので、「接続に要する期間についても、公正競争確保の観点から、同等性を確保することを基本原則とする。」といった表現に変更して頂けるよう要望します。</p>	<p>ご指摘の点を含め、今後、NTT 東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について可及的速やかに検討していくことが適当である。</p>
(3)今後の検討の進め方	JAIPA	<p>報告書案(P37)「IPv4からIPv6への移行と(中略)具体的な検討を進めていくことが必要である。」部分について、当協会がかねてより主張していたことであり、大いに賛同する。</p>	<p>なお、脚注23において「インターネットの円滑なIPv6移行に関する調査研究会」の概要を追加記載した。</p>
	ヤフー	<p>次世代ネットワークについて、新たなサービス提供をすることによる先行者利得を確保しようとするのであれば(36頁)、リスクも自ら負うべきであり、既存設備の代替として構築することを想定している次世代ネットワークにおける失敗を消費者に費用負担が及んだり、消費者が不便を強いられたり、といった影響が及ぶことはないことが前提である旨の記述も必要である。</p>	<p>ご指摘の点については、NTT 東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの検討の中で改めて取り上げることが適当である。</p>
	イー・アクセス	<p>【次世代ネットワークに係る接続ルールの検討の際は、PONの分岐端末回線単位の接続料についても検討されることになっていますが、同時に次世代ネットワーク下でも同様な分岐端末回線単位の接続の実現に向けて、検討を行う必要があると考えます。 これは、NTT が分岐端末回線の接続料の設定が困難な理由の1つとして、想定外の形態に起因する膨大な網改造の発生をあげているため、当初から当該形態を視野に入れる必要があるからです。</p>	<p>ご指摘の点については、NTT 東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの検討の中で改めて取り上げることが適当である。</p>

		<p>「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年3月30日)要旨から抜粋</p> <p>4. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定 (略)</p> <p>以上を踏まえれば、本件の妥当性については更に議論を深める必要があり、また、地域IP網とNTT東西の次世代ネットワークとの関係についても検証を深める必要があることから、本件については、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの検討において改めて検討することが適当である。なお、当該検討は、可及的速やかに検討を開始することが適当である。</p>	
(4)市場のモニタリング機能の必要性	J A I P A	報告書案(P38)「なお、市場のモニタリングに関しては、上記の競争セーフガード制度のほか、(中略)(NGN連絡会議)の検討結果等を踏まえることが適当である。」部分について、大いに賛同する。	
	テレコムサービス協会	(38ページ、パラ3について)賛同する。	
(5)その他検討すべき事項	NTT西日本	<p>IP化の進展に伴い、シームレスなサービスを利用したいといったお客様のニーズが益々高まる中、そのニーズにスピーディーに対応していくためには、現行法の下、活用業務の枠組みを積極的に利用して、次世代ネットワークの柔軟性を生かした多様なサービスを迅速に提供していく必要があると考えます。</p> <p>その際、個別サービス毎に活用業務認可を受ける必要があるとすると、迅速な新サービス提供に支障を来すため、お客様利便の向上の観点から、一定の括りで活用業務認可を行っていただきたいと考えます。</p> <p>本報告書案で用いられているコア網/サービス付与機能という用語が具体的に何を指しているのか不明確である段階において、コア網/サービス付与機能といったネットワーク内部の機能を分離することはできないと考えることから、また、先述のとおり、当社の次世代ネットワークにはボトルネック性はなく、指定電気通信設備の対象とすべきではないと考えることから、当該ネットワークに係る収入・費用を接続会計(設備管理部門会計)に整理する必要はないと考えます。</p>	<p>次世代ネットワークを用いて提供されるサービスはネットワーク機能の追加と同時並行的にメニュー追加が行なわれていくものであり、当該サービス全体を包括的に認可した場合、公正競争要件が十分に確保されない可能性がある。このため、「次世代ネットワークに係る活用業務認可について、サービス追加が段階的に行なわれる中、認可対象をどのような括りで考えるかについて、NTT法の趣旨を踏まえ、基本的にはサービス単位ごとに検証を行い、所要の公正競争要件を措置していくことが必要である」(p42~43)との趣旨を明確化した。</p> <p>また、報告書の記述のとおり、NTT東西の次世代ネットワークはアクセス網として既存のボトルネック性を有する物理的ネットワークを利用し、かつこれと一体として構築されるコアネットワークについても、現行のネットワークの代替・更新によって段階的に構築されていくものであるため、ネットワークの新規性をもってボトルネック性がないと判断することは適当でない。</p>
	NTT東日本	今後、技術的・サービスの多様化・発展が見込まれる次世代ネットワークは、IPをベースと	同上。

		<p>した柔軟なネットワークを活かして、多種・多様なサービスをスピーディーに創出していくものと考えております。</p> <p>したがって、個別サービス毎に認可を受ける必要があるとすれば、迅速な新サービスの提供に支障を及ぼすため、お客様利便性の向上の観点から、包括的な認可としていただきたいと考えます。</p> <p>前述のとおり、「サービス付与機能」について統一的な定義がない現段階において、当該機能を分離して接続会計に反映するといった議論を行うのは時期尚早と考えます。また、仮にそれぞれの機能を明確化して分離しようとする場合でも、IPネットワーク上で実現されるサービスは、複数の装置をまたがって機能が実現されることや、それぞれの機能をまたがって開発されるソフトウェアのウエイトが大きいことが想定され、これを機能ごとに分離することは非常に難しいと考えます。</p> <p>なお、前述のとおり、次世代ネットワークに限らず、IPネットワークにはボトルネック性はなく、指定電気通信設備の対象ではないと考えます。したがって、当該収入及び費用は「設備管理部門」に整理されるものではないと考えます。</p>	
	<p>イー・アクセス</p>	<p>【報告書案】(P39)</p> <p>「従来は具体的なサービス単位ごとに認可を行い、公正競争要件を担保する手続が採られてきているが、次世代ネットワークに係る活用業務認可について、サービス追加が段階的に行われる中、認可対象をどのような括りで考えるかについて、NTT法の趣旨を踏まえて検証することが必要である。」</p> <p>【当社意見】</p> <p>次世代ネットワークに係る活用業務のサービスは、これからどのようなサービスが出てくるか明確にはわからないため、従来通り、個別サービス単位に認可対象とすることを基本原則として、個別の事象を勘案しながら都度判断すべきであると考えます。</p> <p>したがって、あらかじめ認可対象を大括りにするような選択肢を想定することは、時期尚早であり適切ではないと考えます。</p>	<p>次世代ネットワークを用いて提供されるサービスはネットワーク機能の追加と同時並行的にメニュー追加が行なわれていくものであり、当該サービス全体を包括的に認可した場合、公正競争要件が十分に確保されない可能性がある。このため、「次世代ネットワークに係る活用業務認可について、サービス追加が段階的に行なわれる中、認可対象をどのような括りで考えるかについて、NTT法の趣旨を踏まえ、基本的にはサービス単位ごとに検証を行い、所要の公正競争要件を措置していくことが必要である」(p42～43)との趣旨を明確化した。</p>

第3章 ネットワーク利用の公平性

3. ドミナント規制（指定電気通信設備制度）の在り方

提出者		意見	考え方
全般	HOTnet	IP化の更なる進展により市場が統合化された場合でも、その市場にあわせたドミナント規制、市場支配力の濫用防止が確実に継続していく必要がある。 また、指定電気通信設備の範囲の見直しについては、ボトルネック性の存在や、ドミナント事業者の内部取引、外部への開放のコスト負担が公平であるかなど、適正な競争条件となっているかなどを検証し、これを公開した上で行うことが必要であると考えます。	
	KVH	IP化に伴うNGNやFMCのような複合市場の形成にあたり、伝統的な市場を基本とするドミナント規制は見直しが必要である。ドミナント事業者を起点とした、これと資本関係を有する事業者との連携等による市場支配力の濫用を防止する包括的な枠組みの再構築が必要である。いわゆるNTTグループの活用業務認可にあたっては、条件を再度見直す等の厳格な審査が必要である。	なお、既述のとおり、活用業務認可ガイドラインについては、07年7月、改正ガイドラインを公表したところである。
	ヤフー	現在、国内競争にしかさらされていない通信レイヤーと、既に国際競争にさらされている上位レイヤーとの垂直的市場統合は、上位レイヤーの国際競争力の低下をもたらすおそれもあるという観点からも、構造のあり方を検討する必要がある。また、収益性の低いレイヤーに関し、収益性の高いレイヤーにおける売上を補填するようなことがあつては当該収益性の低いレイヤーにおける公正な競争が阻害されることになり得るといったことも考慮した公正競争確保を検討する必要がある。	会計制度の在り方については、現在、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」において検討中。 なお、国内市場を対象とする通信レイヤーと国際市場における競争も視野に入れた上位レイヤーとの関係については検証を加えることが必要であり、第4章1(4)「インターネットのボーダーレス化と市場支配力の認定の在り方」等で記述している。
	ソフトバンクG	前述のとおり、原則、ドミナンス性に対しては独占禁止法、ボトルネック性に対しては事業法にて対応することを基本とすべきであり、競争ルールの在り方の検討においては、ボトルネック設備の開放という前提条件を確保することが不可欠です。 一方、報告書案においては、「ドミナント(性)」と「ボトルネック(性)」という用語の使用が混乱しており、このままでは、競争ルールを検討する上で極めて重大な「ボトルネック(性)」という特性自体が軽視あるいは見落とされ、あるべき競争ルールの在り方を検討する上で、方向性を見誤る懸念が存在します。 そもそも、現行の第一種指定電気通信設備制度については、「ドミナント性」への規制ではなく、「ボトルネック性」への規制をベースとした制度となっていることから、報告書案における「ドミナント規制(指定電気通信設備制度)」については、「指定電気通信設備制度」へ記載を修正すべきと考えます。 あわせて、報告書案にて、「ボトルネック(性)」を意図する箇所として、「ドミナント規制」、「ドミナント事業者」等の用語が用いられている箇所については、「ボトルネック規制」、「ボトルネック設備を保有する事業者」等に記載を修正すべきと考えます。	第一種指定電気通信設備制度は、アクセス網部分のボトルネック性に起因する市場支配力(ドミナント性)を有すると認められる事業者に対する規制を行うものである。他方、ドミナント性はボトルネック性がなくとも、例えば周波数資源の有限希少性などを原因とする場合があり、第二種指定電気通信設備制度はこれに該当する(p59 図「指定電気通信設備制度の見直しに係る基本的方向性」参照)したがって、用語の使用が混乱しているという指摘はあたらない。

	個人	<p>市場開放を目的としたドミナント規制について継続の方向でまとめられているが、今回の報告書の中では次の内容が欠如している。</p> <p>a) ドミナント規制による利用者視点の弊害 他の事業者を選択する事に抵抗がない利用者等は現状までの市場開放によって大きな恩恵を受けてきたものと整理できるが、他方、利用者の中にはNTTブランドを好むものも存在し、単に市場占有率の高さを理由にNTT等の既存事業者に制限をかけ続けられて、利用者が本来享受できる可能性のあるサービスに歯止めがかかっている事を忘れてはいけない。</p> <p>b) 規制による利用者選択肢の不当な制限 広帯域移動無線に対する周波数割当等が先日示されたが、新規参入や競争原理ばかりに目を奪われるため、既存事業者と継続して利用を希望する加入者からは絶望的な方向性が示されたと言える。</p> <p>c) ドミナント規制による新規事業者等の甘えの体質 NTTが解放しないとする局舎やその他インフラについて不当であると一方的に攻撃し、その事を行政も同意しているが、市場開放が始まってから何年経てばドミナント規制が無意味であると言われるまでに到達するのか？ これらの現状は容認されるものではなく、全面的な方向転換も含め政策の見直しが必要であるものと考ええる。 以上のように市場開放によって国内の通信環境が改善された効果について頭打ちの傾向が見え始め、逆に新規参入事業者の価格抑制相応分以上の品質低下による影響が、ドミナント事業者に伝染してきている現状について大きな損失が発生する前に着手すべきであると考ええる。</p>	<p>なお、ご意見のbについては本懇談会の検討の射程外である。</p>
(1) IP化の進展に伴うドミナント規制(指定電気通信設備制度)の見直しの必要性	ソフトバンクG	<p>通信レイヤーにおける公正有効競争の意義がさらに強まることや、現に、通信レイヤーにおける競争環境整備の観点で、ボトルネック性に起因する市場支配力等を有する事業者に対する実効性のある規制が課せられているとは言い難い実情を踏まえれば、見直しの際、現行の規制を安易に緩和するのではなく、当該事業者に対する規制を強化し、公正有効競争をさらに促進するという視点が不可欠であると考えます。</p>	<p>競争評価や競争セーフガード制度による検証の結果、必要性がないと認められる公正競争要件については速やかに見直しを行うことが適当である。</p>
	NTT持株	<p>ドコモ分社やNTT再編成時に設定された公正競争条件は、当時の競争事業者の事業形態との同等性を確保するために実施されたものです。 現在では、固定・携帯事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供しており、更に今後固定・携帯を同一のネットワークに載せる計画を公表するなど、市場環境は移動体業務の分離時やNTT再編時から大きく変化しています。 従って、当時の公正競争要件自体が時代にそぐわないものとなっており、それを前提に体系的制度整備を図ることは不適切であり、現状に合せた見直しが必要であると考えます。</p>	
	経団連	<p>ネットワークの各レイヤー及びネットワーク全体においても、利用者利益の確保は、市場における自由競争を通じて行なわれるべきで、原則、事業者の自由な事業活動を可能とする一方、市場支配力を有する事業者による競争阻害・制限行為等が排除されるよう、公正な競争ルールを設け、運用していくべきである。 そのためには、競争政策の適用対象とするレイヤーや市場の定義を明確にし、その範囲の画定を行う。その上で、レイヤー毎に、サービス・ビジネスモデル・市場等の特性・規模・成熟度、競争状況、参入条件、当該事業者の規模等を総合的に勘案しつつ、各市場の独占性や、市場支配力及びそれを梃子とした反競争的行為の有無を検証する必要がある。その結果、各レイヤー及びレイヤー</p>	



		<p>間の競争を阻害し、利用者利益を損なうおそれがある行為や、ボトルネック部分に対して規制を適用するとともに、問題が解消されたと認められる部分については、柔軟に制度を見直していくべきである。</p> <p>報告書案(P.38)にあるように、次世代ネットワークにおいても、定期的に市場のモニタリングを行い、必要に応じた措置をとることは、公正競争確保のために有効である。</p> <p>また、報告書案(P.41)にて示された、従来とは異なる市場の実態に対応した市場画定や市場支配力の認定を行うことができる仕組みを構築するという指摘は妥当である。</p>	
	J A I P A	<p>【報告書案】(P.41)</p> <p>「次に垂直的市場統合については、ドミナント事業者が垂直統合型のビジネスモデルを構築する場合、通信レイヤー（物理網レイヤー及び通信サービスレイヤー）における市場支配力が上位レイヤーにおいて濫用され、結果として上位レイヤーにおける公正競争が阻害される可能性がある。このため、従来ドミナント規制が主として規律対象としてきた通信レイヤーに限定することなく、プラットフォームレイヤーを含む垂直的市場統合に対応したドミナント規制の在り方について検討が必要になっている。」</p> <p>【意見】</p> <p>本件について賛同します。また、同様のことは移動通信市場における垂直統合においても同様と考えます。</p>	
	K D D I	<p>【報告書案】(P.41)</p> <p>「市場の統合化に対応した市場画定や市場支配力の認定を行うことが出来る仕組みを構築することにより、市場実態に即したドミナント規制の運用が可能になるものと考えられる。」</p> <p>【意見】</p> <p>市場の統合化に対応した市場画定や市場支配力の認定を行うことに賛成します。それに加えて、ボトルネック設備を保有するNTT東・西によるNGN構築の動き等に対応する観点から、ドミナント規制（指定電気通信設備制度）の具体的な見直し（前述のとおり）に着手することは必須であると考えます。</p>	
	テレコムサービス協会	(P.41、パラ4)賛同する。	
	N T T 西日本	<p>(P.41) 1) 市場の統合化に対応した見直しの必要性)</p> <p>本報告書案では、「通信レイヤーにおける市場支配力が上位レイヤーにおいて濫用される可能性がある」として、プラットフォームレイヤーを含む垂直的市場統合に対応したドミナント規制について検討が必要である。」とされていますが、</p> <p>通信レイヤー（物理網レイヤー）における設備のボトルネック性に起因する市場支配力の他のレイヤーへの影響については、線路敷設基盤を含め、ボトルネック設備や局舎等の徹底したオープン化によって遮断されていること、</p> <p>通信レイヤーにおける市場支配力の他のレイヤーへの影響については、ドミナント事業者に対する現行の禁止行為規制によって他事業者との同等性が確保されている等、既に適切な措置が講じられていることによって遮断されていること、</p> <p>ドミナント事業者がプラットフォームレイヤーを含む垂直的市場統合を進めることによって市場支配力を濫用する蓋然性が直ちに高まるものではないこと、</p> <p>等に鑑みれば、あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づき垂直的市場統合に対応した新たなドミナント規制を設けるのではなく、各事業者に自由に事業展開を行わせるべきであり、万一それに</p>	<p>ご指摘の については、既存のオープン化措置の実効性の程度に応じて通信レイヤーから上位レイヤーへの市場支配力濫用の可能性の大小に影響が出てくるものと考えられる。また、及び については、電気通信市場において市場構造やネットワーク構造が大きく変化していく中、公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性が真に機能しているかどうか不断の見直しを行なっていくことが必要である。</p> <p>なお、事後的な問題解決を図ろうとした場合、特に電気通信市場においてはネットワーク効果等の市場特性を持</p>

		よって問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹するアプローチが望ましいと考えます。	ち、市場支配力の濫用による競争阻害の状況改善に多大の社会的費用を要する可能性があることから適当ではない。
ソフトバンクG		<p>(P.42) 2) 体系的な制度整備の必要性)</p> <p>IP化の進展に伴い、NTTグループの連携が強まりつつある環境下においては、市場支配力を有する事業者によるグルーブドミナンスへの規制をより強固にすることが必要です。</p> <p>従って、ボトルネック性に起因する市場支配力を有する事業者を起点として、これと資本関係を有するその他の事業者との連携等による市場支配力の濫用を防止するための規律については、事業法第30条(禁止行為)第3項等の現行規定を維持した上で、NTT法等にも依拠した規定も加えた枠組みを整備することにより、NTTドコモやNTTの子会社も対象とした、より広範な規制とすることが必要と考えます。</p> <p>それにより、現状、禁止行為規定の適用を受けていないNTTの子会社を通じた不当な優先的取扱い等の法の抜け道を利用するような行為を厳格に規制することが可能となります。</p>	
KDDI		<p>【報告書案】(P.42)</p> <p>電気通信事業法において、ドミナント事業者を起点として、これと資本関係を有するその他の事業者との連携等による市場支配力の濫用を防止するための規律を整備することにより、こうした累次の公正競争要件を包摂した一般的な公正競争確保のための規律を体系的に整理することが可能となり、公正有効競争確保のための制度の一体的・合理的な運用が確保されることになると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>公正競争確保のためには、ボトルネック設備を保有するNTT東・西を中心とした、NTTグループ企業(電気通信事業者以外も含む)の連携等による共同的・一体的な市場支配力の行使を防止する必要があります。現に、以下のような事例があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フレッツサービス受付センター(0120-116-116)が、固定電話の116窓口と同一である。</li> <li>・NTT東・西の電気通信事業に係る実務的な業務の大半を、NTT東・西の子会社等(NTT各県域会社・NTTソルコ・NTTマーケティングアクト・NTT-ME・NTTネオメイト・NTTファシリティーズ・NTTインフラネット・NTTコムウェア等)が受託している。</li> <li>・NTT東・西の県域子会社が、NTTドコモの法人営業を受託したり、NTTドコモショップを運営している。</li> <li>・NTTドコモショップにおいて、NTT東のBフレッツと携帯電話端末のセット販売を行っている。</li> <li>・家電量販店において、NTT東のBフレッツとOCNが排他的にセット販売されている。</li> <li>・NTT東・西の法人営業をNTTComに集約している。</li> <li>・NTTグループ企業自身が、NTTブランドの強みやグルーブ総合力について言及している。</li> </ul>	
NTT西日本		<p>(2) 体系的な制度整備の必要性)</p> <p>ドコモ分社やNTT再編成(地域・長距離分離)時に設定された公正競争要件は、当時の競争事業者の事業形態との同等性を確保するために実施されたものです。</p> <p>現在では、固定・携帯事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供しており、更に今後固定・携帯を同一のネットワークに載せる計画を公表する等、市場環境は移動体業務の分離時やNTT再編時から一変していま</p>	競争評価や競争セーフガード制度の運用を通じて検証を行った結果、必要性がないと判断されれば速やかに見直しを行うこととなる。

		<p>す。</p> <p>このように、NTTグループに係る累次の公正競争要件は時代にそぐわないものとなっていることから、現実の市場競争環境に合うよう早急に見直し（撤廃を含む）を行う必要があると考えます。</p> <p>現行にも増して、当該公正競争要件を前提に体系的制度整備を図り、その法的規範性を高めることは、当社の柔軟かつ機動的な事業運営を一層困難にすることから適当でないと考えます。</p>	
	NTT東日本	<p>ドコモ分社やNTT再編成（地域・長距離分離）時に設定された公正競争条件は、当時の競争事業者の事業形態との同等性を確保するために実施されたものであり、ドコモ分社時から既に15年が経過し、当時と比べ技術・サービス・市場とも大きく変化しております。</p> <p>さらに現在では、固定・携帯事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供しており、さらに今後固定・携帯を同一のネットワークに載せる計画を公表するなど、市場環境は移動体業務の分離時やNTT再編時から一変しております。</p> <p>このような環境の下において、当時の公正競争要件自体が時代にそぐわないものとなっており、それを前提に体系的制度整備を図ることは不適切であり、現状に合せ、撤廃を含めた見直しが早急に必要であると考えます。</p>	同上。
	ソフトバンクG	<p>（P.42） 3）IP化の進展に対応した見直しの必要性）</p> <p>NTT東西の有する加入者回線とそれと一体として設置される設備への規制（網開放義務等）の存在なくして、接続事業者が事業を行うことは実質不可能であり、これらアクセス網におけるボトルネック性の存在は検証するまでもなく明らかです。</p> <p>公正競争を通じ電気通信の総合的かつ合理的な発展を図るためには、加入者回線とそれと一体として設置される設備の総体が機能的に開放されることが必要との認識の下、現行の法規定がなされているところであり、これらの基本的理念を今後も継続する必要があると考えます。</p> <p>また、様々なサービスが同一ネットワーク上で提供されるIP化時代においては、ボトルネック性を有する加入者回線とそれと一体で設置される設備に対する規制の重要性がより一層増すことは確実であり、この点からも、現行法規の基本的理念を継続し、これらの設備に関する規制維持が必要となります。</p> <p>従って、加入者回線と一体として設置される設備であるNTT東西のOLTに関しては、引き続き規制対象として維持することは勿論のこと、FTHの設備開放（8分岐毎の貸し出し単位）に基づく接続ルールにおける構造的な競争阻害要因への実効的対処のため、既存の地域IP網及びNTT東西のNGN双方において、1分岐単位の接続を可能とする接続ルールを整備することが、喫緊の課題です。</p> <p>なお、前述のFTH市場における「構造的な競争阻害要因」とは、FTHの狭い光配線区域のもと、設備開放単位が8分岐毎であるという接続の在り方、すなわち、設備稼働率がサービス提供コストに大きく影響する設備開放ルールそのものを意味しており、この設備開放ルールの下、複数の事業者が競争を行うという環境下では、接続事業者は設備稼働率の向上を見込むことが困難となっています。</p> <p>その結果、接続事業者は、NTT東西の提供コストとの格差が存在する中、競争的な料金設定等NTT東西との対等な競争を行うことが不可能となっており、現状は、様々なプレイヤーによる市場への活発な参入が抑制されていると言わざるを得ません。</p> <p>以上のことは、単に接続事業者の営業努力によって解消可能な問題ではなく、独占分野にある固定電話の顧客及びその情報を有するNTT東西と競争事業者の営業条件における非対称性にも起</p>	ご指摘の点を含め、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの検討の中で改めて取り上げることが適当である。

		<p>因しており、このような競争制限性が著しく高い市場においては、消費者利益の最大化が図られるはずがありません。</p>	
	KDDI	<p>【報告書案】(P.42) 「アクセス網のオープン化が担保されていることを前提として、ボトルネック性や一体性が引き続き認められない設備については当該指定から除外する等、ドミナント規制の柔軟な運用に努めることが必要である。」</p> <p>【意見】 ボトルネック性や一体性が認められない設備を当該指定から除外する際には、アクセス網のオープン化が担保されているか慎重に判断し、競争事業者を含む関係事業者の意見を十分踏まえた上で実施する必要があります。</p>	
	NTT西日本	<p>( 3 ) I P 化の進展に対応した見直しの必要性) 現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備(メタルと光の区別がない)の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。</p> <p>しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、I P ブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。現に、光ファイバについては、電力会社が当社の約2倍の電柱を保有することもある等、電力系事業者は相当量の設備を保有する等、当社と熾烈な設備競争を展開していますし、C A T V 事業者も、通信・放送の融合が進む中、電力会社・当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去5年間で契約数を1.5倍の2,700万世帯(再送信のみを含む)に増加させています。</p> <p>したがって、端末系伝送路設備については、 既に敷設済のメタル回線と、今後競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバ等については諸外国での規制の状況を踏まえ指定電気通信設備の対象から除外していただくこと、 ブロードバンドアクセスのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合等を踏まえ、C A T V 回線(現にブロードバンド通信に使用されていないものを含む)や、今後新たな技術革新が期待される高速無線アクセス等を含めるよう見直すこと、 現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すこと、 等の検討を進める必要があると考えます。</p>	<p>メタルと光を同種の設備としてみるか否かの判断基準は、設備の素材ではなく機能によるものであり、ブロードバンド市場においては両者を区別すべき合理的根拠は見出し難い。</p> <p>なお、電柱添架手続きの見直し等により競争事業者による電柱添架が従来に比べて改善しているのはご指摘のとおりであるが、これをもってNTT東西と競争事業者間において完全な同等性が確立していると結論付けるのは少なくとも現時点においては困難であり、引き続き状況を注視することが適当である。</p> <p>ブロードバンド回線の算定にあたり現在ブロードバンド通信に使われていないC A T V 回線も算定に加えるという考え方は、ブロードバンド市場における通信・放送の区分が明確に存在する現行の枠組みにおいて、これを採用することは困難である。</p> <p>なお、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合等のケースについては、ご指摘のように、今後のドミナント規制の見直しの中で検討すべき事項の一つであり、競争評価の活用等を含め、より具体的な検討を進めていくことが適当である。</p>
( 2 ) 電気通信事業法と独占禁止法	ソフトバンクG	<p>独占禁止法と電気通信事業法の関係に留意し、有機的な連携を図ることは適切と考えますが、電気通信市場の特性(アクセス網部分においてボトルネック性が存在すること、ボトルネック設備を保有している事業者とそうでない事業者との間の情報の非対称性が競争阻害的要素として機能す</p>	

の関係		<p>る可能性があること、ネットワーク設備部門において寡占性の強い市場であること等)を踏まえれば、市場支配力の濫用を防止するため、必要な事前規制を課すという電気通信事業法の役割は非常に大きいものと考えます。</p> <p>従って、ボトルネック性を初めとした市場支配力の存在を事前に可能な範囲で明らかにし、それらに対し、各種規制をあらかじめ課すことが競争環境整備のためには最も重要であると考えます。</p>	
(3)市場支配力の認定の基本的考え方	ソフトバンクG	<p>(1)基本的視点)</p> <p>「市場統合等の市場構造変化が進展する中、電気通信分野の市場特性に着目した現行制度の基本的な枠組みを維持しつつ、その枠組みをベースに客観的な基準に基づく機動的な市場画定と、これを基にした市場支配力の認定を行うことを可能とする仕組みに移行することを基本とすることが適当である。」との考えに賛同します。</p> <p>また、「ボトルネック性」については、自由競争によって勝ち得た結果として生じる市場支配力とは一線を画す特性です。これは、電気通信市場において極めて決定的な特性であり、他の市場支配力規制の存在をもって、ボトルネック規制(網開放義務等)を不要とすることは誤りであると考えます。</p> <p>従って、市場支配力の認定における類型として、ボトルネック設備を保有していると認められる場合を明確に分類する考え方に賛同します。</p> <p>加えて、「ボトルネック性」以外で、電気通信市場の特性上、市場支配力の強化に繋がり得る競争優位性を有することが明らかな他の要素(例えば、ブランド、購買力・調達力、既存サービスの顧客基盤等)についても、事前規制の根拠の一部として定義することを検討すべきと考えます。</p> <p>一例として、NTTのブランドについては、以下に挙げるような、純粋なサービス競争によって勝ち得た価値とは性格を異にする、他社が追従できない特異な要素を有しているため、それ単独で競争優位性を持つものと考えます。</p> <p>公社時代から引き継がれた企業イメージ(全国的サービス展開に伴う認知度の高さ、古くからサービス提供を行っていることに伴う安心・安定的といったイメージ)</p> <p>ユニバーサルサービス提供に伴う公共性の高い企業(サービス)イメージ</p> <p>なお、英国においては市場支配的事業者であるBTのアクセス部門を機能分離した際、「BT」のブランド力の大きさを考慮し、アクセス部門に対し別ブランド(“Openreach”)の使用を義務付けたという事実があり、日本においても既存事業者のブランド力の影響を十分に認識した上で、共通ブランドの使用禁止等、必要な措置を早急に講じるべきと考えます。</p>	<p>なお、ブランド力については、これを計量的・客観的に把握することが極めて困難な面がある点は留意が必要である。</p>
	KDDI	<p>【報告書案】(P.44~45)</p> <p>「固定通信市場における市場支配力の認定基準は、加入者回線シェア50%という閾値をもって判断する仕組みである。この点、通信レイヤーにおけるボトルネック性の認定において、加入者回線シェアを用いる現行の仕組みは基準として明確であり、当面、これを維持することが適当である。」</p> <p>【意見】</p> <p>固定通信市場は、設備ベースでの競争が進展している移動通信市場と異なり、極めて高いボトルネック性を有することから、当面、事前規制を行う現行の仕組みを維持することに賛成します。</p>	
	イー・アクセス	<p>【報告書案】(P.44)</p> <p>「ボトルネック性を基に市場支配力を認定する固定通信市場における市場支配力の認定基準は、加入者回線シェア50%という閾値をもって判断する仕組みである。この点、通信レイヤーにおけるボトルネック性の認定において、加入者回線シェアを用いる現行の仕組みは基準として明確であり、当面、これを維持することが適当である。」</p>	

		<p>【意見】 固定通信市場における市場支配力認定の認定基準について、現行の加入者回線 50%とする枠組みが有効に機能していると考えられることから、維持する方向性に賛同します。</p>	
NTTドコモ	<p>( 2 ) 市場支配力の認定基準の在り方) 【報告書案】(P.46) 「市場支配力の認定において、設備シェア・市場シェアなどの定量基準を閾値として採用しつつ、その他の定性的・定量的な要素を加味した競争評価の結果を補完的に活用することについて検討することが望ましい。 具体的には、市場支配力の認定に際しての閾値について2段階のステージを設け、高い閾値をクリアしている場合には直ちに市場支配力を認定し、2つの閾値の間に存在する場合には市場支配力を有する可能性があるものと位置付け、競争評価を活用した定性的・定量的な要素を含めた総合的な判断により最終的に市場支配力の認定を行うという仕組みについて、今後検討を行うことが適当であると考えられる。」 【意見】 市場支配力は定性的・定量的な要素を含めた総合的な判断によっても認定が困難であるにもかかわらず、2段階の閾値を設定し、高い閾値をクリアしている場合に「直ちに市場支配力」を認定することは不適當であり、現在の競争評価の基本方針における基本スタンスとも整合性を欠くものと考えます。 また、現行の電気通信事業法は「ボトルネック性」や「電波の有限希少性」という電気通信に特有の性質に着目した接続規制を行っていますが、指定電気通信事業者に課せられている行為規制は、独占禁止法により対処可能であることから、電気通信事業法による規制は不要であり、廃止すべきと考えます。 さらに、今後の制度整備においてはサービス競争のみでなく設備競争の進展の観点を入れ、より一般的で緩やかな規律を指向する検討がなされるべきだと考えます。 「周波数の有限性を背景とする市場寡占性」[P43]とありますが、今後BWA等での新たな周波数の割当を通じ設備ベースの競争が進展することが期待されることから、周波数の有限性を理由とした規律の必要性は低下し、一般の接続規制で対処できることとなると考えます。 また、電気通信事業法第32条に規定される接続義務についてもネットワークを保有する事業者同士の接続ではなく、ネットワークを保有する事業者と保有しない事業者の接続により、一方的にネットワーク保有事業者にのみ帯域制御の必要性が生じ得る形態では、現状の接続義務とは別個の緩やかな規律により柔軟に対処されるべきと考えます。</p>	<p>報告書においては、高い閾値をクリアしている場合は市場支配力を有する蓋然性が高いと判断するという考え方であり、透明性の高い手法であると考えられる。 また、指定電気通信設備を保有する事業者に行方規制が課せられているのは、報告書において言及しているとおり、ネットワーク設備部門が寡占性の強い市場であり、ネットワーク効果や顧客のロックイン効果が起こりやすく、ボトルネック設備を保有している事業者とそうでない事業者との間の情報の非対称性が競争阻害の要素として機能する可能性があること等の特性を電気通信市場が有していることに鑑み、予見し得る将来における市場支配力濫用の可能性を認定する必要性が認められることによるものである。このため、独占禁止法とは分析の視点が異なる部分があり、独占禁止法により対処可能であるという指摘はあたらない。 なお、ご指摘のように、移動通信分野においては周波数の新規割当等により競争環境が変化していく可能性があり、競争評価等を活用した市場のモニタリングを継続することが重要であると考えます。 接続義務については、あくまで一般的な事業規律として規定されており、電気通信事業法第32条に規定する合理的な理由があれば接続を拒否することは可能であり、現行の接続義務を維持することで特段の問題があるとは認められない。</p>	
ソフトバンクG	<p>( 2 ) 市場支配力の認定基準の在り方) ボトルネック性を判断する固定通信市場における市場支配力の認定基準について、「通信レイヤ</p>	<p>「市場の画定においては、基本的に</p>	

		<p>ーにおけるボトルネック性の認定において、加入者回線シェアを用いる現行の仕組みは基準として明確」との視点から、当面、これを維持することが適当とする点に賛同します。</p> <p>他方、ボトルネック性はないものの周波数の有限希少性を背景として市場支配力を認定する場合等において、競争評価の結果を補完的に活用することについては、現行の競争評価制度が、規制と直結させる前提で制度設計がなされていない点を踏まえ、事前に手法の精緻化が図られるとともに、関係者により評価結果の活用に関するコンセンサスが得られることが条件になるものと考えます。</p> <p>従って、報告書案P46の「2）市場支配力の認定基準の在り方」の最終段落に続けて、以下の内容を追記することを要望します。</p> <p><b>【追記案】</b>  「なお、競争評価の規制への活用については、当該制度の精緻化を行った上で、最終的な方向性を明確化する必要がある。」</p> <p>また、NTTグループ各社と競争事業者間の公正有効競争環境の確保という観点においては、こうした市場支配力認定の枠組とは別に、NTT再編の趣旨等も踏まえたNTTグループへの規制整備という個別の視点も必要になるものと考えます。</p>	<p>サービス需要の代替性を定性的観点から判断することとし、これを補強する検証材料としてその他の定性的及び定量的な要素を踏まえた競争評価結果を用いることが適当である」(p58)旨記述しているが、いずれにせよ、競争評価の活用方法については今後具体的に検討を進めることが適当である。</p>
NTT持株		<p>ボトルネック性といった要素がないにも関わらず、単に市場シェア（小売・卸売）だけを理由として事前規制を行うことは妥当ではありません。</p> <p>他産業でも市場シェアだけを理由に事前規制を行っている例はないことから、仮にそうした規制を導入するとすれば、電気通信事業法以外も含めた競争法全般にわたる整理が必要になると考えます。</p> <p>既に我が国においては、基盤設備のオープン化により、他事業者もNTT東西と同様のネットワークの構築が可能となっており、現に独自のIPネットワークを構築してブロードバンドユーザを獲得しているなど、「機会の均等性」は確保されており、企業努力の結果、市場シェアが拡大したことに対して追加的規制を課すことをすれば、企業努力のインセンティブを削いでしまうことに配慮して競争政策を検討する必要があると考えます</p>	<p>報告書においては、高い閾値をクリアしている場合は市場支配力を有する蓋然性が高いと判断するという考えであり、透明性の高い手法であると考えられる。また、現行制度においても市場シェアを用いた閾値により事前規制が行なわれている。</p> <p>なお、市場支配力の認定基準として、単に市場シェアを理由とするだけではなく、報告書において言及しているとおり、その他の定性的・定量的な要素を加味した競争評価の結果を補完的に活用することについても検討することが適当である。</p>
KDDI		<p><b>【報告書案】(P.46)</b>  「(移動通信市場における)市場支配力の認定に際しての閾値について2段階のステージを設け、高い閾値をクリアしている場合には直ちに市場支配力を認定し、2つの閾値の間に存在する場合には市場支配力を有する可能性があるものと位置付け、競争評価を活用した定性的・定量的な要素を含めた総合的な判断により最終的に市場支配力の認定を行なうという仕組みについて、今後検討を行なうことが適当であると考えられる。」</p> <p><b>【意見】</b>  移動通信市場における市場支配力の認定については、移動体事業者の市場支配力に留まらず、FMCの進展を視野に入れ、ボトルネック設備を保有するNTT東・西による固定通信市場からの市場支配力のレバレッジを重点的に分析することが必要であると考えます。</p>	<p>なお、報告書において言及しているとおり、FMCサービスのよう市場の統合化が進展していく中、資本関係を有するドミナント事業者が同一市場において複数存在し、共同的な市場支配力を行使する可能性が生まれてくること想定されることから、現行のドミナント規制の見直し等について検討が必要である。</p>

	<p>NTT西日本</p>	<p>他産業においても、シェア等をベースとした市場の競争状況をもって市場支配力を認定した上で事前規制を行っている例はないため、ボトルネック性や周波数の希少性といった電気通信市場に特有の要素がないにも関わらず、事前規制を課すことは適当でないと考えます。</p> <p>そもそも、電気通信事業法に基づく競争政策の主眼は、競争を阻害するボトルネック性の解消等を図ることにより、公正な競争環境を整備することで参入機会の均等性を確保することにあり、ボトルネック性の解消等が図られた競争環境の下での企業努力の結果、市場シェアが拡大したこと等に対して、改めて事前規制を課すことは適当でないと考えます。</p>	<p>報告書においては、高い閾値をクリアしている場合は市場支配力を有する蓋然性が高いと判断するという考え方であり、透明性の高い手法であると考えられる。また、現行制度においても市場シェアを用いた閾値により事前規制が行なわれている。</p> <p>なお、市場支配力の認定基準として、単に市場シェアを理由とするだけではなく、報告書において言及しており、その他の定性的・定量的な要素を加味した競争評価の結果を補完的に活用することについても検討することが適当。</p>
	<p>NTT東日本</p>	<p>現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備（メタルと光の区別がない）の1/2以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっているため、NTT東西の県内電気通信設備のほとんどが規制の対象となっております。</p> <p>しかしながら、指定電気通信設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者に対する「参入機会の均等性」は確保されてきており、IP・ブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しております。現に、光ファイバについては、電力会社がNTT東西の約2倍の電柱を保有することもあり、電力系事業者は相当量の設備を保有しているだけでなく、CATV事業者は、通信・放送の連携の潮流の下で電力会社・NTT東西の電柱を利用する形態で自前のアクセス回線を敷設し、契約数を過去5年間で1.5倍の2,700万世帯（再送信のみを含む）に増加させております。</p> <p>したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と今後競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、ブロードバンド回線については諸外国での規制の状況を踏まえ投資リスクを負って設備を敷設する事業者の投資インセンティブを促進するものに見直しをいただきたいと考えます。</p> <p>また、ブロードバンドアクセスのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、光ファイバに加えて、通信・放送の連携を踏まえてCATV回線（現にブロードバンド通信に使用されていないものを含む）や、今後新たな技術革新が期待される高速無線アクセス等を含めることについて検討していただきたいと考えます。</p> <p>さらに、現在の50%超基準についても50%超か以下かで規制が大幅に異なることの問題を解消するため、ブロードバンド回線については、既に設備競争も進展していることを勘案し、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対して同等に取り扱うこと等も検討していただきたいと考えます。</p>	<p>メタルと光を同種の設備としてみるか否かの判断基準は、設備の素材ではなく機能によるものであり、ブロードバンド市場においては両者を区別すべき合理的根拠は見出し難い。</p> <p>なお、電柱添架手続きの見直し等により競争事業者による電柱添架が従来に比べて改善しているのはご指摘のとおりであるが、これをもってNTT東西（設備利用部門）と競争事業者との間において完全な同等性が確立していると結論付けるのは困難であり、引き続き状況を注視することが適当である。</p> <p>ブロードバンド回線の算定にあたり、現在ブロードバンド通信に使われていないCATV回線も算定に加えるという考え方は、ブロードバンド市場における通信・放送の区分が明確に存在する現行の枠組みにおいて、これを採用することは困難である。</p> <p>なお、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合等のケースについては、ご指摘のように、今後のドミナント規制の見直しの中で検討すべき事項の一つであり、競争評価の活用等を含め、より具体的な検討を進めていくこ</p>



			とが適当である。
	イー・アクセス	<p>【報告書案】(P.46)</p> <p>「市場支配力の認定に際しての閾値について2段階のステージを設け、高い閾値をクリアしている場合には直ちに市場支配力を認定し、2つの閾値の間に存在する場合には市場支配力を有する可能性があるものと位置付け、競争評価を活用した定性的・定量的な要素を含めた総合的な判断により最終的に市場支配力の認定を行うという仕組みについて、今後検討を行うことが適当であると考えられる。」</p> <p>【意見】</p> <p>市場支配力の認定を行うにあたり、2段階のステージを設けるとする点に賛同します。</p> <p>特に現行のモバイル事業者に対する第2種指定規制については、固定事業者に対する第1種指定規制と比較して相対的に緩い内容になっていますが、一方で、モバイル市場は固定市場よりも拡大しており、利用者に対する影響が大きいこと、及びモバイル事業者主導によるFMCの進捗も今後見込まれることから、高い閾値を設定することと併せて固定市場と同等レベルの市場支配力規制を設けるとすることは、適切な内容であると考えます。</p>	
(4)複数の市場に係る市場支配力の濫用防止の在り方	NTT持株	<p>現行の禁止行為規制により、他事業者との同等性は確保され、公正競争の確保は担保されています。このため、市場支配的事業者と資本関係がある者との連携により支配力濫用の「可能性」があることだけで新たな規制を課すべきではなく、仮に問題が生じた際に事後的に対応するアプローチが望ましいと考えます。</p>	<p>報告書において言及しているとおり、FMCサービスのような市場の統合化が進展していく中、資本関係を有するドミナント事業者が同一市場において複数存在し、共同的な市場支配力を行使する可能性が生まれてくることから、現行のドミナント規制の見直し等について検討が必要である。</p>
	ウィルコム	<p>本報告書案においては、複数の市場にかかる市場支配力の濫用防止の在り方として、水平的市場統合、垂直的市場統合の進展に着目しており、特に、ドミナント事業者及びこれと資本関係を有する者との共同的な市場支配力の濫用防止に対して、公正競争確保の仕組みを確立することとしております。今後におきましては、異なる市場を跨ぐ事業展開や、上位から下位のレイヤーまでを一まとめとした事業展開を一つのグループ内において完結するような強大な市場支配力を持ったグループ企業が現れることが容易に想像され、そのような強大な力を持ったグループ企業に対して、グループ企業を持たない単独の事業者がそれぞれの市場、それぞれのレイヤーにおいて、十分に公正競争が確保できるよう法的な整備が必要不可欠であると考えます。つきましては、そのような環境が整うよう、十分な議論、検討を重ねるべきであると考えます。</p>	
	NTTドコモ	<p>(1)基本的考え方</p> <p>【報告書案】(P.47)</p> <p>「ドミナント事業者及びこれと資本関係を有する者との共同的な市場支配力の濫用を防止するための公正競争確保の仕組みを確立することとし、所要の制度整備を図ることを検討の基本的な方向性とするのが適当である。</p> <p>その際、従来は市場特性の違いが明確に存在していたために、固定通信市場と移動通信市場との間で市場支配力の濫用が同時に行われる可能性がないと考えられていた事情に変化が生じ、ドミナ</p>	<p>報告書を踏まえ、ドミナント規制の在り方について具体的な検討を深める中で「共同的な市場支配力の濫用」の考え方等についても整理を図っていくことが適当である。</p>

	<p>ント事業者が一つの市場とこれに隣接する市場との間で市場支配力のレバレッジを働かせる場合や当該事業者が資本関係にある別の事業者と複数の市場（又は一つの市場）で共同的・一体的に市場支配力を濫用するという2つのケースが出てくることが想定される。」</p> <p>【意見】</p> <p>「共同的な市場支配力の濫用」、「共同的・一体的に市場支配力を濫用」という明確な定義がなく、議論が十分に行われていない新たな概念をもって、市場支配力を認定し、事前規制を課すことは透明性・客観性を欠くものであるため、不相当だと考えます。</p> <p>今後の議論の際には、資本関係にある事業者間の関係や市場支配力の濫用の考え方につき、報告書（案）P44にある通り、独占禁止法と「可能な限り整合性」も図りつつ、まず明確化されるとともに、事前規制の必要性については、事後的な対処で不十分であることが前提となることを明らかにすべきと考えます。</p>	
ソフトバンクG	<p>( 1 ) 基本的考え方</p> <p>市場支配力を有する事業者及びこれと資本関係を有する者との共同的な市場支配力の濫用を防止するための公正競争確保の仕組みを確立することとし、所要の制度整備を図ることについて賛同します。</p> <p>但し、本件については、「I P化の進展に対応した競争ルールの在り方について- 新競争促進プログラム2010 - (2006年9月)」( <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060915_5_4.pdf">http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060915_5_4.pdf</a> ) の中でも、「(a) NTT東西とNTTドコモの連携」、「(b) NTT東西とその子会社等の連携」、「(c) その他のNTTグループ内の連携」という3つの項目について、競争政策の観点から検討を行うことが問題認識されているながら、現時点においても制度への具体的な組み込みについての検討がなされておらず、大きな進捗が見られません。</p> <p>従って、NTTグループの共同営業等、「ヒト・モノ・カネ」の連携強化の進展度合いを踏まえれば、本件の制度整備について、可及的速やかに具体的検討フェーズへの移行を図ることが必要であると考えます。</p> <p>例えば、NTT東西とNTTドコモの連携については、水平的な市場支配力の濫用防止の観点で、共同営業等を厳格に禁止すべきであり、ガイドラインの整備等による所要の措置を行うことが必要です。本件については、「2）水平的な市場支配力の濫用防止」にて詳述します。</p> <p>また、NTT東西とその子会社の連携については、相当規模（電気通信事業における営業費用の約3割）に及ぶNTT東西と子会社との取引に関し、その全ての内容の公表を義務付ける必要があると考えます。取引内容の透明性が確保されない場合、アウトソーシング費用引き下げのインセンティブが働きにくく、結果的に、接続料の低廉化の阻害要因になるといったことが考えられ、競争事業者への影響も無視できないものとなります。</p> <p>加えて、NTT東西には特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的、又は不利な取扱いを行うことが禁止されている一方、その子会社には当該規制は及ばない状況にあることから、子会社の販売店や代理店がグループ商品（OCN等）を優先的に取り扱う、あるいは、NTT東西の顧客情報を活用する等により、グループ商品のセット販売を行うといった不当な形での顧客の囲い込み行為を防止する必要があると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、事業法第30条（禁止行為）第3項の現行規定も維持した上、NTTドコモや他のNTTグループ会社の禁止行為を類型化の上、具体的に規定するガイドラインや、NTT東西によるアウトソーシング会社や代理店に対する直接的・間接的な指示を禁止するルールの策定を行う</p>	<p>ご指摘の点については、活用業務認可ガイドラインの改正（07年7月）「電気通信事業の会計制度に関する研究会」における接続会計の見直しなど、様々な観点で検討が行なわれているところであり、「現時点においても制度への具体的な組み込みについての検討がなされておらず」との指摘はあたらな</p> <p>い。</p> <p>なお、特定関係事業者制度については、ドミナント規制の見直しについて検討する一環として具体的見直しが行われることが適当である。</p>

	とともに、特定関係事業者制度の見直し(適用する事業者の範囲の拡大)を実施すべきと考えます。	
NTT西日本	<p>( 1 ) 基本的考え方</p> <p>ドミナント事業者及び当該事業者と資本関係のある者が連携して共同的な市場支配力を濫用する可能性があることを念頭に新たな規制を課すことが検討されていますが、</p> <p>通信レイヤー(物理網レイヤー)における設備のボトルネック性に起因する市場支配力の他のレイヤーへの影響については、線路敷設基盤を含め、ボトルネック設備や局舎等の徹底したオープン化によって遮断されていること、</p> <p>通信レイヤーにおける市場支配力の他のレイヤーへの影響については、ドミナント事業者に対する現行の禁止行為規制によって他事業者との同等性が確保されている等、既に適切な措置が講じられていることによって遮断されていること、</p> <p>ドミナント事業者及び当該事業者と資本関係のある者が連携することによって市場支配力を濫用する蓋然性が直ちに高まるものではないこと、</p> <p>等に鑑みれば、あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づく事前規制をかけず、各事業者に自由に事業展開を行わせるべきであり、万一それによって問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹するアプローチが望ましいと考えます。</p>	<p>ご指摘の については、既存のオープン化措置の実効性の程度に応じて通信レイヤーから上位レイヤーへの市場支配力濫用の可能性の大小に影響が出てくるものと考えられる。また、及び については、電気通信市場において市場構造やネットワーク構造が大きく変化していく中、公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性が真に機能しているかどうか不断の見直しを行なっていくことが必要である。</p> <p>なお、事後的な問題解決を図ろうとした場合、特に電気通信市場においてはネットワーク効果等の市場特性を持ち、市場支配力の濫用による競争阻害の状況改善に多大の社会的費用を要する可能性があることから適当ではない。</p>
NTT東日本	<p>( 1 ) 基本的考え方</p> <p>現行の市場支配的事業者に対する禁止行為規制により、他事業者との同等性は確保され、公正競争の確保は十分担保されています。</p> <p>市場支配的事業者と資本関係がある者との連携により市場支配力が結合することに伴い、単に市場支配力の濫用の「可能性」があることだけをもって、新たな規制を課すことを前提とした議論をすべきではなく、仮に問題が生じた際に事後的に対応するといったアプローチが望ましいと考えます。</p> <p>仮に、複数の市場に係る市場支配力の濫用防止といったレバレッジに関する議論を行うのであれば、電力・CATV等の他の事業分野での独占的な市場支配力をもつプレイヤーによる濫用についても、特に通信・放送の連携等の市場構造の変化を踏まえて検討する必要があります。</p>	<p>報告書において言及しているとおり、FMCサービスのよう市場の統合化が進展していく中で、資本関係を有するドミナント事業者が同一市場において複数存在し、共同的な市場支配力を行使する可能性が生まれてくることが想定されることから、現行のドミナント規制の見直し等について検討が必要である。</p>
イー・アクセス	<p>【報告書案】(P.47)</p> <p>「ドミナント事業者が一つの市場とこれに隣接する市場との間で市場支配力のレバレッジを働かせる場合や当該事業者が資本関係にある別の事業者と複数の市場(又は一つの市場)で共同的・一体的に市場支配力を濫用するという2つのケースが出てくることが想定される。」</p> <p>【意見】</p> <p>NTTグループに係る累次の公正競争要件の再整理とあわせて、ドミナント事業者と資本関係にある事業者等による市場支配力の濫用に対する規制の検討をおこなうことは極めて重要と考えます。</p> <p>これは、次世代ネットワークに対するNTTグループとしての役割分担と取組み 1、またNTTドコモ、NTT東西、NTTコミュニケーションズの販売上の連携 2など従来見られなかったNTTグループとしての動きが新たに発生しているため、本見直しを行うのと同様並行的に現行</p>	<p>個別具体的な事案については、年1回定期的に実施する競争セーフガード制度の運用において検証を行うことが適当である。</p>

	<p>の公正競争要件による規制にしたがって、あらためて、個別具体的な事例（実態）について、公正競争を阻害するおそれがないか検証し、要件整理を行っていくことが今後の検討においても資すると思います。</p> <p>1 「NTTグループ中期経営戦略」（2005年11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT東西とNTTドコモで連携して、次世代ネットワークを構築</li> <li>・NTTコミュニケーションズが、ISPの統合、ソリューションを含めたワンストップなサービスを提供。</li> </ul> <p>2 例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロードバンド市場におけるNTTコミュニケーションズのOCN（ISP）とNTT東西のフレッツ光の量販店等における一体化営業</li> <li>・NTTドコモショップにおけるNTT東のフレッツサービスの販売（一部報道による）</li> </ul>	
NTTドコモ	<p>（ 2 ）水平的な市場支配力の濫用防止）</p> <p>【報告書案】（P.48）</p> <p>「FMCサービスの提供など部分的な市場の統合化（重複）が進展する段階において、当該市場を固定通信市場又は移動通信市場の部分市場として画定し、当該部分市場における市場支配力を認定し、当該市場における直接的な規律を適用する；</p> <p>当該市場の競争評価を行い、固定通信市場又は移動通信市場からのレバレッジの有無を検証した上で、これを基に固定通信市場におけるドミナント事業者又は移動通信市場におけるドミナント事業者に対する行為規制の適正な運用等を図ることにより公正競争環境を確保する；</p> <p>といった複数のアプローチの可否について更に検討を深めることが適当である。」</p> <p>【意見】</p> <p>日本において未だ発展の緒の段階に過ぎないFMCサービスにおいて、技術革新による新サービスの発展を促すためには、事前に規制されるべきではないと考えます。</p> <p>また、FMCについては、現状、需要の代替性の把握に基づく市場画定は困難であることから、市場支配力の事前の認定はできないものと考えます。</p>	<p>市場の統合化（重複）を念頭に置きつつ、当面は現行のドミナント規制の枠組みや活用業務認可の仕組みによって公正競争要件を確保していくものの、将来的にはドミナント規制の見直しにより、当該市場環境の変化に柔軟に対応し得る公正競争確保のための仕組みに移行していくことが適当である。</p>
ソフトバンクG	<p>（ 2 ）水平的な市場支配力の濫用防止）</p> <p>通信レイヤーにおける市場統合に伴い、ボトルネック性に起因する市場支配力を有する事業者による市場支配力の濫用の可能性が高まることから、これまで以上に、市場支配力を有する事業者同士の連携を厳しく規制する必要があります。実際、市場ではBフレッツ販売時のOCN推奨販売や、NTTドコモの専売店におけるBフレッツと携帯電話端末（NTTドコモ契約）のセット販売による割引等が見られるところです。</p> <p>今後、NTTグループにおける連携の強化がさらに加速し、NGNの構築・運用、FMCサービスの提供が、NTTグループとして実施されることも想定されますが、NTT再編成の趣旨に鑑み、これらに係る共同設備構築・共同営業等は、全て厳格に禁止すべきものと考えます。</p> <p>具体的には、現在、NTT東西の業務範囲規制がNTT法第2条において定められ、NTT東西・NTTドコモが、特定の事業者等を優先的又は不当に取扱うことを禁止する規定が事業法第30条において定められていますが、これらの規定はNTTグループによる一体的共同の事業運営・共同営業を明確に禁止するものではなく、不十分なものとなっています。従って、このような行為を禁止行為として法的に明確にすべく、規定を追加する必要があると考えます。</p>	<p>なお、NTTグループによる共同のサービス提供については、仮に排他的な連携となり、競争事業者との公正競争が十分に確保されなくなる場合、市場支配力の濫用の可能性が拡大するおそれがあるため、一定の規律が必要である。</p> <p>ただし、共同営業の内容如何により、競争事業者との同等性が確保されれば、公正競争を阻害するおそれはない場合も考えられ（「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方について」（06年9月公表）参照）消費者の利便性</p>

	<p>なお、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」では、NTT東西におけるNTTドコモとのFMCサービスに係る排他的な共同営業については禁止とされていますが、これだけでは不十分であり、FMC以外の営業を含む共同営業を禁止すべきことを明確化すべきと考えます。</p> <p>具体的には、以下の措置が必要と考えます。</p> <p>NTT東西とNTTドコモ相互間での共同営業については、原則禁止ではなく、例外なく禁止することを「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」に明記すること</p> <p>NTTドコモ側が主体となるFMCサービスに係る共同営業に関するガイドライン(電気通信事業法第30条第3項第2号の禁止行為の具体化を含む)を策定すること</p> <p>FMCサービス以外のNTTグループの共同営業について、詳細なガイドラインを策定すること</p> <p>また、仮にNTT東西がNTTドコモとの一体営業を行う場合については、FMC以外のサービスを含む全ての営業行為について、NTT法第2条第5項に基づき、活用業務の認可申請の手続きが必要となることを担保すべきと考えます。</p>	<p>にも資する点を考慮すれば、一律に禁止すべきではなく、事案ごとに判断することが適当である。</p> <p>なお、活用業務認可ガイドラインは、07年7月に改正済み。</p>
ソフトバンクG	<p>(2) 水平的な市場支配力の濫用防止)</p> <p>現行の特定関係事業者制度の見直しについては、水平的な市場支配力の濫用防止の観点において、特にNTTドコモを新たに特定関係事業者に指定し、役員兼任の禁止等のファイアーウォール規制の厳格化を図ることが必要であると考えます。</p>	<p>共同的な市場支配力の濫用を防止するための制度設計に際しては、公正競争確保のための一般的な事業規律として、単に特定関係事業者制度の範囲内で検討するのではなく、当該制度を含めたドミナント規制全体の枠組みについて包括的な検討が必要である。</p>
ソフトバンクG	<p>(2) 水平的な市場支配力の濫用防止)</p> <p>水平的な市場支配力の検討において、競争評価を参考とすることについては、前述のとおり、競争評価の手法の精緻化と関係者によるコンセンサスが必要であることを踏まえ、報告書案P48の第2段落の記述を次のように修正することを要望します。</p> <p>【原案】 「このため、(中略)競争評価による定性的・定量的な分析を参考とすることが望ましい。」</p> <p>【修正案】 「このため、(中略)競争評価による定性的・定量的な分析を参考とすることについて、今後検討を深める必要がある。」</p>	<p>市場支配力の認定基準として、単に市場シェアを理由とするだけではなく、報告書において言及しているとおり、その他の定性的・定量的な要素を加味した競争評価の結果を補完的に活用することについても検討することが適当である。</p>
NTT持株	<p>(2) 水平的な市場支配力の濫用防止)</p> <p>固定/移動の融合サービスの提供にあたっては、指定電気通信設備規制により、固定系設備のボトルネック性については、ネットワークのオープン化による小売市場での支配力を遮断する措置が、また移動系設備については円滑な接続を確保するための措置が既に講じられており、追加的な規制は必要ありません。</p>	<p>隣接市場間において、事業者間の結合によって排他的な連携となり、競争事業者との公正競争が十分に確保されなくなる等、市場支配力の濫用の可能性が拡大するおそれがあるため、適切な措置を講ずるべきである。</p>
NTT西日本	<p>(2) 水平的な市場支配力の濫用防止)</p> <p>固定/移動の融合サービスの提供にあたっては、指定電気通信設備規制により、固定系設備のボトルネック性については、基盤設備のオープン化により小売市場に及ぼす影響を遮断する措置が、また移動系設備については円滑な接続を確保するための措置が既に講じられており、追加的な規制は必要ないと考えます。</p>	<p>同上。</p>

	<p>また、競合事業者のお客様が固定 / 移動の融合サービスの利便性を享受できる一方、当社のお客様だけが利便性を享受できないということになれば、当社のお客様の利便性が著しく損なわれ、それによって事業者間の競争中立性をも欠くことになるため適当でないと考えます。</p>	
NTT東日本	<p>( 2 ) 水平的な市場支配力の濫用防止)</p> <p>現在では、固定・携帯事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供しており、さらに今後固定・携帯を同一のネットワークに載せる計画を公表するなど、市場環境は移動体業務の分離時やNTT再編時から一変しております。</p> <p>このような環境の下において、当時の公正競争要件自体が時代にそぐわないものとなっており、それを前提に体系的制度整備を図ることは不適切であり、現状に合せ、撤廃を含めた見直しが早急に必要なと考えます。</p> <p>また、固定 / 移動の融合サービスの提供にあたっては、指定電気通信設備規制により、固定系設備のボトルネック性については、ネットワークのオープン化により小売市場での支配力を遮断する措置が、また移動系設備については円滑な接続を確保するための措置が既に講じられており、追加的な規制は必要ないと考えます。</p>	<p>「当時の公正競争要件自体が時代にそぐわないものとなっており、それを前提に体系的整備を図る」という趣旨が必ずしも明確ではないが、いずれにせよ、垂直的・水平的な市場統合が進展すると見込まれる中、ドミナント規制の枠組みについて体系的な制度整備を図ることが必要である。</p> <p>また、隣接市場間において、事業者間の結合によって排他的な連携となり、競争事業者との公正競争が十分に確保されなくなる等、市場支配力の濫用の可能性が大きくなるおそれがあるため、適切な措置を講ずるべきである。</p> <p>なお、固定系設備のボトルネック性についてオープン化措置の実効性の程度により市場支配力の濫用の可能性は異なるものであり、引き続き、競争評価や競争セーフガード制度による定期的な検証を継続することが適当である。</p>
NTTドコモ	<p>( 3 ) 垂直的な市場支配力の濫用防止)</p> <p>【報告書案】</p> <p>( P.48 ~ 49 ) 「垂直統合型のビジネスモデルが今後主流となっていく中、レイヤー間を越えた市場支配力の濫用防止に向けた公正競争確保のための枠組みについて検討することが必要である。具体的には、以下の2つの観点から検討が求められる。」</p> <p>( P.49 ) 「第一に、通信レイヤーから上位レイヤーへの市場支配力の濫用の可能性について検討が必要である。ボトルネック設備を保有するドミナント事業者の市場支配力が上位レイヤーに及ぶ可能性がある」と認められる場合、ボトルネック設備と一体として整備されるプラットフォーム機能について必要に応じて公正競争確保のためのオープン化を図ること等により、垂直統合型ビジネスモデルに係る公正競争を確保することが可能となる。」</p> <p>【意見】</p> <p>通信レイヤーを含む垂直的に統合された市場を事前に画定する際に、需要の代替性による市場の画定は困難であることから、どのような手法により市場画定を行うか、その手法をまず明らかにすべきだと考えます。</p> <p>また、レイヤー間において問題となりうる行為に対しても、報告書(案)に「上位レイヤーから通信レイヤーへの市場支配力の濫用」の可能性について、「一義的には一般規律である独占禁止法の適用による」と記載されていることと同様に、通信レイヤーから上位レイヤーに対する規律にお</p>	<p>ご指摘のとおり、垂直統合型の市場における市場画定の方法については、今後十分な検討が必要である。</p> <p>電気通信事業法に基づくドミナント規制は、あくまで通信レイヤーにおける又は通信レイヤーを起点とする市場支配力の濫用を防止するという観点に立つものであることから、通信レイヤーから上位レイヤーに係る規律に関しても、公正競争確保のため、電気通信事業法に基づく規律を検証することが適当である。</p>

	<p>いても、電気通信事業法による事前規制ではなく、一般的な規律により事後的に対処されるべきだと考えます。</p>	
NTTドコモ	<p>( 3 ) 垂直的な市場支配力の濫用防止)  【報告書案】(P.49)  「第二に、通信レイヤーから下位レイヤー等(端末製造、営業委託等)への市場支配力の濫用の可能性について検討する必要がある。当該電気通信事業者がその子会社等と一体的な営業を行なうこと等により、通信レイヤーにおける市場支配力が下位レイヤー等において濫用される可能性があるため、これらの間の公正競争確保のための措置が必要となる。」  【意見】  「下位レイヤー等(端末製造、営業委託等)」の定義が不明確ですが、仮に子会社等との取引について、新たに事前の規制を課すとすれば、柔軟な事業運営による業務の効率化の支障となるとともに、お客様サービスの低下にもつながることも想定されることから、新たな事前規制は不要であると考えます。</p>	<p>電気通信事業法に基づくドミナント規制は、あくまで通信レイヤーにおける又は通信レイヤーを起点とする市場支配力の濫用を防止するという観点に立つものであることから、公正競争確保のため、電気通信事業法に基づく規律を検証することが適当である。  なお、下位レイヤー等については電気通信事業法第30条第3項第3号の規定を念頭に置いているが、ご指摘のように、制度設計の検討に際しては、より具体的な範囲を明確にすることが必要である。</p>
ソフトバンクG	<p>( 3 ) 垂直的な市場支配力の濫用防止)  通信レイヤーから上位レイヤーに対する市場支配力の濫用の可能性については、前述のとおり、NTT東西がその市場支配力を濫用し、特定のコンテンツを独占的に配信する等、上位レイヤーに対する不当な影響力の行使を厳格に排除することが必要です。  また、通信レイヤーから下位レイヤー等(端末製造、営業委託等)への市場支配力の濫用については、ベンダーへの独自仕様の強要や工事会社の独占的囲い込み等により、ステークホルダーへの不当な影響力の行使を通じ、競争事業者を含む市場全体に不利益を与える行為を規制する等の対処が必要であると考えます。  なお、報告書案P49の第2段落にある、通信・放送の融合・連携に関連した法制度の面からの検証に関しては、伝送設備のレイヤーにおいて加入者回線を独占的に保有することに起因して圧倒的な市場支配力を有するNTT東西並びに資本関係を有するNTTグループ各社については、垂直的な兼営を行うことにより他のレイヤーでも容易に当該市場支配力を及ぼし得るため、「垂直型兼営の一部制限」ではなく、垂直型兼営については禁止すべきです。  また、NTTグループ各社については、他のレイヤーにおいて有する市場支配力を梃子に当該レイヤーを超えてレバレッジを働かす可能性があるため、垂直的な兼営の禁止のみならず、従来と同様に放送用の電波の取得はもちろんのこと、放送サービス(特別メディアサービス、一般メディアサービス)に係る参入を行うことを禁止すべきです。さらに、NTTグループ各社及び特別メディア事業者が排他的な提携を行うことも禁止すべきであると考えます。  仮に、加入者回線を独占的に保有するNTT東西並びに資本関係を有するNTTグループ各社と放送事業者が排他的でない形態で提携することにより通信/放送融合サービスを提供する場合であっても、市場に及ぼす影響を考慮し、公正な競争環境を阻害することにならないよう当該提携の是非は慎重に検討がなされ、公正競争確保のために必要な条件整備が行われる必要があると考えます。</p>	
NTT持株	<p>( 3 ) 垂直的な市場支配力の濫用防止)  今後上位レイヤにおいて市場支配力を保有するプレーヤーが垂直統合型サービスにおいて市場支配力を行使することも想定されることから、通信レイヤーを起点としたレバレッジだけを議論す</p>	<p>電気通信事業法に基づくドミナント規制は、あくまで通信レイヤーにおける又は通信レイヤーを起点とする市場</p>

	<p>ることは競争中立性の観点から問題があります。</p>	<p>支配力の濫用を防止するという観点に立つものである。</p> <p>なお、上位レイヤーからの影響力については、今後の通信・放送の融合・連携に関連した法制度の面からも検討が必要になるものと見込まれる。</p>
<p>NTT西日本</p>	<p>( 3 ) 垂直的な市場支配力の濫用防止)</p> <p>通信レイヤー(物理網レイヤー)における設備のボトルネック性に起因する市場支配力の他のレイヤーへの影響は、ボトルネック設備や局舎等の徹底したオープン化によって遮断されていることから、レイヤーを跨る市場支配力の影響という点において、物理網レイヤーでボトルネック設備を有するドミナント事業者も上位レイヤーで市場支配力を有するドミナント事業者も同等に取り扱われるべきであり、前者のみに電気通信事業法による事前規制を課すとすることは公平性を欠くと考えます。</p> <p>今後、上位レイヤーにおいて市場支配力を保有するプレイヤーが垂直統合型サービスにおいて市場支配力を行使することも想定されることから、通信レイヤーを起点としたレバレッジだけを議論することは競争中立性の観点から問題があるため、上位レイヤーで市場支配力を有するドミナント事業者による市場支配力の行使等についても議論を深める必要があると考えます。</p> <p>また、電力会社・CATV事業者等、他の事業分野において独占的な地位を有するプレイヤーが当該事業分野における市場支配力を通信レイヤーにおいて行使する可能性についても、特に通信・放送の融合等の市場構造の変化を踏まえて検討していく必要があると考えます。</p> <p>当社のアウトソーシング会社への委託は、経営効率化のため実施しているものであり、他事業者との公正競争条件の遵守や顧客情報の目的外利用の禁止等について委託契約に規定する等、既に適切な措置を講じており、現に公正競争上の問題は生じていません。</p> <p>また、柔軟な事業運営による業務の効率化の支障となるだけでなく、お客様サービスの低下にもつながると想定されることから、新たな事前規制を設けるべきでないと考えます。</p>	<p>電気通信事業法に基づくドミナント規制は、あくまで通信レイヤーにおける又は通信レイヤーを起点とする市場支配力の濫用を防止するという観点に立つものであることから、通信レイヤーから上位レイヤーに係る規律に関して、公正競争確保のため、電気通信事業法に基づく規律を検証することが適当である。</p> <p>なお、上位レイヤーからの影響力については、今後の通信・放送の融合・連携に関連した法制度の面からも検討が必要になるものと見込まれる。</p>
<p>NTT東日本</p>	<p>( 3 ) 垂直的な市場支配力の濫用防止)</p> <p>今後上位レイヤーにおいて市場支配力を保有するプレイヤーが垂直統合型サービスにおいて市場支配力を行使することも想定されることから、通信レイヤーだけを起点としたレバレッジだけを議論することは競争中立性の観点から問題があるばかりでなく、上位レイヤーから通信レイヤーへの市場参入だけを容易にすることによって市場が混乱し、極めてアンフェアであると考えます。したがって、仮に、垂直的な市場支配力の濫用防止といったレバレッジに関する議論を行うのであれば、上位レイヤーからの市場支配力の行使等についても通信レイヤーからの場合と規制のレベルを同じにする必要があると考えます。</p> <p>NTT東西のアウトソーシング会社への委託は、経営効率化のため実施しているものであり、他事業者との公正競争条件の遵守や顧客情報の目的外利用の禁止等について委託契約に規定する等、既に適切な措置を講じており、現に公正競争上の問題は生じておりません。仮に新たに事前の規制を課すとすれば、柔軟な事業運営による業務の効率化の支障となるとともに、お客様サービスの低下にもつながることも想定されることから、新たな規制は不要であると考えます。</p>	<p>同上。</p>
<p>テレコムサービス協会</p>	<p>( 3 ) 垂直的な市場支配力の濫用防止)</p> <p>賛同する。</p>	



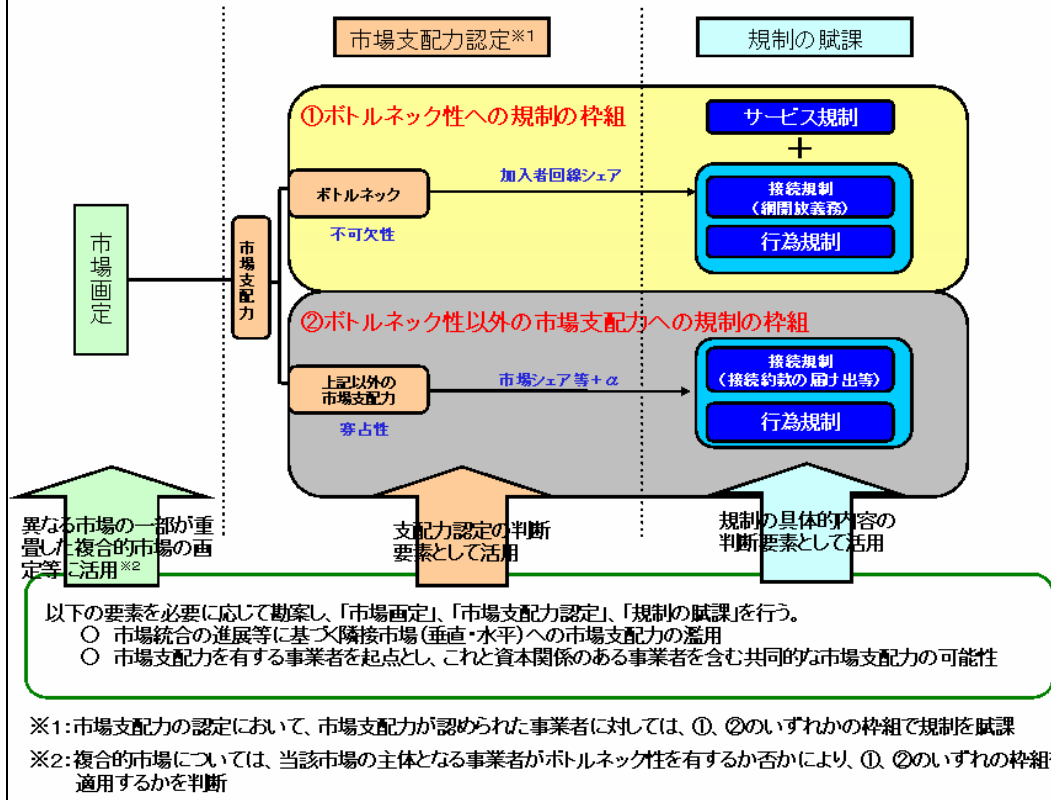
ソフトバンクG	<p>( 4 )その他の留意すべき事項)</p> <p>活用業務認可制度に係る公正競争要件については、営業面でのファイアーウォールや、不当な相互補助の防止等、NTTグループの一体的な市場支配力行使や複数の市場における市場支配力の濫用とも密接に関連するものであり、NTTグループにおける禁止行為等の体系的整理において、整合を図るためにも、指定電気通信設備制度の見直しにあわせ、検討を深めるべきと考えます。</p> <p>このことを踏まえ、報告書案P50の最終段落を次のように修正することを要望します。</p> <p>【原案】 「なお、活用業務認可制度に係る公正競争要件については、(中略)ドミナント規制の制度見直しに際し、当該制度が直接的な影響を受けるものでは必ずしもないと考えられる。」</p> <p>【修正案】 「なお、活用業務認可制度に係る公正競争要件については、(中略)指定電気通信設備制度の見直しに際し、あわせて、当該制度の検討を行うことが必要である。」</p> <p>また、活用業務に関しては、仮にNTT東西がNTTドコモとの一体営業(FMC以外のサービスを含む全ての営業)を行う場合、NTT法第2条第5項に基づく活用業務の認可申請が担保されるべき点については前述のとおりです。</p>	<p>活用業務認可制度に係る公正競争要件については、ドミナント規制の在り方との整合性を確保する観点からも当然検証を行うべきものである。</p>
NTT持株	<p>( 4 )その他の留意すべき事項)</p> <p>特定関係事業者制度については、再編成の公正競争要件を確保するためのものとして導入されたものであり、対象範囲を拡大する必要はないと考えます。</p>	<p>特定関係事業者制度の趣旨は、NTT東西及びこれらと資本関係のあるその他のグループ企業が連携することにより公正競争が阻害されることを防止することにある。</p> <p>市場の統合化が進化した段階では、資本関係のあるドミナント事業者が同一市場に複数存在し、共同的な市場支配力を行使する可能性があるため、当該制度の趣旨を踏まえれば、当該制度についても見直しを今後検討することが必要である。</p>
NTT西日本	<p>( 4 )その他の留意すべき事項)</p> <p>特定関係事業者制度については、再編成の公正競争要件を確保するためのものであり、対象範囲を拡大する必要はないと考えます。</p>	<p>同上。</p>
NTT東日本	<p>( 4 )その他の留意すべき事項)</p> <p>特定関係事業者制度については、再編成の公正競争要件を確保するためのものであり、対象範囲を拡大する必要はないと考えます。</p>	<p>同上。</p>
NTTコミュニケーションズ	<p>【報告書(案)の記載】P.47 3.(4)1)</p> <p>ドミナント事業者及びこれと資本関係を有する者との共同的な市場支配力の濫用を防止するための公正競争確保の仕組みを確立することとし、所要の制度整備を図ることを検討の基本的な方向性とするのが適当である。</p> <p>【報告書(案)の記載】P.49 3.(4)4)</p> <p>複数の市場に係る市場支配力の認定の在り方を検討する際、ドミナント事業者及びこれと資本関係を有する者との共同的な市場支配力の濫用を防止するための公正競争確保の仕組みを確立する</p>	<p>垂直・水平統合型ビジネスモデルでは、仮に市場支配力を有する事業者の結合によって排他的な連携となり、競争事業者との公正競争が十分に確保されなくなるとすれば、市場支配力の濫用の可能性が大きくなるおそれがあることから、一定の規律適用について検</p>

		<p>ことが適当である。</p> <p>【NTTコミュニケーションズ意見】</p> <p>ドミナント事業者と資本関係を有する事業者に着目して共同的な市場支配力の濫用について追加的規制をする必要はなく、また現時点で具体的な問題は発生していないため、規制の方向性を予断すべきではないと考えます。垂直・水平統合型ビジネスモデルを促進することは、サービスの高度化や一元的な対応を可能とする等、利用者利便の向上に資する場合があると考えられることから、資本関係を有する事業者間における、このような連携についても、事前規制による制約を課すべきではないと考えます。</p>	<p>討が必要である。</p> <p>なお、こうした検討はドミナント事業者及びこれと資本関係にある事業者の連携によるビジネスモデルを一概に否定するのではなく、当該ビジネスモデルを構築する際の公正競争確保のための要件を措置することをその目的とするものである。</p>
(5)ドミナント規制の適用の在り方	NTTドコモ	<p>(1)小売市場と卸市場(事業者間取引市場)との関係の検証)</p> <p>【報告書案】</p> <p>(P.51)「設備管理部門に着目した卸市場(事業者間取引市場)と設備利用部門に着目した小売市場の2つの市場について、規制適用の面で区別した考え方を採用することも検討に値する。」</p> <p>(P.52)なお、卸市場と小売市場は現行の規制の枠組みにおいて一体的に運用されているところであるが、競争評価において2つの市場の特性等をさらに分析することにより、上記の検討に資することになるものと考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>事業者間取引を取り扱う意義は、「電気通信事業における競争状況の評価に関する基本方針2006~2008」(以下、基本方針)にもある通り、「サービスの市場の競争状況に直接又は間接に大きく影響している場合がある。」[基本方針P23]ためであることから、2006年度の競争評価(案)に対し意見を述べました通り、事業者間取引市場は、「競争評価が競争の状況を分析・評価しようとする直接の対象ではない」[基本方針P23]とする基本方針におけるサービス市場の分析の補助的手段としての位置づけを崩すべきではないと考えます。よって、小売市場から卸市場を峻別して市場画定する必要はなく、規定適用の面で区別した考え方を採用する必要は無いものと考えます。</p> <p>なお、競争評価における意見募集結果に対する総務省の考え方において、「EUにおける市場分析では卸売市場の分析が中心となっており、卸売市場や事業者間取引の分析を行うことに意義がある」[P.67~68]と述べられていますが、EUにおける市場分析の目的、妥当性、日本に導入する際のEUとの歴史的・文化的・制度的な相違等の十分な検証の上、慎重に議論を行なうべきと考えます。</p>	<p>現行の競争評価と今後のドミナント規制の在り方の見直しとは直接的に関連しているものではない。なお、ご指摘のように、諸外国の事例を参照する場合、我が国の市場構造や市場発展の経緯等に十分留意することが必要である。</p>
	ソフトバンクG	<p>(1)小売市場と卸市場(事業者間取引市場)との関係の検証)</p> <p>まず、報告書案における「卸市場(事業者間取引市場)」の用語については、相対的な契約のイメージが強く、設備管理部門に着目した指定電気通信設備との接続を想起しにくいことから、「事業者間取引市場(接続市場)」といった用語に修正することが適当と考えます。</p> <p>また、設備管理部門に着目した事業者間取引市場と設備利用部門に着目した小売市場の2つの市場について、規制適用の面で区別した考え方を採用することについては検討に値するものと考えます。</p> <p>なお、現行、NTT東西においては、ボトルネック性を有する指定電気通信設備の事業者間取引市場(接続市場)と小売市場の双方において同時にサービスを提供していることとなりますが、そもそも設備管理部門と設備利用部門の機能が仮想的に分離されているだけの組織形態において、両市場におけるサービスの提供が認められていること自体、公正有効競争の観点において、適切性を欠くものです。</p>	<p>「卸市場」という語は、「小売市場」という語と対を成すものであり、事業者間取引市場のイメージをより具体的に捉える上で有効であると考えます。</p>

	<p>従って、両市場を別々の市場と捉え、個別に規制の適用を検討する場合には、まずその前提として、N T T東西のボトルネック設備（アクセス回線網）の構造的分離を実現することが必要不可欠であると考えます。</p>	
ソフトバンクG	<p>（ 2 ）指定電気通信設備の範囲の柔軟な見直し）          前述のとおり、規制範囲の見直しの際には、公正有効競争確保の観点で、厳格に検証を行った上、安易に規制を緩和することなく、競争制限的・競争阻害的な疑いのある要素が存在する場合には、適宜、追加的措置を検討していくという視点を重視すべきと考えます。</p>	
N T T西日本	<p>本報告書案に明記されているとおり、他事業者がI Pネットワーク等を自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展していることから、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっている等、アクセス区間のオープン化が確保されてきたことを踏まえ、早急に指定電気通信設備の範囲を抜本的に見直す必要があると考えます。</p> <p>現行の指定電気通信設備規制の下では、端末系伝送路設備（加入者回線）が50%以上の使用設備シェアを保有する場合、これと一体として設置される設備（例：当社が新たに導入するルータ等の装置も含む）は、ボトルネック性の有無について十分な検証がされないまま不可欠性を有する蓋然性があるという理由で、原則全て指定電気通信設備とされているため、当社の県内電気通信設備の殆どが同規制の対象となっています（ネガティブリスト方式）。</p> <p>しかしながら、ネットワークのオープン化・アンバンドル化、線路敷設基盤のオープン化によって、参入機会の均等性が十分に確保されている現状を踏まえ、指定電気通信設備の範囲を、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できる必要最小限の設備に限定するよう見直ししていただきたいと考えます（ポジティブリスト方式）。</p> <p>具体的には、例えば、当社の地域I P網については、当社とN T T東日本との間の接続という一例のみをもって接続実績があるとされたほか、当社の次世代ネットワークとの関連性が明確になっていない等、ボトルネック性とは直接関係がない種々の要素も考慮され、非指定化が見送られてきたものですが、接続事業者が当該網と同等のネットワークを構成する設備を容易に調達・設置して同様のサービスを提供することは可能となっていることから、当社の地域I P網を構成する設備については、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>また、メガデータネッツ等のデータ通信網や、メディアコンバータ、P O N、スプリッタ等の装置類及び局内光ファイバについても、当該装置類等が誰でも容易に調達・設置可能である等、参入機会の均等性が確保されていることに鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであるため、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p>	<p>競争評価や競争セーフガード制度の運用を通じて検証を行った結果、必要性がないと判断されれば速やかに見直しを行うこととなる。</p>
N T T東日本	<p>本報告書案にも明記されているように、アクセス網のオープン化が確保されてきたことを踏まえ、指定電気通信設備の範囲は見直していく必要があると考えます。</p> <p>現行の指定電気通信設備規制の下では、端末系伝送路設備（加入者回線）の1/2以上の使用設備シェアを保有する場合に、これと一体として設置される設備（例：N T T東西が新たに導入するルータ等の装置も含む）は、ボトルネック性の有無について十分な検証がされないままに「不可欠性」を有する蓋然性があるという理由で、原則全て指定電気通信設備とされており（ネガティブリスト方式）。</p> <p>しかしながら、指定電気通信設備規制はN T T東西の財産権を制限する面を有するものであり、ネットワークのオープン化・アンバンドル化、線路敷設基盤のオープン化により「機会の均等性」</p>	<p>同上。</p>

		<p>が確保されてきている現状を踏まえて個別にボトルネック性を挙証できる必要最小限の設備に限定する方式（ポジティブリスト方式）に見直しをいただきたいと考えます。</p> <p>具体的には、これまで、ひかり電話網は、「当該設備について容易に調達・設置可能であり、それゆえに接続事業者も同様のサービスを提供可能かどうか」により非指定電気通信設備と判断されてきたと認識しておりますが、他方、地域IP網については、他事業者との間の接続ではなく、NTT東西間の接続という1例をもって「接続実績がある」、「次世代ネットワークとの関連性」等ボトルネック性と直接関係ないと考えられる要素も考慮して非指定化が見送られてきており、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>また、メガデータネットワーク等のデータ通信網や、メディアコンバータ、PON、スプリッタ等の装置類及び局内光ファイバについても、当該装置類は誰でも容易に調達・設置可能であり、「参入機会の均等性」は確保されていることから、ボトルネック性はなく、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p>	
(6)ドミナント規制の見直しに係る制度整備	NTTドコモ	<p>(1)制度見直しの基本的方向性</p> <p>【報告書案】(P.54)</p> <p>「異なる市場の一部が重畳して部分市場が生まれていると判断される場合、当該部分市場について一定のドミナント規制を適用することも検討に値する。」</p> <p>【意見】</p> <p>部分市場の概念については、現実には競争が行われている市場よりも小さく市場を画定してしまうおそれがあるとされており、適切な判断を妨げることとなるため、部分市場にドミナント規制を適用すべきではないと考えます。</p>	
	ソフトバンクG	<p>(1)制度見直しの基本的方向性)</p> <p>報告書案P54における「指定電気通信設備制度の見直しに係る基本的方向性」を示すイメージ図において、「必要に応じて部分市場の画定」とされている部分市場の位置付けと、当該部分市場において市場支配力を有する事業者に課される規制の種別との関係性が不明確であると考えます。</p> <p>部分市場という概念が恣意的に利用され、ボトルネック性を有する市場(の一部)が、ボトルネック規制の対象から外されるといったことは断じて許容されるものではありません。</p> <p>従って、ボトルネック性を有する市場の一部や、当該市場とその他市場の融合的市場が部分市場として画定される場合には、ボトルネック性を有する市場のプレイヤー(NTT東西)に対しては、当然のことながら、ボトルネック規制(網開放義務等の接続規制、行為規制、サービス規制)が従前のとおり課せられるという状況に何ら変わりなく、必要に応じて追加的規制が課せられることを明確なイメージとして共有すべきと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、下図のとおり、イメージ図を修正すべきと考えます。</p> <p>【修正案】</p>	基本的に報告書に賛同の意見と理解する。

指定電気通信設備制度の見直しに係る基本的方向性



NTT西日本

情報通信分野においては、固定と移動、通信と放送等、様々な分野で従来の市場の枠を超えたサービスの融合化が進展する等、市場の流動化、複雑化が進展し、市場画定は従来にも増して困難になるものと想定されます。

更に、ブロードバンド市場は、IP化の進展等の技術革新を背景とした多様な新サービス、ビジネスモデルが次々と登場する等、市場環境は時々刻々と変化し、変化のスピードも速まることが確実なものとなる一方、評価・分析に必要な最新のデータを揃えることは容易でないため、的確な競争状況の評価を行うことはますます困難なものとなると想定されます。

したがって、今後、競争評価をドミナント規制の運用面に活用することを検討するにあたっては、こうした競争評価に係る困難性を十分に踏まえることが必要であると考えます。

ご指摘を踏まえた検討が必要である。

NTT東日本

(1) 制度見直しの基本的方向性)  
 現行の指定電気通信設備規制は、設備のボトルネック性や周波数の希少性といった電気通信事業

市場支配力の認定基準として、単に市場シェアを理由とするだけではな

	<p>に特有の要素に着目した規制であり、単に市場支配力だけを基に新たな事前規制を課すとすれば、企業努力による需要拡大のインセンティブを削いでしまうことになり、I P・ブロードバンド市場の拡大・発展の観点から不適切であると考えます。</p>	<p>く、報告書において言及しているとおり、その他の定性的・定量的な要素を加味した競争評価の結果を補完的に活用することについても検討することが適当である。</p>
イー・アクセス	<p>【報告書案】(P.54)  「市場画定を機動的に行う観点からは、法律により市場画定が一意的に行われている現行の仕組みを見直し、市場支配力の認定に係る基本的要件を法律に規定することとし、下位法令において具体的な市場画定を規定する制度的な枠組みについて検討を行うことが適当であると考えられる。」  【意見】  上記部分を始めとして、本報告書の中では、市場画定及び市場支配力の認定のためのツールとして、競争評価の取組の活用が期待されるとなっています。  このことから、ドミナント規制の見直しを行ううえで、競争評価の果たす役割は大変大きなものであると考えますので、現行の競争評価の見直しの検討においても、項目の整理と検討のロードマップの明確化を要望します。</p>	<p>ご指摘のとおり、制度見直しに際して検討のロードマップの明確化は極めて重要である。</p>
ソフトバンクG	<p>( 2 ) 市場モニタリング機能の強化)  前述のとおり、競争評価の規制への活用については、現行の競争評価制度が、規制と直結させる前提で制度設計がなされていない点を踏まえ、事前に手法の精緻化が図られるとともに、関係者によるコンセンサスが得られることが条件となるものと考えます。  従って、報告書案P55の最終段落に続けて、次のとおり記載を追記することを要望します。  【追記案】  「なお、競争評価の規制への活用については、当該制度の精緻化を行った上で、最終的な方向性を明確化する必要がある。」</p>	<p>市場支配力の認定基準として、単に市場シェアを理由とするだけではなく、報告書において言及しているとおり、その他の定性的・定量的な要素を加味した競争評価の結果を補完的に活用することについても検討することが適当である。</p>
テレコムサービス協会	<p>( 2 ) 市場モニタリング機能の強化)  賛同する。</p>	

第4章 ネットワークの中立性に関するその他の検討課題

1. ネットワークの利用の公平性に関する検討課題

提出者	意見	考え方
HOTnet	<p>デジタル・放送デバインド解消のためのアクセス網の多様化の推進については、広大・過疎な北海道で事業を展開する地域の通信事業者として関係府省・地方自治体などとの関係が必須であり、国や自治体が保有する設備の開放促進をお願いしたい。</p> <p>NTT東西の次世代ネットワークのプラットフォーム機能は、「規模の経済性」や「ネットワーク外部性」によるユーザーの独占性が生じやすいことから、利用者が容易にスイッチングを行うことが可能など、NTT東西の市場支配力の濫用を防止し、オープン性、公平・透明性を確保するよう制度を整備する必要がある。</p>	
JAIPA	<p>報告書案（P58）「特に、コピキタス化が進展する中、（中略）こうしたプラットフォーム機能を使ったビジネス展開が行われることが期待される。」部分について、大いに賛同する。</p>	
KVH	<p>アクセス網の多様化の推進、新しいビジネスモデルの登場に対応した法体系の見直し及びプラットフォーム機能のオープン性の確保についての記述内容に賛同する。</p>	
NTTドコモ	<p>報告書案（P58）プラットフォーム機能は各事業者のノウハウ等知的財産が凝縮されており、知的財産権は独占禁止法第21条にも現れているように、競争政策上も最大限の尊重が図られ、権利者の保護が図られるべき権利であると認識しております。</p> <p>また、プラットフォーム機能は競争の源泉であることから安易にオープン化の議論がなされるべきではないと考えます。</p> <p>さらに、プラットフォーム機能のオープン性の確保に関する「ネットワークの中立性のフェーズ2の検討」においては、プラットフォームについてはセキュリティの確保が前提であり、効率性と汎用性はトレードオフの関係にあることも念頭においた慎重な議論がなされるべきであると考えます。</p>	<p>プラットフォーム機能が競争力の源泉であるとの指摘は妥当であり、その在り方は競争に委ねることが原則であるが、当該機能が競争力の源泉であるからこそ、ドミナント事業者の通信レイヤーにおける市場支配力と結合することにより市場支配力の濫用が行なわれないよう公正競争確保のための所要の措置を講じることが必要である。</p> <p>報告書に記載の通り、プラットフォーム機能について十分なオープン性が確保されることにより、多様なアプリケーションサービスが実現される可能性などが期待される。</p> <p>なお、プラットフォーム事業の在り方については、ネットワーク中立性に関するフェーズ2において詳細に検討することが適当であり、その際、セキュリティ確保の観点など多面的な検証を加えることが適当である。</p>
ソフトバンクG	<p>アクセス網が多様化した場合であっても、依然としてNTT東西の加入者回線網におけるボトルネック性は存続することが想定され、引き続き、NTT東西へのボトルネック規制が重要性を持ち続けると考える。従って、FTTHにおけるOSU共用等を実現するための接続ルールの見直しが必要である。</p> <p>また、事業者を変更する際のスイッチングコストの多寡やNTT東西と競争事業者間の非対称的</p>	<p>ご指摘の点については、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの検討の中で改めて取り上げることが適当である。</p>

	<p>な各種条件に起因する手続きの同等性の欠如等の要因により、アクセス網の多様化の効用が制限されることは望ましくなく、そうした状況を誘引する可能性のあるスイッチング時におけるNTT東西の優位性を排除することも必要である。</p> <p>新しいビジネスモデルに即した法制度を検討する場合において、公正競争確保の観点、特に市場支配力を有する事業者の存在に対し、適正な措置を講じる観点を常に堅持することが、あらゆる場面において必要であると考えます。</p> <p>なお、新たな市場においては、当初、市場支配力は存在し得ないといった視点は誤りであり、ボトルネック性やその他電気通信市場の特性に応じた市場支配力を十分に考慮した上で、新規市場や揺籃期の市場における支配力の存在に着目し、自由なビジネス創出の機会を担保する公正有効競争の確保を図るための各種取り組みを行うことが重要であると考えます。</p> <p>NTT東西のNGNにおいては、競争事業者がNTT東西のサービスストラタムへの接続を行い、柔軟なビジネスモデルを構築する必要があることから、フェーズ2の検討においては、特に、ボトルネック性に起因する市場支配力を有する事業者のプラットフォーム機能のオープン性確保という観点到着目し、具体的検討を深めることが必要である。</p>	<p>また、プラットフォーム事業の在り方については、ネットワーク中立性に関するフェーズ2において詳細に検討することが適当であり、その際、セキュリティ確保の観点など多面的な検証を加えることが適当である。</p>
NTT持株	<p>プラットフォーム事業については、技術革新・サービス創造の妨げにならないよう規制を行わず、国際競争力の強化の観点からも、事業者の事業戦略や提携戦略に委ねるべきと考えます。</p>	
富士通	<p>「(3)プラットフォーム機能のオープン性の確保」については、ネットワークの利用の公平性の観点から非常に重要であり、フェーズ2の検討において具体的な施策展開を検討されることに賛同致します。</p>	
経団連	<p>先般公表された「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」中間取りまとめ等、用語の共通化も含め、関連報告書と連携をとる必要がある。</p>	
テレコムサービス協会	<p>((3)プラットフォーム機能のオープン性の確保) 賛同する。</p>	
NTT西日本	<p>((3)プラットフォーム機能のオープン性の確保) 現在、各レイヤーの事業者が多様なサービス・ビジネスモデルの展開に向けて取り組み始めている段階にありますが、そもそもプラットフォームをどのように開発・構築してオープン性を持たせるかは各事業者の事業戦略・競争戦略であることから、技術革新・サービス創造の妨げにならないよう、事前規制を課すことは当面差し控え、まずは国際競争力を有するプラットフォームの形成を促進すべきと考えます。当社としても、できる限り多くの方々にご利用いただけるようなサービス・機能を充実させて、ビジネスベースで広く提供していきたいと考えています。</p> <p>仮にプラットフォームのオープン化を求めるとのことであれば、まずはプラットフォームの概念を明確化し、ネットワークとは独立してそれ自体のボトルネック性の有無を判断する等、プラットフォームのオープン化を求める事前規制を課すことが不可欠であるか否かについて、慎重に見極める必要があると考えます。</p>	
NTT東日本	<p>((3)プラットフォーム機能のオープン性の確保) 前述のとおり、次世代ネットワークに係る技術や機能については、標準化の途上にあるものが多く、既存のPSTN網のようにほとんどすべての技術や機能が確定している段階にはありません。また、本報告書案で用いている「プラットフォーム機能」の定義について、統一的な定義は定まっていないことから、まずはこうした点を具体化・明確化していくことが先決であると考えます。</p> <p>なお、当社としては、国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、</p>	



	今後ともサービスを追加し、ビジネスベースで取り引きすることによって、できる限り多くの方々に次世代ネットワーク上のサービスをご利用いただきたいと考えます。	
NTT西日本	<p>((4) インターネットのボーダレス化と市場支配力の認定の在り方)</p> <p>上位レイヤーにおいては地理的制約のないグローバル市場全体でのネットワーク効果が働く可能性があるため、国内市場に閉じた議論に止まるのではなく、ボーダレス化を意識して、例えば、我が国の上位レイヤー市場において市場支配力を有する諸外国の事業者による市場支配力のレバレッジ等がその他のレイヤーに与える影響についても注視していく必要があると考えます。</p>	国内市場を対象とする通信レイヤーと国際市場における競争も視野に入れた上位レイヤーとの関係については検証を加えることが必要であり、第4章1(4)「インターネットのボーダレス化と市場支配力の認定の在り方」等で記述している。
NTT東日本	<p>((4) インターネットのボーダレス化と市場支配力の認定の在り方)</p> <p>本報告書案にも指摘のあるとおり、上位レイヤーにおいては地理的制約のないグローバル市場全体でのネットワーク効果が働く可能性があるため、国内市場に閉じるのではなく、グローバル市場全体を見据えた視点が重要であり、例えば、我が国の上位レイヤー市場において市場支配力を保有する外国の事業者が、その他のレイヤーに与える影響についても注視していくことが必要になると考えます。</p>	同上。
イー・アクセス	<p>【報告書案】(P57)</p> <p>「特に、ユビキタス化が進展する中、携帯端末のプラットフォーム機能が十分開放されることにより、携帯端末を利用した多様なアプリケーションサービスが実現する可能性があるほか、次世代ネットワークの構築やFMCの進展により、固定・移動の別なくシームレスな環境下において、こうしたプラットフォーム機能を使ったビジネス展開が行われることが期待される。こうしたプラットフォーム事業の在り方については、ネットワークの中立性に関するフェーズ2の検討37において更に詳細に検討を行い、具体的な施策展開の在り方について結論を得ることが適当である。</p> <p>【当社意見】</p> <p>次世代ネットワークのSNIの標準化については、モバイルビジネス研究会の4月6日の会合において、ぐるなびと構成員が指摘しているように事業者ごとに詳細なプロファイルの統一化が図られなければ、ユーザの利便性を損なうだけでなく、上位レイヤーの開発事業者のコストアップにつながるなど、結果的に消費者が損害を被ることになります。このような問題に対応するために、標準化機関との連携についても視野に入れて検討すべきと考えます。</p>	
MCF	<p>報告書案には、ネットワークの中立性に関する基本的な視点から具体的な方向性までが網羅されており、その方向性について基本的に賛同するが、垂直的な市場統合が急速に進展している移動通信分野の具体的な現状から意見を提出する。</p> <p>競争セーフガード運用やプラットフォーム機能のオープン性の確保について、報告書で明示されているボトルネック性のある固定通信分野だけではなく、垂直統合による弊害が顕在化している移動通信分野についても十分な検証が行なわれる必要があると考える。</p> <p>競争セーフガードの運用における、第二種指定電気通信設備に関するドミナント事業者(行為規制が課せられる)の認定にあたっては、通信ネットワークの世代毎に市場確定を行ない検証されることが必要だと考える。なぜなら、PDCに代表される2Gとcdma2000 1XやFOMA等に代表される3G、あるいはWINやHSDPAに代表される3.5Gでは、提供されるコンテンツやサービスが異なる(音楽</p>	

	<p>分野では2Gの着メロから3Gの着うた、3.5Gでの着うたフルと世代毎に主要なコンテンツが変化している)ためである。例えば、移動通信分野全体のシェアでは第2位の通信事業者が3.5Gでは市場の90%近いシェアを占めておりこの市場に対して大きな影響力が存在するからである。</p> <p>また、携帯端末のプラットフォーム機能が十分に開放されることにより、多様なアプリケーションやサービスを実現する可能性があることは報告書で指摘されるとおりであり、垂直的な市場統合が進展して状況では、下位レイヤーの通信ネットワークが上位レイヤーに対して中立性を確保する上で非常に重要なポイントであると考ええる。</p> <p>プラットフォーム事業の在り方については、フェーズ2において詳細な検討が行なわれる事が適当であるという報告書の主旨については賛同する。検討においては、別紙2「携帯電話事業者のプラットフォームに関する状況」であげたような具体的な項目について、通信事業者すべてに公平性が求められるプラットフォームの在り方とドミナント事業者に限定して公平性が求められる分野に分けて検討される事が望ましいと考える。</p> <p>また、次世代ネットワークの構築やFMCの進展により、固定・移動のべつなくシームレスな環境下において、プラットフォーム機能を使ったビジネス展開が行なわれる事が期待される中では、ナンバーポータビリティと同様にIDポータビリティも確保されることも必要だと考える。</p>	
個人	<p>3. コンテンツ事業者のビジネスモデルについて</p> <p>今回の報告書の中では、恐らく放送事業者に配慮して言及をとどめたように見受けられるが、放送事業者のインフラのあり方は見直しが必然とされており、新規事業者とあわせてビジネスモデルのあり方を検討する必要があり、その事はインフラをもってビジネスを展開する事業者には多大な影響を与えるのであるからもっと踏み込んだ表現にするべきであると考ええる。</p>	放送事業者のインフラやビジネスモデルの在り方については、本懇談会の議論の対象外である。
個人	<p>今回の報告で分かったことは、(1)議論に足るだけのトラフィック情報を入手できないこと、(2)ISPはすでに種々のパケット・フィルタリングを実施しだしていることである。前者に関しては、新たな通信データ公開原則のようなものが必要であろう。また、後者に関しては、通信の秘密の観点からその種の運用がどこまで許されるのか否か国民のコンセンサスが必要だと考える。</p>	

## 2. 利用者保護策の検討

提出者	意見	考え方
HOTnet	<p>メールセキュリティ強化及び大量通信等への対策は、利用者と通信事業者の双方を保護する目的で対策を講じ正当な業務行為として認められる場合も多いが通信の秘密を侵害しているとの懸念もある。利用者保護、事業者の違法性阻却などのため、これらの対策を行うことについての法的な整備が必要である。</p>	
JAIPA	<p>報告書案(P59)「今後、行政当局においては、こうした制度などを参考としつつ、料金比較情報提供サービスに関する認定制度の導入について検討することが適当である。」部分について、そのような要望があることは理解できるが、日本においてはISPの料金比較情報提供サービスとして認定に値するものがあるかどうか不明。あるISP比較サイトにおいては、キャンペーンやキャッシュバックなど、一時的な内容による比較がメインに行なわれおたり、かならずしも正確に実態を反映していない。単純な比較では難しいため、公正な基準で比較することは極めて困難であり、現状は行政当局による認定には程遠い状況。</p>	
KVH	<p>金融商品販売法及び金融商品取引法(本年9月施行予定)の利用者保護の「適用性原則」と電気</p>	

	<p>通信事業法の利用者保護のそれにおいては、金融商品と電気通信サービスに対する消費者のリスク許容度（例えば詐欺的行為に対する財務的インパクト）が異なることから、同様に論じることではできないと考える。</p>	<p>なお、報告書において「電気通信サービスの特性や利用実態などを念頭に置きながら、これに即した形で」具体的に検討を進めていくことが望ましい旨表現を修正した(p64)。</p>
ヤフー	<p>「IP網における垂直統合型のビジネスモデルが主流となっていく」(59頁)ということは必ずしも確定的に言えるものではないのではないか。</p> <p>利用不可避なインフラたる「通信」と利用しないという選択肢もある「金融商品」ではその性質を全く異にする。通信は、消費者にとってなくてはならないものであるから、そもそも複雑な商品設計にするべきなく、商品設計を複雑にしておいて「適合性の原則」のような考え方を持ち込まざるを得ないとされてしまう様な事態が将来発生してしまうことは避けなければならない。商品設計を分かり易くし、かつ消費者に分かり易い表示を行うようガイドラインを作成する等、ルール化するという検討を行うことが適切である。なお、インターネットは複雑な伝送経路の中で多数の関与者が存在し、その伝送経路の中の一部でも性能が落ちる者が関与していた場合、仮に消費者の入り口において次世代ネットワークを経由していたとしても当該性能が落ちる者のレベル以上の性能を出せないというベストエフォート型であるという特性があるため、むしろ損害や不利益が発生した場合にどこまでどの様な形で消費者の保護を図るべきかをルール化すべきである。</p>	<p>同上。</p>
ソフトバンクG	<p>ブロードバンド化やIP化の進展によるサービスの高度化、多様化、複雑化により、利用者保護の視点が今後より一層重要となることが想定されますが、原則として、電気通信事業法第26条(提供条件の説明)及び同法施行規則第22条の2の2(提供条件の説明)の説明義務等に基づく電気通信事業者における個別の取組を基本とすべきと考える。</p> <p>なお、一例として金融商品の販売等における「適合性原則」への対応の義務付けについて触れられていますが、一般的に、金融商品については、知識・経験の乏しい消費者との契約や、収入に見合わない高額な契約等を避けることを事業者が遵守すべき根拠として「適合性原則」が定められているところであり、電気通信事業における各種サービスの性質とは必ずしも一致しない点も有していることから、各々のサービスの共通性や相違を見極めた上で、必要な措置を検討していくことが重要。</p>	<p>同上。</p>
個人	<p>報告書によれば、ますますのIP化時代を迎え多種多様なサービスが提供されることとなり、消費者に利便性が図られることになると予想されますが、消費生活センターには、新しいサービスが提供されるたびにそれに伴う相談が寄せられます。</p> <p>もともとIPの仕組みがわからないまま商品・サービスを利用しているため、いったんトラブルが起るとその原因がどこにあるのかわからず、どこに相談したらよいかわからない状態です。また、サービス提供に係る事業者も多く、契約関係も複雑です。</p> <p>相談者からは、相談窓口が、つながりにくくつながっても音声による選択で何を選べばいいかわからない、相談員につながっても説明の言葉が、わかりにくい上に、回答も一辺倒であり、たらいまわし状態との苦情も入ります。</p> <p>消費者は十分に説明されず、また、説明を受けてもよくわからずに、契約内容を理解しないまま契約しているケースが多々見られるのが現状です。</p> <p>ますます複雑化するIP時代を向かえ、消費者保護のためには、消費者の権利として、一般の消費者が理解できる言葉と内容で十分な情報提供を与えられること、相談窓口の一本化と充実、それ</p>	

	に向けた法整備が必要と考えます。	
個人	<p>消費者基本法第一条に沿い、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差をなくし、消費者の権利が尊重されその自立が図られるような施策が行われることを希望する。</p> <p>【理由】</p> <p>現在、NTT東西によって、次世代ネットワークNGNの実証実験が実施されている。光回線網と電波による新しいブロードバンドサービスの提供は、消費者の目の前で展開され始めようとしているのだろうと想像される。しかし、ほとんどの消費者はそれらの実証実験でどのような事が行われようとしているのかを知らない。</p> <p>新たなサービスが展開されるたびに、消費者は勧誘や契約の場でサービスや料金の仕組みを理解することができず、事業者が提供する情報を一方的に受身で受け取らざるを得ない。これは、特定商取引法における訪問販売等と同様、消費者にとって不意打ち性のある攻撃的な販売勧誘以外の何者でもない。消費者と事業者間における知識・技術・情報の格差がこれほどは甚だしいのは、近年問題になっている金融分野における消費者トラブルに見劣らない状況である。反面、金融被害と違い、通信役務による消費者トラブルはその難解な内容と料金の低廉さがあいまって、消費者問題としての認識さえも十分ではない。</p> <p>消費者契約のどの分野においても、消費者には契約締結のための十分な情報が与えられ、消費者が自ら選択することができなくてはならない。消費者基本法第一条にあるように、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差をなくし、消費者の権利が尊重されその自立が図られるような施策が行われることを希望する。</p>	

### 3. 端末政策の見直し

提出者	意見	考え方
KVH	記述内容に賛同する。	

### 4. 国際的な制度の整合性確保への積極的貢献

提出者	意見	考え方
NTTコミュニケーションズ	<p>【報告書の記載】(P60 4.)</p> <p>「このため、ITU、OECD、APECなどの場において、ネットワークの中立性に関する一般原則について共通認識を醸成し、これに基づく国内法制の是非については各国で判断することとするなど、一般的な競争原則についてのコンセンサス作りに向けて行政は努める必要がある。」</p> <p>【弊社意見】</p> <p>ボーダレスを特徴とするインターネットの競争原則について、国内の競争ルール整備のみを先行して行うべきではなく、諸外国の状況を踏まえ、ITU、OECD、APEC等の多国間の枠組みやEPA等の二国間協定において一般原則や競争ルールについて、制度調和に向けた具体的な合意形成を図ることが、我が国のICT産業の国際競争力を維持・強化するうえで必須であると考えます。</p>	<p>国内の競争ルール整備と国際的な議論への積極的参画についてはいずれも重要であり、それぞれの状況を踏まえ積極的に対応していくことが必要である。</p>

第5章 望ましい政策展開の方向性

提出者	意見	考え方
H O Tnet	<p>「ネットワークの中立性を確保するための検討ロードマップ」が確実に推進され、「新競争促進プログラム2010」の実現に繋げていくことを期待する。また、これらに関連する実証実験等について、地域の通信事業者からも参加の機会が与えられるよう希望する。</p>	
K V H	<p>ネットワークの中立性は、利用の公平性及びコスト負担の公平性のみならず、ネットワーク構成上の技術中立性も検討されるべきではないかと考える。</p>	<p>報告書(p8)のとおり、「技術中立性」についても検討の対象である。</p>
ソフトバンクG	<p>フェーズ2の検討においては、より具体的な制度への落とし込みを行う必要があることから、競争制限的・競争阻害的要因の実態や将来的な懸念を十分に把握する必要性がさらに高まることが想定される。従って、これまで以上に、オープンな場で議論を行い、関係者から広く情報収集・意見聴取を行うことが必要。</p> <p>なお、これまで述べてきたとおり、N T Tグループの共同的・一体的市場支配力の行使等については、現に市場において顕在化しつつあることを考慮し、必ずしもフェーズ2の検討ステージにこだわることなく、可能な部分を前倒し検討することや個別に制度的な枠組みを構築する等の柔軟な取組を行うことが極めて重要。</p>	

提出者	意見	考え方
HOTnet	<p>今後の市場支配力の認定における競争評価の活用方法については、本論にあるように定量的基準と競争評価結果の組合せのあり方について、早急に具体的基準等の検討を行い、実施にあたっては、その根拠等をオープンにし、社会的なコンセンサスを得た上で行われることを要望する。</p> <p>また、市場の流動性に合致した基準の策定についても早期に行うよう希望する。</p>	
KVH	<p>技術進歩が甚だしく、複合的なサービスが導入されつつある現状においては、複数の市場に係る市場支配力の認定の在り方について、競争評価による定性的、定量的な分析を参考として、複合的なサービス市場に与える新たな分析の枠組みを確立することが必要である。</p>	
ソフトバンクG	<p>(3. 市場画定と競争評価)</p> <p>現状、競争評価にて行っている事後評価のみでは不十分であり、今後、事前評価手法の確立に向けた取り組みを進めることが適当であると考えます。具体的には、ボトルネック設備を有する支配的事業者の新規サービス(FMC、NGN等)による競争環境への影響に関する分析を戦略的評価テーマとして追加する等により、既存サービスだけでなく新規サービスに対するプレビュー的な競争評価手法の確立にむけて、検討を深めることが有効と考えます。</p>	
ソフトバンクG	<p>(3. 市場画定と競争評価)</p> <p>SSNIP等の計量経済学的手法については、データ入手可能性や手法の頑健性に課題があり、定量化が容易な指標に分析が偏りがちといった課題が存在します。従って、SSNIPテスト等は補完的分析ツールにとどまるという限界性を十分に認識の上、今後は、定量化が困難な指標の分析手法の精査に重点を移し、具体的検討を深めることが有効と考えます。</p>	
ソフトバンクG	<p>(3. 市場画定と競争評価)</p> <p>報告書案において、地理的市場の画定に関し、「行政区画を基本的な単位として地理的な範囲を設定していくことが効果的である」との記述がなされています。</p> <p>他方、本年4月9日に公表された「電気通信事業分野における市場画定 2006」においては、FTTH市場について、「全国10の地域ブロック」として画定されており、行政区画による画定はなされていません。</p> <p>FTTH市場における地理的市場の画定(全国10の区分)については、報告書案にもあるとおり、地理的市場を「過度に細分化する」ことは適当でないという考えから、当該サービスを全国的に提供するNTT東西と、これに対抗する電力系事業者等の競争状況に着目した結果を反映したものと理解しています。</p> <p>URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070409_5_bt1.pdf">http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070409_5_bt1.pdf</a></p> <p>前述の競争評価における市場画定に関する弊社の理解が正しければ、地理的市場の画定においては、市場状況等により、「行政区画」以外の単位での画定がなされ得ることを明確化すべきと考えます。</p> <p>具体的には、報告書案P65の脚注に以下の記述を追記することを要望します。</p> <p><b>【追記案】</b></p> <p>「地理的市場については、以下の事例のように、個別の競争状況に応じて、市場画定を行っているのが実情である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FTTH市場については、全国10の地域ブロックを地理的市場として画定</li> <li>・固定電話市場においては、東日本、西日本の全国2地域を地理的市場として画定</li> </ul>	<p>第3節「市場画定と競争評価」において、「地理的市場については、事業者数や営業区域等による競争状況の差異を考慮して画定するが、過度に細分化するのではなく、データの入手可能性や規制適用の実効性も踏まえ、行政区画を基本的な単位として地理的な範囲を設定していくことが効果的である。」と、行政区画を基本的な単位とした上で、事業者数や営業区域等による競争状況の差異を考慮して地理的市場を画定する旨記述している。</p>

	・携帯電話市場においては、沖縄とそれ以外の全国2地域を地理的市場として画定」	
ソフトバンクG	(3.市場画定と競争評価) 部分市場については、今後、特に市場の水平的公正競争に着目して、必要に応じて画定されるアプローチ案が検討されていますが、恣意的な市場画定により、特定市場の規制が緩和される等、当該概念が規制の抜け道として利用されないよう、明確な位置づけを定義することが必要と考えます。	
ソフトバンクG	(5.競争評価の活用に係る留意事項) 競争評価に必要なデータ収集のため、電気通信事業報告規則に基づく報告内容の改廃を進めることについては、昨今の規制緩和の流れを踏まえ、事業者にとって過度な規制とならないように配慮することが必要です。	第5節「競争評価の活用に係る留意事項」において、「市場モニタリング機能の強化に必要な情報を確保するとともに、過度の事業者負担を回避する観点から、電気通信事業報告規則に基づく報告内容の改廃を進めることが適当である。」と記述している。
NTTコミュニケーションズ	【報告書(案)の記載】(P67) 電気通信事業報告規則に基づく統計データの中には、IP化の進展等に伴いその意義や必要性が薄れつつあり、十分に活用されていないデータも存在している。このため、指定電気通信設備制度の見直しに先立ち、市場モニタリング機能の強化に必要な情報を確保するとともに、過度の事業者負担を回避する観点から、電気通信事業報告規則に基づく報告内容の改廃を進めることが適当である。 【弊社意見】 IP化の進展を踏まえ、活用されていないデータや必要性が薄れているデータについては、電気通信事業報告規則に基づく報告内容から除外するという方向性について賛同いたします。	